官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府八五）　一五五
○貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同八六）　一五五
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同八七）　一六〇
〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学四）　一六一
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一〇）　一六三
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産七）　一七九
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一四）　一八〇
〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務九五）　一八四
○電波法施行規則の一部を改正する省令（同九六）　一八五
○地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同九七）　一八五
○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令（法務四五）　一八八
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令（同四六）　一九八
○出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（同四七）　二〇〇
○商業登記規則等の一部を改正する省令（同四八）　二〇〇
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（法務・厚生労働四）　二三三
○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（同五）　二四四
○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令（法務・国土交通一）　二九六
○国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令（財務六二）　三〇〇
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・農林水産五）　三〇五
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（文部科学二六）　三〇六
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（同二七）　三一一
○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（同二八）　三一三
○国民年金基金規則等の一部を改正する省令（厚生労働九五）　三一四
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産四五）　三一八
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令（経済産業六四）　三二四
○動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令（国土交通九四）　三二五
○道路法施行規則等の一部を改正する省令（同九五）　三六〇
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同九六）　三六三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同九七）　三六四
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同九八）　三六六
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同九九）　三六八
○気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（同一〇〇）　三七一
〔法規的告示〕
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等の一部を改正する件（内閣府一二五）　三七三
○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（同一二六）　三七四
○地方公務員等共済組合法施行規程第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法の一部を改正する告示（内閣府・総務・文部科学一）　三七四
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務四）　三七五

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件（**内閣府・文部科学**二）　三七七

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係告示の整備に関する告示（**こども家庭庁**五）　三七九

○内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準を廃止する告示（**同**六）　三八六

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部を改正する件（**同**七）　三九六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（**こども家庭庁・厚生労働**八）　三九九

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（**総務**三三九）　三九九

○電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件（**同**三四〇）　三九九

○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件を廃止する件（**同**三四一）　四〇一

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（**総務・経済産業・国土交通**一）　四〇二

○商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示（**法務**一一九）　四〇二

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第十九条第二項第三号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める区域（**法務・厚生労働**一）　四〇二

○国家公務員共済組合法施行規則第九十九条第二項第四号に規定する財務大臣が定める方法の一部を改正する告示（**財務**二五七）　四〇三

○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法の一部を改正する告示（**文部科学**一二三）　四〇三

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**厚生労働**二六五）　四〇四

○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（**同**二六六）　四〇八

○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**同**二六七）　四一〇

○令和八年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（**国土交通**九〇三）　四一二

○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件（**同**九〇四）　四一四

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（**同**九〇五）　四一五

## 〔その他告示〕

○農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示（**金融庁・農林水産**一八）　四一六

○重要文化財の管理団体を定める件（**文化庁**二二）　四一九

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**同**二三）　四二〇

○令和七砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件（**農林水産**一四五九）　四二〇

○令和七砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件（**同**一四六〇）　四二〇

○流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の変更について（**農林水産・経済産業・国土交通**五）　四二二

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく業種を指定する件（**経済産業**一四四）　四二三

○福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**九〇六）　四二三

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**九〇七）　四二五

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**九〇八）　四二五

○排出ガス対策型建設機械の書面の記載事項変更に関する件（**同**九〇九）　四二六

○大館能代空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**九一〇）　四二七

## 〔官庁報告〕

基本測量関係事項公告（国土交通省）　四四三

## 〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和六年度令和七年七月分）、（令和七年度令和七年七月分）（財務省）　四四三

# 府　令

○内閣府令第八十五号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

## 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

**第一条**　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

### 改正後

**別紙様式第１号**（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | ［略］ | |

### 改正前

**別紙様式第１号**（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |
| | | ［同左］ | |
| | | ［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | （純 資 産 の 部）<br>［略］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　略］

⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑽～⑳　［略］

［２・３　略］

［第３～第５　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | （純 資 産 の 部）<br>［同左］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］

［加える。］

⑼～⑲　［同左］

［２・３　同左］

［第３～第５　同左］

**別紙様式第１号の２**（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］<br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

⑶　［略］

**別紙様式第１号の２**（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２　第　期中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］<br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　略］

⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑽～⑳　［略］

［２・３　略］

［第３～第５　略］

**別紙様式第２号**（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］

［加える。］

⑼～⑲　［同左］

［２・３　同左］

［第３～第５　同左］

**別紙様式第２号**（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　　年　　月　　日現在中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | | ［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

［削る。］

⑥～⑩　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　略］

⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

第２　　年　　月　　日現在中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| ［同左］ | | ［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　リース取引の処理方法

⑦～⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］

［加える。］

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑽～⑯　［略］

［２・３　略］

第３　［略］

**別紙様式第２号の２**（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　年　月　日現在中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | | ［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| 合　計 | | 合　計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑼～⑮　［同左］

［２・３　同左］

第３　［同左］

**別紙様式第２号の２**（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　年　月　日現在中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| ［同左］ | | ［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| 合　計 | | 合　計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑤　略］
［削る。］
⑥～⑩　［略］
⑶　［略］
⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
［⑹～⑻　略］
⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。
⑽～⑯　［略］
［２・３　略］

第３　［略］

**別紙様式第３号**（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　名

⑵　［同左］
［①～⑤　同左］
⑥　リース取引の処理方法
⑦～⑪　［同左］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］
［加える。］

⑼～⑮　［同左］
［２・３　同左］

第３　［同左］

**別紙様式第３号**（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　第　期（年　月　日から／年　月　日まで）事業概況書

［１～10　略］

11　有形固定資産の内訳

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［12・13　略］

第２　第　期末（　年　月　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |
| | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| | | ［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　第　期（年　月　日から／年　月　日まで）事業概況書

［１～10　同左］

11　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

３　貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［12・13　同左］

第２　第　期末（　年　月　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |
| | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| | | ［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑥　略］
［削る。］
⑦～⑪　［略］
［⑶・⑷　略］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　賃貸等不動産の状況に関する事項
②　賃貸等不動産の時価に関する事項
連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
［⑺～⑭　略］
⑮　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。
［⑯～㉛　略］
［２～４　略］
５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。
６　［略］

第３　第　期（年　月　日から／年　月　日まで）損益計算書

［表略］
（記載上の注意）
［１～10　略］

⑵　［同左］
［①～⑥　同左］
⑦　リース取引の処理方法
⑧～⑫　［同左］
［⑶・⑷　同左］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
［⑺～⑭　同左］
⑮　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
［⑯～㉛　同左］
［２～４　同左］
５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
６　［同左］

第３　第　期（年　月　日から／年　月　日まで）損益計算書

［同左］
（記載上の注意）
［１～10　同左］

11　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13　［略］

［第４・第５　略］

**別紙様式第３号の２**（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～11　略］

12　有形固定資産の内訳

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［13・14　略］

第２　第　期末（　年　月　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |

［加える。］

［加える。］

11　［同左］

［第４・第５　同左］

**別紙様式第３号の２**（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～11　同左］

12　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

３　貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［13・14　同左］

第２　第　期末（　年　月　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］<br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑭　略］

⑮　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］<br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑭　同左］

⑮　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑯～㉛　略］

［２～４　略］

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　［略］

第３　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～10　略］

11　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13　［略］

［第４・第５　略］

**別紙様式第４号**（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

［⑯～㉛　同左］

［２～４　同左］

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　［同左］

第３　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～10　同左］

［加える。］

［加える。］

11　［同左］

［第４・第５　同左］

**別紙様式第４号**（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）事業概況書

［１～８　略］

９　有形固定資産の内訳

［表略］

（記載上の注意）

貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

10　［略］

第２　年　月　日現在　貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

［削る。］

⑥～⑩　［略］

［⑶・⑷　略］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）事業概況書

［１～８　同左］

９　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

10　［同左］

第２　年　月　日現在　貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　リース取引の処理方法

⑦～⑪　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　賃貸等不動産の状況に関する事項
②　賃貸等不動産の時価に関する事項
連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⒀～⒇　略］

［２～４　略］

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　［略］

第３　（　年　月　日から　年　月　日まで）　損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑾　同左］

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

［⒀～⒇　同左］

［２～４　同左］

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　［同左］

第３　（　年　月　日から　年　月　日まで）　損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

8　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9～11　［略］

**別紙様式第４号の２**（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代表者氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

［１～９　略］

10　有形固定資産の内訳

［表略］

（記載上の注意）

貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

11　［略］

第２　年　月　日現在　貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | リース負債 | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 使用権資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |

［加える。］

7～9　［同左］

**別紙様式第４号の２**（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代表者氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

［１～９　同左］

10　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

11　［同左］

第２　年　月　日現在　貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | リース債務 | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| リース資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

［削る。］

⑥～⑩　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⒀～㉑　略］

［２～４　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　リース取引の処理方法

⑦～⑪　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑾　同左］

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

［⒀～㉑　同左］

［２～４　同左］

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　［略］

第３　（　年　月　日から<br>年　月　日まで）損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

８　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

９～11　［略］

**別紙様式第５号**（第18条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所<br>株式会社　　銀行<br>代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［表略］

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　［同左］

第３　（　年　月　日から<br>年　月　日まで）損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

［加える。］

７～９　［同左］

**別紙様式第５号**（第18条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所<br>株式会社　　銀行<br>代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹・⑺　略］

⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑼～⑱　［略］

［２～４　略］

5　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

［３～５　略］

**別紙様式第５号の２**（第18条第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

［⑹・⑺　同左］

［加える。］

⑻～⑰　［同左］

［２～４　同左］

5　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

［３～５　同左］

**別紙様式第５号の２**（第18条第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］
（記載上の注意）
［１～５　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| | | ［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑥　略］
［削る。］
⑦～⑫　［略］
［⑶・⑷　略］

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）
１　［同左］

⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑥　同左］
⑦　リース取引の処理方法
⑧～⑬　［同左］
［⑶・⑷　同左］

| | |
|---|---|
| ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 | ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 |
| ⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　賃貸等不動産の状況に関する事項<br>②　賃貸等不動産の時価に関する事項<br>賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。 | ⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項 |
| ［⑺～⑾　略］ | ［⑺～⑾　同左］ |
| ⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　会計方針に関する情報<br>②　リース特有の取引に関する情報<br>③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報<br>銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。<br>ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定について記載すること。 | ⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。） |
| ［⒀～⒁　略］ | ［⒀～⒁　同左］ |
| ［２～５　略］ | ［２～５　同左］ |
| ６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。 | ６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。 |
| ７　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。 | ７　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 |
| ３（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 | ３（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 |
| （記載上の注意）<br>［略］ | （記載上の注意）<br>［同左］ |
| ⑴　連結損益計算書<br>［表略］<br>（記載上の注意）<br>［１～６　略］ | ⑴　［同左］<br>［同左］<br>（記載上の注意）<br>［１～６　同左］ |
| ７　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。<br>⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）<br>⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額<br>⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） | ［加える。］ |

8　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9　［略］

⑵　［略］

連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

8　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

9　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10・11　［略］

12　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、11の注記と併せて記載することができる。

［４・５　略］

**別紙様式第６号**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部） | | （負 債 の 部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |

［加える。］

7　［同左］

⑵　［同左］

連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［加える。］

［加える。］

8・9　［同左］

10　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、9の注記と併せて記載することができる。

［４・５　同左］

**別紙様式第６号**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所

株式会社　　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部） | | （負 債 の 部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］<br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　略］

⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑽～⑵　［略］

［２・３　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］<br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］

［加える。］

⑼～⑳　［同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

**別紙様式第６号の２**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］<br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第６号の２**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］<br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　略］

⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑽～㉑　［略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

**別紙様式第６号の３**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］

［加える。］

⑼～⑳　［同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第６号の３**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br>［略］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑭　略］

⑮　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br>［同左］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑭　同左］

⑮　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑯～㉜　略］

［２～４　略］

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　［略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～10　略］

11　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13　［略］

第２　［略］

**別紙様式第６号の４**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |

［⑯～㉜　同左］

［２～４　同左］

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　［同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～10　同左］

［加える。］

［加える。］

11　［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第６号の４**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 使用権資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| | | ［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑭　略］

⑮　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

| | | | |
|---|---|---|---|
| リース資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| | | ［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑭　同左］

⑮　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑯～㉜　略］

［２～４　略］

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　［略］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～10　略］

11　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13　［略］

第２　［略］

**別紙様式第７号**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　支店

代表者氏名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |

［⑯～㉜　同左］

［２～４　同左］

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　［同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～10　同左］

［加える。］

［加える。］

11　［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第７号**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　支店

代表者氏名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

［削る。］

⑥～⑩　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　略］

⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑽～⑯　［略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　リース取引の処理方法

⑦～⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］

［加える。］

⑼～⑮　［同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第７号の２**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | | ［略］<br>そ　の　他　負　債<br>［略］<br>リ　ー　ス　負　債<br>［略］<br>［略］ | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

［削る。］

⑥～⑩　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　略］

⑼　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

**別紙様式第７号の２**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| ［同左］ | | ［同左］<br>そ　の　他　負　債<br>［同左］<br>リ　ー　ス　債　務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　リース取引の処理方法

⑦～⑪　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑻　同左］

［加える。］

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑽～⑯　［略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

**別紙様式第７号の３**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所<br>銀行　支店<br>代表者氏名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| 合計 | | 合計 | |

⑼～⑮　［同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第７号の３**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所<br>銀行　支店<br>代表者氏名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

［削る。］

⑥～⑩　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定について記載すること。

［⒀～㉑　略］

［２～４　略］

5　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　リース取引の処理方法

⑦～⑪　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑾　同左］

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

［⒀～㉑　同左］

［２～４　同左］

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　［同左］

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

7　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9～11　［略］

第２　［略］

**別紙様式第７号の４**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　支店

代表者氏名

（記載上の注意）

［略］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| 合計 | | 合計 | |

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

［加える。］

7～9　［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第７号の４**（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

銀行　支店

代表者氏名

（記載上の注意）

［同左］

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| ［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| 合計 | | 合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑤　略］

［削る。］

⑥～⑩　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⒀～㉑　略］

［２～４　略］

5　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑤　同左］

⑥　リース取引の処理方法

⑦～⑪　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑾　同左］

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

［⒀～㉑　同左］

［２～４　同左］

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　［同左］

損益計算書（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

８　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

９～11　［略］

第２　［略］

**別紙様式第８号**（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⒁に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

⑶　［略］

損益計算書（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

［加える。］

７～９　［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第８号**（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⒀に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹・⑺　略］

⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑼～⑲　［略］

［３～５　略］

６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

中間連結損益計算書（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

［略］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

**別紙様式第８号の２**（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

［⑹・⑺　同左］

［加える。］

⑻～⑱　［同左］

［３～５　同左］

６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

中間連結損益計算書（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

［同左］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第８号の２**（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所

株式会社　銀行

代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br><br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br><br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑾　同左］

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

ファイナンス・リースの借手である銀行及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑬～㉕　略］

［３～６　略］

７　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

８　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

８　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

９・10　［略］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

［⑬～㉕　同左］

［３～６　同左］

７　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

８　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

［加える。］

７・８　［同左］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

8　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9・10　［略］

第２　［略］

**別紙様式第10号**（第20条第２項関係）

第　　期（　年　月　日から<br>年　月　日まで）附属明細書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　株式会社　　銀行

代表取締役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

１　計算書類に関する事項

⑴　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　略］

［⑵～⑷　略］

２　［略］

**別紙様式第11号**（第34条の24第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中間業務報告書

第　期中（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

［加える。］

7・8　［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第10号**（第20条第２項関係）

第　　期（　年　月　日から<br>年　月　日まで）附属明細書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　株式会社　　銀行

代表取締役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

１　［同左］

⑴　［同左］

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［⑵～⑷　同左］

２　［同左］

**別紙様式第11号**（第34条の24第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中間業務報告書

第　期中（　年　月　日から<br>年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　第　　期中　（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹・⑺　略］

⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

銀　行　持　株　会　社　名

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　第　　期中　（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

［⑹・⑺　同左］

［加える。］

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑼～⑱　［略］

［２～５　略］

６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

［３～５　略］

**別紙様式第12号**（第34条の24第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会 社 名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　第　期末（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |

⑻～⑰　［同左］

［２～５　同左］

６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

［３～５　同左］

**別紙様式第12号**（第34条の24第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会 社 名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　第　期末（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⒀～⒁　略］

［２～６　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑾　同左］

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

［⒀～⒁　同左］

［２～６　同左］

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

8　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

3　第　期（年　月　日から／年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

8　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

9　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10　［略］

⑵　［略］

連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

9　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

10　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

11・12　［略］

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

8　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

3　第　期（年　月　日から／年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［加える。］

［加える。］

8　［同左］

⑵　［同左］

連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

［加える。］

［加える。］

9・10　［同左］

13　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12の注記と併せて記載することができる。

［４・５　略］

**別紙様式第13号**（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
銀　行　持　株　会　社　名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⑭に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹・⑺　略］

11　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載することができる。

［４・５　同左］

**別紙様式第13号**（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
銀　行　持　株　会　社　名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⑬に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

［⑹・⑺　同左］

⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑼～⑲　［略］

［３～６　略］

７　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

**別紙様式第13号の２**（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役　氏名

（記載上の注意）

［１～４　略］

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |

［加える。］

⑻～⑱　［同左］

［３～６　同左］

７　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

**別紙様式第13号の２**（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役　氏名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である銀行持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑬～㉕　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑾　同左］

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）

［⑬～㉕　同左］

［３～７　略］

８　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

９　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

８　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

９　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10・11　［略］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

８　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

９　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10・11　［略］

第２　［略］

［３～７　同左］

８　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

９　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［加える。］

［加える。］

８・９　［同左］

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［加える。］

［加える。］

８・９　［同左］

第２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無尽業法施行細則の一部改正）

**第二条**　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （業務報告書雛形）<br>第何期業務報告書<br>年　月　日ヨリ　年　月　日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也<br>年　月　日<br>府　市　町<br>何　何　何　何番地<br>県　郡　村<br>何無尽株式会社<br>取締役　氏　名<br>取締役　氏　名<br>取締役　氏　名<br>ノ　ノ　ノ<br>金融庁長官　殿<br>目次<br>［一～四　略］<br>備考<br>［一～四　略］<br>二　第何期末（　年　月　日現在）貸借対照表<br>［略］ | （業務報告書雛形）<br>第何期業務報告書<br>年　月　日ヨリ　年　月　日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也<br>年　月　日<br>府　市　町<br>何　何　何　何番地<br>県　郡　村<br>何無尽株式会社<br>取締役　氏　名<br>取締役　氏　名<br>取締役　氏　名<br>ノ　ノ　ノ<br>金融庁長官　殿<br>目次<br>［一～四　同上］<br>備考<br>［一～四　同上］<br>二　第何期末（　年　月　日現在）貸借対照表<br>［同上］ |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （資産の部） | 円 |
| ［略］ | |
| 有形固定資産 | |
| ［略］ | |
| 使用権資産 | |
| ［略］ | |
| 無形固定資産 | |
| ［略］ | |
| 使用権資産 | |
| ［略］ | |
| 資産の部合計 | |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （負債の部） | 円 |
| ［略］ | |
| その他負債 | |
| ［略］ | |
| リース負債 | |
| ［略］ | |
| （純資産の部） | |
| ［略］ | |
| 負債及び純資産の部合計 | |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （資産の部） | 円 |
| ［同左］ | |
| 有形固定資産 | |
| ［同左］ | |
| リース資産 | |
| ［同左］ | |
| 無形固定資産 | |
| ［同左］ | |
| リース資産 | |
| ［同左］ | |
| 資産の部合計 | |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| （負債の部） | 円 |
| ［同左］ | |
| その他負債 | |
| ［同左］ | |
| リース債務 | |
| ［同左］ | |
| （純資産の部） | |
| ［同左］ | |
| 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑤　略］
［削る。］
⑥・⑦　［略］
［⑶・⑷　略］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　賃貸等不動産の状況に関する事項
②　賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
［⑺～⑿　略］
⒀　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
無尽会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、無尽会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である無尽会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。
［⒁～⒇　略］
［２・３　略］
4　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。
5　［略］

三　第何期（自　年　月　日／至　年　月　日）損益計算書

［表略］
（記載上の注意）
［１～９　略］
10　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

（記載上の注意）
1　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑤　同左］
⑥　リース取引の処理方法
⑦・⑧　［同左］
［⑶・⑷　同左］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
［⑺～⑿　同左］
⒀　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
［⒁～⒇　同左］
［２・３　同左］
4　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
5　［同左］

三　第何期（自　年　月　日／至　年　月　日）損益計算書

［同左］
（記載上の注意）
［１～９　同左］
［加える。］

11　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12　［略］

四　［略］

（附属明細書ひな形）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

住所

無尽株式会社

代表取締役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

1　計算書類に関する事項

(1)　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：千円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［1～3　略］

4　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［(2)～(4)　略］

2　［略］

［加える。］

10　［同左］

四　［同左］

（附属明細書ひな形）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

住所

無尽株式会社

代表取締役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

1　［同左］

(1)　［同左］　（単位：千円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［1～3　同左］

4　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［(2)～(4)　同左］

2　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

**第三条**　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改正後

**別紙様式第２号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫名

理事長氏名

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |
| | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| | | ［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品に関する事項

①　［略］

## 改正前

**別紙様式第２号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫名

理事長氏名

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |
| | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| | | ［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　［同左］

①　［同左］

② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹ 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⒀　略］

⒁ 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⒂～⒃　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

**別紙様式第３号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫名

理事長氏名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴ ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵ ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶ オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹ 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⒀　同左］

⒁ リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⒂～⒃　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

**別紙様式第３号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫名

理事長氏名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14.　［略］

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第４号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫名
理事長氏名

１．計算書類に関する事項

⑴　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［⑵～⑺　略］

２．　［略］

**別紙様式第６号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫連合会名
理事長氏名

［加える。］

10. ～12.　［同左］

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第４号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫名
理事長氏名

１．　［同左］

⑴　［同左］　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［⑵～⑺　同左］

２．　［同左］

**別紙様式第６号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫連合会名
理事長氏名

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部）<br>［略］<br><br><br>有　形　固　定　資　産<br>［略］<br>使　用　権　資　産<br>［略］<br>無　形　固　定　資　産<br>［略］<br>使　用　権　資　産<br>［略］<br>［略］ | | （負　債　の　部）<br>［略］<br>そ　の　他　負　債<br>［略］<br>リ　ー　ス　負　債<br>［略］<br>［略］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⒀　略］

⒁　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部）<br>［同左］<br><br><br>有　形　固　定　資　産<br>［同左］<br>リ　ー　ス　資　産<br>［同左］<br>無　形　固　定　資　産<br>［同左］<br>リ　ー　ス　資　産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負　債　の　部）<br>［同左］<br>そ　の　他　負　債<br>［同左］<br>リ　ー　ス　債　務<br>［同左］<br>［同左］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⒀　同左］

⒁　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⑮～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

**別紙様式第７号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14.　［略］

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第８号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

［⑮～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

**別紙様式第７号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10. ～12.　［同左］

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第８号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理事長氏名

１．計算書類に関する事項

⑴　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［⑵～⑺　略］

２．　［略］

**別紙様式第10号**（第25条第１項関係）

第　　期（　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　　名

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部）<br>［略］<br>有　形　固　定　資　産<br>［略］<br>使　用　権　資　産<br>［略］<br>無　形　固　定　資　産<br>［略］<br>使　用　権　資　産<br>［略］<br>［略］ | | （負　債　の　部）<br>［略］<br>そ　の　他　負　債<br>［略］<br>リ　ー　ス　負　債<br>［略］<br>［略］<br>（純　資　産　の　部）<br>［略］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

１．　［同左］

⑴　［同左］

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［⑵～⑺　同左］

２．　［同左］

**別紙様式第10号**（第25条第１項関係）

第　　期（　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成　　住　　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　　名

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部）<br>［同左］<br>有　形　固　定　資　産<br>［同左］<br>リ　ー　ス　資　産<br>［同左］<br>無　形　固　定　資　産<br>［同左］<br>リ　ー　ス　資　産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負　債　の　部）<br>［同左］<br>そ　の　他　負　債<br>［同左］<br>リ　ー　ス　債　務<br>［同左］<br>［同左］<br>（純　資　産　の　部）<br>［同左］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑬　略］

⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⑮～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

**別紙様式第11号**（第25条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑬　同左］

⑭　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⑮～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

**別紙様式第11号**（第25条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成　　住　所

年　月　日　備付　　信用金庫連合会名

理　事　長　氏　名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
⑴ ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵ ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶ オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
12. ～14.　［略］
15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第12号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫連合会名
理　事　長　氏　名

１．計算書類に関する事項
⑴ 有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１．～３．　略］
［⑵～⑺　略］
２．　［略］

［加える。］

［加える。］

10. ～12.　［同左］
13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第12号**（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫連合会名
理　事　長　氏　名

１．　［同左］
⑴ 　［同左］

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１．～３．　同左］
［⑵～⑺　同左］
２．　［同左］

**別紙様式第13号**（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　略］

10. 有形固定資産

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～15.　略］

第　２　貸　借　対　照　表

第　期末　　年　月　日現在　　（信用金庫名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | そ　の　他　負　債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リ　ー　ス　負　債 | |
| 有　形　固　定　資　産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | ［略］ | |

**別紙様式第13号**（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　同左］

10. 有形固定資産

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～15.　同左］

第　２　貸　借　対　照　表

第　期末　　年　月　日現在　　（信用金庫名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | そ　の　他　負　債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リ　ー　ス　債　務 | |
| 有　形　固　定　資　産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品に関する事項

①　［略］

②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑬　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　［同左］

①　［同左］

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑬　同左］

⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
信用金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

［⑮～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

第　３　損　益　計　算　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10．次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11．リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12．～15.　［略］

［第４・第５　略］

**別紙様式第13号の２**（第131条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

⑭　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⑮～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

第　３　損　益　計　算　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10．～13.　［同左］

［第４・第５　同左］

**別紙様式第13号の２**（第131条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　次

頁
［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１．　［略］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| 使用権資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連　結　業　務　報　告　書

目　次

頁
［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１．　［同左］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| リース資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

(5)　金融商品に関する事項
①　［略］
②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6)　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　賃貸等不動産の状況に関する事項
②　賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［(7)～(11)　略］

(12)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報
信用金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［(13)～(22)　略］

［２．～４．　略］

５．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．・８．　略］

３　（年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

(5)　［同左］
①　［同左］
②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［(7)～(11)　同左］

(12)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［(13)～(22)　同左］

［２．～４．　同左］

５．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．・８．　同左］

３　（年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

６．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

７．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

８．～10.　［略］

４　［略］

**別紙様式第14号**（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　略］

10. 有形固定資産

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～16.　略］

［加える。］

［加える。］

６．～８．　［同左］

４　［同左］

**別紙様式第14号**（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　同左］

10. 有形固定資産

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～16.　同左］

## 第２貸借対照表

第　期末　　年　月　日現在　（信用金庫連合会名）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］<br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑿　略］

## 第２貸借対照表

第　期末　　年　月　日現在　（信用金庫連合会名）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］<br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑿　同左］

⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

［⑮～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

第　３　損　益　計　算　書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15.　［略］

［第４～第６　略］

**別紙様式第14号の２**（第131条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

⑭　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⑮～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

第　３　損　益　計　算　書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10. ～13.　［同左］

［第４～第６　同左］

**別紙様式第14号の２**（第131条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次

頁

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br><br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次

頁

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１　［同左］

２　（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br><br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

| | |
|---|---|
| ⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　賃貸等不動産の状況に関する事項<br>②　賃貸等不動産の時価に関する事項<br>賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。 | ⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項 |
| ［⑺～⑾　略］ | ［⑺～⑾　同左］ |
| ⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　会計方針に関する情報<br>②　リース特有の取引に関する情報<br>③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報<br>信用金庫連合会及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 | ⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 |
| ［⒀～㉑　略］ | ［⒀～㉑　同左］ |
| ［２．～５．　略］ | ［２．～５．　同左］ |
| ６．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。 | ６．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。 |
| ７．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。 | ７．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 |
| ［８．・９．　略］ | ［８．・９．　同左］ |
| ３　（　年　月　日から<br>　　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 | ３　（　年　月　日から<br>　　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［略］ | ［同左］ |
| ⑴　連結損益計算書 | ⑴　［同左］ |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［１．～６．　略］ | ［１．～６．　同左］ |
| ７．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。<br>⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）<br>⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額<br>⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） | ［加える。］ |
| ８．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| ９．～11.　［略］ | ７．～９．　［同左］ |
| ⑵　［略］ | ⑵　［同左］ |

⑶　連結損益及び包括利益計算書

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１．～７．　略］

８．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

９．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10．～13.　［略］

14．親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、13.の注記と併せて記載することを妨げない。

［４・５　略］

**別紙様式第15号**（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

⑶　［同左］

〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１．～７．　同左］

［加える。］

［加える。］

８．～11.　［同左］

12．親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、11.の注記と併せて記載することを妨げない。

［４・５　同左］

**別紙様式第15号**（第131条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用金庫連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用金庫連合会名）

（理　事　長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

## 第　1　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［1．～10.　略］

11. 有形固定資産

［表略］

（記載上の注意）

［1．・2．　略］

3．貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［12. ～17.　略］

## 第　2　貸　借　対　照　表

第　期末　　年　月　日現在　　（信用金庫連合会名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有　形　固　定　資　産 | | そ　の　他　負　債 | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 使　用　権　資　産 | | リ　ー　ス　負　債 | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 無　形　固　定　資　産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| 使　用　権　資　産 | | （純　資　産　の　部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

## 第　1　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［1．～10.　同左］

11. 有形固定資産

［同左］

（記載上の注意）

［1．・2．　同左］

3．貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［12. ～17.　同左］

## 第　2　貸　借　対　照　表

第　期末　　年　月　日現在　　（信用金庫連合会名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有　形　固　定　資　産 | | そ　の　他　負　債 | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| リ　ー　ス　資　産 | | リ　ー　ス　債　務 | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 無　形　固　定　資　産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| リ　ー　ス　資　産 | | （純　資　産　の　部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

| | |
|---|---|
| ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） | ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） |
| ⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　賃貸等不動産の状況に関する事項<br>②　賃貸等不動産の時価に関する事項<br>連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。<br>賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。 | ⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） |
| ［⑺～⑬　略］ | ［⑺～⑬　同左］ |
| ⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　会計方針に関する情報<br>②　リース特有の取引に関する情報<br>③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報<br>信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。<br>②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。<br>①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 | ⑭　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 |
| ［⑮～㉖　略］ | ［⑮～㉖　同左］ |
| ［２．～５．　略］ | ［２．～５．　同左］ |
| ６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。 | ６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 |
| ［７．～９．　略］ | ［７．～９．　同左］ |
| 第　３　損　益　計　算　書 | 第　３　損　益　計　算　書 |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［１．～９．　略］ | ［１．～９．　同左］ |
| 10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。<br>⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）<br>⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額<br>⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） | ［加える。］ |
| 11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| 12. ～15.　［略］ | 10. ～13.　［同左］ |
| ［第４～第６　略］ | ［第４～第６　同左］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

**第四条**　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改正後

**別紙様式第２号**（第15条関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成

年　月　日　備付

住　所

信用組合名

理事（組合）長　氏名

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |
| | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| | | ［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

## 改正前

**別紙様式第２号**（第15条関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日　作成

年　月　日　備付

住　所

信用組合名

理事（組合）長　氏名

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |
| | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| | | ［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品に関する事項

①　［略］

②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⒀　略］

⒁　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用組合が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用組合が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⒂～⒃　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

**別紙様式第３号**（第15条関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成

年　月　日　備付

住　　所

信用組合名

理事（組合）長　氏名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

⑸　［同左］

①　［同左］

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⒀　同左］

⒁　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⒂～⒃　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

**別紙様式第３号**（第15条関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成

年　月　日　備付

住　　所

信用組合名

理事（組合）長　氏名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
⑴ ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵ ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶ オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
12. ～14.　［略］
15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第４号**（第15条関係）

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）附属明細書

年　　月　　日　作成
年　　月　　日　備付

住　　所
信用組合名
理事（組合）長　氏名

１．計算書類に関する事項
⑴ 有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１．～３．　略］
［⑵～⑹　略］
［２．・３．　略］

［加える。］

［加える。］

10. ～12.　［同左］
13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第４号**（第15条関係）

第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）附属明細書

年　　月　　日　作成
年　　月　　日　備付

住　　所
信用組合名
理事（組合）長　氏名

１．　［同左］
⑴ 有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１．～３．　同左］
［⑵～⑹　同左］
［２．・３．　同左］

**別紙様式第６号**（第15条関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成

年　　月　　日　備付

住　　所

信用協同組合連合会名

理　事　長　氏名

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | そ　の　他　負　債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リ　ー　ス　負　債 | |
| | | ［略］ | |
| 有　形　固　定　資　産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| 使　用　権　資　産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無　形　固　定　資　産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使　用　権　資　産 | | | |
| ［略］ | | | |
| | | （純　資　産　の　部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

**別紙様式第６号**（第15条関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成

年　　月　　日　備付

住　　所

信用協同組合連合会名

理　事　長　氏名

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | そ　の　他　負　債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リ　ー　ス　債　務 | |
| | | ［同左］ | |
| 有　形　固　定　資　産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| リ　ー　ス　資　産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無　形　固　定　資　産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リ　ー　ス　資　産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| | | （純　資　産　の　部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　賃貸等不動産の状況に関する事項
②　賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⒀　略］

⒁　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
信用協同組合連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用協同組合連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⒂～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

**別紙様式第７号**（第15条関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成
年　月　日　備付

住　　所
信用協同組合連合会名
理　事　長　氏名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14.　［略］

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⒀　同左］

⒁　リースより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⒂～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

**別紙様式第７号**（第15条関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日　作成
年　月　日　備付

住　　所
信用協同組合連合会名
理　事　長　氏名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10. ～12.　［同左］

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第８号**（第15条関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成
年　月　日　備付

住　所
信用協同組合連合会名
理　事　長　氏名

１．計算書類に関する事項
⑴　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１．～３．　略］
［⑵～⑹　略］
［２．・３．　略］

**別紙様式第９号**（第68条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）＿＿＿＿＿＿＿＿
（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿
年　月　日

殿

（信用組合名）
（理事（組合）長　氏名　　）

**別紙様式第８号**（第15条関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成
年　月　日　備付

住　所
信用協同組合連合会名
理　事　長　氏名

１．　［同左］
⑴　［同左］

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１．～３．　同左］
［⑵～⑹　同左］
［２．・３．　同左］

**別紙様式第９号**（第68条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）＿＿＿＿＿＿＿＿
（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿
年　月　日

殿

（信用組合名）
（理事（組合）長　氏名　　）

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　略］

10. 有形固定資産

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11．～15．　略］

第　２　貸　借　対　照　表

第　期末　　年　月　日現在

（信用組合名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部）<br>［略］<br>有　形　固　定　資　産<br>［略］<br>使　用　権　資　産<br>［略］<br>無　形　固　定　資　産<br>［略］<br>使　用　権　資　産<br>［略］<br>［略］ | | （負　債　の　部）<br>［略］<br>そ　の　他　負　債<br>［略］<br>リ　ー　ス　負　債<br>［略］<br>［略］<br>（純　資　産　の　部）<br>［略］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　同左］

10.　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11．～15．　同左］

第　２　貸　借　対　照　表

第　期末　　年　月　日現在

（信用組合名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部）<br>［同左］<br>有　形　固　定　資　産<br>［同左］<br>リ　ー　ス　資　産<br>［同左］<br>無　形　固　定　資　産<br>［同左］<br>リ　ー　ス　資　産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負　債　の　部）<br>［同左］<br>そ　の　他　負　債<br>［同左］<br>リ　ー　ス　債　務<br>［同左］<br>［同左］<br>（純　資　産　の　部）<br>［同左］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品に関する事項

①　［略］

②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⒀　略］

⒁　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用組合が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用組合が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

［⒂～⒃　略］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　［同左］

①　［同左］

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⒀　同左］

⒁　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⒂～⒃　同左］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

第３損益計算書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15.　［略］

［第４・第５　略］

**別紙様式第９号の２**（第68条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連結業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用組合名）

（理事（組合）長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１．　［略］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

第３損益計算書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10. ～13.　［同左］

［第４・第５　同左］

**別紙様式第９号の２**（第68条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連結業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用組合名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用組合名）

（理事（組合）長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１．　［同左］

２．（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有　形　固　定　資　産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使　用　権　資　産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無　形　固　定　資　産 | | （純　資　産　の　部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 使　用　権　資　産 | | | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品に関する事項

①　［略］

②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

２．（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有　形　固　定　資　産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リ　ー　ス　資　産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無　形　固　定　資　産 | | （純　資　産　の　部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| リ　ー　ス　資　産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　［同左］

①　［同左］

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　賃貸等不動産の状況に関する事項
②　賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報
信用組合及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用組合及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載する。

［⒀～⒇　略］

［２．～４．　略］

５．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．・８．　略］

３．（　年　月　日から<br>年　月　日まで）連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

６．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

７．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

８．～10.　［略］

４．　［略］

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑾　同左］

⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⒀～⒇　同左］

［２．～４．　同左］

５．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．・８．　同左］

３．（　年　月　日から<br>年　月　日まで）連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

［加える。］

［加える。］

６．～８．　［同左］

４．　［同左］

**別紙様式第10号**（第68条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用協同組合連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用協同組合連合会名）

（理　事　長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　略］

10. 有形固定資産

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～15.　略］

第　２　貸　借　対　照　表

第　期末　　年　月　日現在

（信用協同組合連合会名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |
| | | ［略］ | |

**別紙様式第10号**（第68条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用協同組合連合会名）

（所　在　地）

年　月　日

殿

（信用協同組合連合会名）

（理　事　長）　氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第　１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　同左］

10. 　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～15.　同左］

第　２　貸　借　対　照　表

第　期末　　年　月　日現在

（信用協同組合連合会名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部） | | （負　債　の　部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |
| | | ［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑬　略］

⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用協同組合連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用協同組合連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑬　同左］

⑭　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

［⑮～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

第３損益計算書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15.　［略］

［第４～第６　略］

**別紙様式第10号の２**（第68条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連結業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用協同組合連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用協同組合連合会名）

（理　事　長）氏名

［⑮～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

第３損益計算書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10. ～13.　［同左］

［第４～第６　同左］

**別紙様式第10号の２**（第68条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連結業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（信用協同組合連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（信用協同組合連合会名）

（理　事　長）氏名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１．　［略］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| 使用権資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑾　略］

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

連結業務報告書

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１．　［同左］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| リース資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑾　同左］

| | |
|---|---|
| ⑿　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　会計方針に関する情報<br>②　リース特有の取引に関する情報<br>③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報<br>信用協同組合連合会及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用協同組合連合会及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載する。 | ⑿　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 |
| ［⒀～㉑　略］ | ［⒀～㉑　同左］ |
| ［２．・３．　略］ | ［２．・３．　同左］ |
| ４．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。 | ４．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。 |
| ５．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。 | ５．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 |
| ［６．・７．　略］ | ［６．・７．　同左］ |
| ３．（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 | ３．（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［略］ | ［同左］ |
| ⑴　連結損益計算書 | ⑴　［同左］ |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［１．～５．　略］ | ［１．～５．　同左］ |
| ６．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。<br>⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）<br>⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額<br>⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） | ［加える。］ |
| ７．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| ８．～10.　［略］ | ６．～８．　［同左］ |
| ⑵　［略］ | ⑵　［同左］ |
| ⑶　連結損益及び包括利益計算書 | ⑶　［同左］ |
| 〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 | 〔「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 |
| ［表略］ | ［同左］ |

| | |
|---|---|
| （記載上の注意）<br>［１．～６．　略］<br>７．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。<br>⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）<br>⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額<br>⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）<br>８．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。<br>９．～12.　［略］<br>13.　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12.　の注記と併せて記載することを妨げない。<br>［４．・５．　略］ | （記載上の注意）<br>［１．～６．　同左］<br>［加える。］<br>［加える。］<br>７．～10.　［同左］<br>11.　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10.　の注記と併せて記載することを妨げない。<br>［４．・５．　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（保険業法施行規則の一部改正）

**第五条**　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別紙様式第６号**（第59条関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>年度中（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）中間業務報告書<br>年　月　日<br>金融庁長官　殿<br>住　所<br>会社名<br>代表取締役　氏　名<br>年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。<br>目　次<br>［第１～第７　略］<br>（記載上の注意）<br>［１～７　略］<br>第１　［略］ | **別紙様式第６号**（第59条関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>年度中（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）中間業務報告書<br>年　月　日<br>金融庁長官　殿<br>住　所<br>会社名<br>代表取締役　氏　名<br>年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。<br>目　次<br>［第１～第７　同左］<br>（記載上の注意）<br>［１～７　同左］<br>第１　［同左］ |

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　略］

⑾　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑿～⑿⑸　略］

［２～５　略］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　同左］

⑾　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑿～⑿⑸　同左］

［２～５　同左］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　略］

⑾　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑿～⑿　略］

［２～５　略］

［第３～第７　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　同左］

⑾　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑿～⑿　同左］

［２～５　同左］

［第３～第７　同左］

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　［略］

第２

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］ | |

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　［同左］

第２

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　略］

⑾　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑿～⑿　略］

［２～５　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　同左］

⑾　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑿～⑿　同左］

［２～５　同左］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　略］

⑾　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑿～⑿　略］

［２～５　略］

［第３～第７　略］

**別紙様式第６号の３**（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑽　同左］

⑾　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑿～⑿　同左］

［２～５　同左］

［第３～第７　同左］

**別紙様式第６号の３**（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

| | |
|---|---|
| 2　中間連結貸借対照表 | 2　［同左］ |
| 年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表 | 年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表 |
| ⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等） | ⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等） |
| ［表略］ | ［同左］ |
| ⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等） | ⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等） |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| 1　［略］ | 1　［同左］ |
| 2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 | 2　［同左］ |
| ⑴　［略］ | ⑴　［同左］ |
| ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 | ⑵　［同左］ |
| ［①～⑨　略］ | ［①～⑨　同左］ |
| ［削る。］ | ⑩　リース取引の処理方法 |
| ⑩～⑬　［略］ | ⑪～⑭　［同左］ |
| ⑶　［略］ | ⑶　［同左］ |
| ⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 | ⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 |
| ⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。） | ⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。） |
| ⑹　［略］ | ⑹　［同左］ |
| ⑺　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。） | ［加える。］ |
| ①　会計方針に関する情報 | |
| ②　リース特有の取引に関する情報 | |
| ③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報 | |
| 保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 | |
| ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。 | |
| ⑻～㉑　［略］ | ⑺～⑳　［同左］ |
| ［３～５　略］ | ［３～５　同左］ |
| 6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。 | 6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。 |
| 7　［略］ | 7　［同左］ |

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）
［表略］
⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑥　略］
［削る。］
⑦～⑬　［略］
⑶　［略］
⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
⑹　［略］
⑺　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。
⑻～⑱　［略］
［３～５　略］
６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
７　［略］
［３～６　略］
第３　［略］

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）
［同左］
⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑥　同左］
⑦　リース取引の処理方法
⑧～⑭　［同左］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）
⑹　［同左］
［加える。］
⑺～⑰　［同左］
［３～５　同左］
６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。
７　［同左］
［３～６　同左］
第３　［同左］

**別紙様式第７号**（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所<br>会社名<br>代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）附属明細書

１　計算書類に関する事項

［⑴～⑶　略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

⑷　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　略］

［⑸～⑼　略］

**別紙様式第７号**（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所<br>会社名<br>代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）附属明細書

１　［同左］

［⑴～⑶　同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

⑷　［同左］　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［⑸～⑼　同左］

２　［略］

第３　［略］

第４　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

２　［同左］

第３　［同左］

第４　　年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑮　略］

⑯　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑰～㉝　略］

［２～５　略］

6　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑮　同左］

⑯　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑰～㉝　同左］

［２～５　同左］

6　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7　［同左］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| ［略］ | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| ［略］ | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| ［同左］ | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| ［同左］ | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑮　略］

⑯　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑰～㉘　略］

［２～５　略］

６　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

７　［略］

第５

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑮　同左］

⑯　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑰～㉘　同左］

［２～５　同左］

６　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

７　［同左］

第５

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

５　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

６　［略］

［第６～第13　略］

**別紙様式第７号の２**（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　［略］

第２

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　計算書類に関する事項

［⑴～⑷　略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

⑸　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |

［加える。］

［加える。］

４　［同左］

［第６～第13　同左］

**別紙様式第７号の２**（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　［同左］

第２

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　［同左］

［⑴～⑷　同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

⑸　［同左］　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　略］

［(6)～(10)　略］

２　［略］

第３　［略］

第４

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［(6)～(10)　同左］

２　［同左］

第３　［同左］

第４

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険株式会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑮　略］

⑯　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑮　同左］

⑯　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［(17)～(33)　略］

［２～５　略］

６　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

７　［略］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］ | |

［(17)～(33)　同左］

［２～５　同左］

６　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

７　［同左］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（損害保険相互会社）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑮　略］

⑯　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である保険会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑰～㉘　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑮　同左］

⑯　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑰～㉘　同左］

［２～５　略］

６　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

７　［略］

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

５　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

６　［略］

［第６～第13　略］

**別紙様式第７号の３**（第25条の３及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

［２～５　同左］

６　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

７　［同左］

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［加える。］

［加える。］

４　［同左］

［第６～第13　同左］

**別紙様式第７号の３**（第25条の３及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
第１　［略］
第２　連結財務諸表
１　［略］
２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

(1)　（生命保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(2)　（損害保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
１　［同左］
２　［同左］

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

(1)　（生命保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

(2)　（損害保険株式会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑬　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

⑺　［略］

⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑼～㉕　［略］

［３～５　略］

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

8　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑭　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

⑺　［同左］

［加える。］

⑻～㉔　［同左］

［３～５　同左］

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

7　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8　［同左］

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑬　［略］

［⑶・⑷　略］

⑶　（生命保険相互会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

⑷　（損害保険相互会社及びその子会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑭　［同左］

［⑶・⑷　同左］

| | |
|---|---|
| ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 | ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 |
| ⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　賃貸等不動産の状況に関する事項<br>②　賃貸等不動産の時価に関する事項<br>賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。 | ⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項 |
| ⑺　［略］ | ⑺　［同左］<br>［加える。］ |
| ⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　会計方針に関する情報<br>②　リース特有の取引に関する情報<br>③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報<br>保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。<br>ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。 | |
| ⑼～㉓　［略］ | ⑻～㉒　［同左］ |
| ［３～５　略］ | ［３～５　同左］ |
| ６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。 | ６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。 |
| ７　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。 | ７　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 |
| ８　［略］ | ８　［同左］ |
| ３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書 | ３　［同左］ |
| 年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書<br>及び連結包括利益計算書 | 年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書<br>及び連結包括利益計算書 |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［略］ | ［同左］ |
| ⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書） | ⑴　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書） |
| ［表略］ | ［同左］ |

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
5　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
6　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
7　［略］
⑶　（保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
［１～５　略］
〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑷　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［表略］
⑸　（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
［１～５　略］
6　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
7　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
8・9　［略］
10　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9の注記と併せて記載することができる。
⑹　（生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［表略］

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
［加える。］

［加える。］

5　［同左］
⑶　（保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］
〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑷　（生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［同左］
⑸　（損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］
［加える。］

［加える。］

6・7　［同左］
8　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記7の注記と併せて記載することができる。
⑹　（生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［同左］

⑺　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
5　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
6　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
7　［略］
⑻　（保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
［１～５　略］
〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑼　（生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［表略］
⑽　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［表略］
（記載上の注意）
［１～５　略］
6　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
7　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
8・9　［略］
10　親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9の注記と併せて記載することができる。
［４～６　略］
第３　［略］

⑺　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
［加える。］

［加える。］

5　［同左］
⑻　（保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］
〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
⑼　（生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［同左］
⑽　（損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）
［同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］
［加える。］

［加える。］

6・7　［同左］
8　親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記7の注記と併せて記載することができる。
［４～６　同左］
第３　［同左］

**別紙様式第11号**（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　年度中（　年　月　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

**別紙様式第11号**（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　年度中（　年　月　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑧　略］

［削る。］

⑨～⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものは除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑼　略］

⑽　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑾～⑿　略］

［２～５　略］

［第３～第５　略］

**別紙様式第11号の２**（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑧　同左］

⑨　リース取引の処理方法

⑩～⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

［⑹～⑼　同左］

⑽　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑾～⑿　同左］

［２～５　同左］

［第３～第５　同左］

**別紙様式第11号の２**（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　年度中（　年　月　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　年度中（　年　月　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑧　略］

［削る。］

⑨～⑪　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹～⑼　略］

⑽　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑾～⑿　略］

［２～５　略］

［第３～第５　略］

**別紙様式第12号**（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

日本における代表者　氏　名

⑵　［同左］

［①～⑧　同左］

⑨　リース取引の処理方法

⑩～⑫　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

［⑹～⑼　同左］

⑽　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑾～⑿　同左］

［２～５　同左］

［第３～第５　同左］

**別紙様式第12号**（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会社名

日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

［１～３　略］

４　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　略］

［５～９　略］

第３　年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | リース負債 | |

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

［１～３　同左］

４　［同左］　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［５～９　同左］

第３　年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | リース債務 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑧　略］

［削る。］

⑨～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑿　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑧　同左］

⑨　リース取引の処理方法

⑩～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑿　同左］

| | |
|---|---|
| ⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　会計方針に関する情報<br>②　リース特有の取引に関する情報<br>③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報<br>外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。<br>②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。<br>①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。<br>ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。 | ⑭　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産 |
| ［⑮～㉖　略］ | ［⑮～㉖　同左］ |
| ［２～４　略］ | ［２～４　同左］ |
| ５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。 | ５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 |
| ６　［略］ | ６　［同左］ |
| 第４ | 第４ |
| 年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書 | 年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書 |
| （外国生命保険会社等） | （外国生命保険会社等） |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （外国損害保険会社等） | （外国損害保険会社等） |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［１・２　略］ | ［１・２　同左］ |
| ３　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。<br>⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）<br>⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額<br>⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） | ［加える。］ |
| ４　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| ５～７　［略］ | ３～５　［同左］ |
| ［第５・第６　略］ | ［第５・第６　同左］ |

**別紙様式第12号の２**（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
第１　［略］
第２

年度（年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

［１～４　略］
５　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１～３　略］
［６～10　略］

**別紙様式第12号の２**（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
第１　［同左］
第２

年度（年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

［１～４　同左］
５　［同左］　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１～３　同左］
［６～10　同左］

第３

年度（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

第３

年度（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

| | |
|---|---|
| ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項<br>［①～⑧　略］<br>［削る。］<br>⑨～⑪　［略］ | ⑵　［同左］<br>［①～⑧　同左］<br>⑨　リース取引の処理方法<br>⑩～⑫　［同左］ |
| ［⑶・⑷　略］ | ［⑶・⑷　同左］ |
| ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 | ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 |
| ⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　賃貸等不動産の状況に関する事項<br>②　賃貸等不動産の時価に関する事項<br>賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。 | ⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項 |
| ［⑺～⑬　略］ | ［⑺～⑬　同左］ |
| ⑭　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　会計方針に関する情報<br>②　リース特有の取引に関する情報<br>③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報<br>外国保険会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、外国保険会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。<br>②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。<br>①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。<br>ファイナンス・リースの借手である外国保険会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。 | ⑭　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産 |
| ［⑮～㉖　略］ | ［⑮～㉖　同左］ |
| ［２～４　略］ | ［２～４　同左］ |
| ５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。 | ５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 |
| ６　［略］ | ６　［同左］ |
| 第４<br>年度（　年　月　日から<br>年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書 | 第４<br>年度（　年　月　日から<br>年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書 |
| （外国生命保険会社等）<br>［表略］<br>（外国損害保険会社等）<br>［表略］ | （外国生命保険会社等）<br>［同左］<br>（外国損害保険会社等）<br>［同左］ |
| （記載上の注意）<br>［１・２　略］ | （記載上の注意）<br>［１・２　同左］ |

３　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

４　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

５～７　［略］

［第５・第６　略］

**別紙様式第14号**（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑬　［略］

［加える。］

［加える。］

３～５　［同左］

［第５・第６　同左］

**別紙様式第14号**（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑭　［同左］

⑶　［略］
⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
⑹　［略］
⑺　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。
⑻～㉑　［略］
［３～５　略］
６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
７　［略］
［３～５　略］
第３　［略］

**別紙様式第15号**（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）
⑹　［同左］
［加える。］
⑺～⑳　［同左］
［３～５　同左］
６　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。
７　［同左］
［３～５　同左］
第３　［同左］

**別紙様式第15号**（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
第１　［略］
第２　連結財務諸表
１　［略］
２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
１　［同左］
２　［同左］

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

［削る。］

⑩～⑬　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

⑺　［略］

⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑼～㉕　［略］

［３～５　略］

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

8　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑨　同左］

⑩　リース取引の処理方法

⑪～⑭　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

⑺　［同左］

［加える。］

⑻～㉔　［同左］

［３～５　同左］

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

7　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

8　［同左］

3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書<br>及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

5　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

6　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

7　［略］

⑶　（保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑷　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

6　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

3　［同左］

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書<br>及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

［加える。］

［加える。］

5　［同左］

⑶　（保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑷　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［加える。］

７　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

８・９　［略］

10　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記９の注記と併せて記載することができる。

［４・５　略］

第３　［略］

**別紙様式第15号の３**（第210条の11関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　計算書類に関する事項

(1)　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産［略］<br>使用権資産［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産［略］<br>使用権資産［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　略］

［(2)～(4)　略］

２　［略］

**別紙様式第16号の17**（第17条の５、第25条の２及び第211条の36第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

［加える。］

６・７　［同左］

８　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記７の注記と併せて記載することができる。

［４・５　同左］

第３　［同左］

**別紙様式第15号の３**（第210条の11関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　［同左］

(1)　［同左］　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産［同左］<br>リース資産［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産［同左］<br>リース資産［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［(2)～(4)　同左］

２　［同左］

**別紙様式第16号の17**（第17条の５、第25条の２及び第211条の36第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］
（記載上の注意）
［１～７　略］
第１　［略］
第２　附属明細書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　計算書類に関する事項
⑴　［略］
⑵　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：千円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | | | | | | % |
| 計 | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１～３　略］
［⑶～⑺　略］
２　［略］
第３　［略］
第４　貸借対照表

年度（　年　月　日現在）貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］
（記載上の注意）
［１～７　同左］
第１　［同左］
第２　［同左］

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］

（単位：千円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | | | | | | % |
| 計 | | | | | | | |

（記載上の注意）
［１～３　同左］
［⑶～⑺　同左］
２　［同左］
第３　［同左］
第４　［同左］

年度（　年　月　日現在）貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～④　略］

［削る。］

⑤・⑥　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑿　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～④　同左］

⑤　リース取引の処理方法

⑥・⑦　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑿　同左］

⑬　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑭～㉔　略］

［２～４　略］

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　［略］

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部） | | （負 債 の 部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | リース負債 | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | （純 資 産 の 部） | |
| | | ［略］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

⑬　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑭～㉔　同左］

［２～４　同左］

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　［同左］

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部） | | （負 債 の 部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | その他負債 | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | リース債務 | |
| リース資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | （純 資 産 の 部） | |
| | | ［同左］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～④　略］

［削る。］

⑤・⑥　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑿　略］

⒀　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険相互会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⒁～㉑　略］

［２～４　略］

5　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～④　同左］

⑤　リース取引の処理方法

⑥・⑦　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［⑺～⑿　同左］

⒀　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⒁～㉑　同左］

［２～４　同左］

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　［同左］

第５　損益計算書

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）損益計算書

（少額短期保険株式会社）

［表略］

（少額短期保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

６　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

７　［略］

［第６～第13　略］

**別紙様式第16号の18**（第211条の36第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所<br>会　社　名<br>代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

第１　［略］

第２　中間貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |

第５　［同左］

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）損益計算書

（少額短期保険株式会社）

［同左］

（少額短期保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

［加える。］

［加える。］

５　［同左］

［第６～第13　同左］

**別紙様式第16号の18**（第211条の36第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所<br>会　社　名<br>代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

年度中（　年　月　日現在）中間貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純 資 産 の 部）<br>［略］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～④　略］

［削る。］

⑤・⑥　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

⑹　［略］

⑺　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑻～⑮　略］

［２～５　略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純 資 産 の 部）<br>［同左］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～④　同左］

⑤　リース取引の処理方法

⑥・⑦　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　［同左］

⑺　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

［⑻～⑮　同左］

［２～５　同左］

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部）<br>［略］ | | （負 債 の 部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］ | |
| | | （純 資 産 の 部）<br>［略］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～④　略］

［削る。］

⑤・⑥　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

⑹　［略］

⑺　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険相互会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部）<br>［同左］ | | （負 債 の 部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］ | |
| | | （純 資 産 の 部）<br>［同左］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～④　同左］

⑤　リース取引の処理方法

⑥・⑦　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　［同左］

⑺　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

［⑻～⒁　略］

［２～５　略］

［第３～第７　略］

**別紙様式第16号の19**（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑶　略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑻～⒁　同左］

［２～５　同左］

［第３～第７　同左］

**別紙様式第16号の19**（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

⑹　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
少額短期保険株式会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。
⑺～⑭　［略］
［２・３　略］
４　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
５　［略］
⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等
［表略］
（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［⑴～⑶　略］
⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
⑹　［略］
⑺　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
少額短期保険相互会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［加える。］

⑹～⑬　［同左］
［２・３　同左］
４　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。
５　［同左］
⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
［⑴～⑶　同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）
⑹　［同左］
［加える。］

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑻～⑾　［略］

２　［略］

３　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

４　［略］

［３～６　略］

**別紙様式第16号の20**（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所<br>会社名<br>代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |

⑺～⑽　［同左］

２　［同左］

３　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

４　［同左］

［３～６　同左］

**別紙様式第16号の20**（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所<br>会社名<br>代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(4)　略］

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7)　［略］

(8)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

(9)～(18)　［略］

［２・３　略］

4　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

5　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

6　［略］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

［(1)～(4)　同左］

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7)　［同左］

［加える。］

(8)～(17)　［同左］

［２・３　同左］

4　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　［同左］

⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部）<br>［略］<br>有　形　固　定　資　産<br>［略］<br>使　用　権　資　産<br>［略］<br>無　形　固　定　資　産<br>［略］<br>使　用　権　資　産<br>［略］<br>［略］ | | （負　債　の　部）<br>［略］ | |
| | | （純　資　産　の　部）<br>［略］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

⑺　［略］

⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険相互会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資　産　の　部）<br>［同左］<br>有　形　固　定　資　産<br>［同左］<br>リ　ー　ス　資　産<br>［同左］<br>無　形　固　定　資　産<br>［同左］<br>リ　ー　ス　資　産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負　債　の　部）<br>［同左］ | |
| | | （純　資　産　の　部）<br>［同左］ | |
| 資　産　の　部　合　計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［同左］

［⑴～⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

⑺　［同左］

［加える。］

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑼～⑰　［略］

［２・３　略］

４　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　［略］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

５　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

６　［略］

⑵　少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑶　少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

⑻～⑯　［同左］

［２・３　同左］

４　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

６　［同左］

３　［同左］

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［加える。］

［加える。］

４　［同左］

⑵　少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

⑶　少額短期保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

| | |
|---|---|
| 5　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） | |
| ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 | |
| ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） | |
| 6　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| 7・8　［略］ | 5・6　［同左］ |
| 9　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、8の注記と併せて記載することができる。 | 7　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、6の注記と併せて記載することができる。 |
| ⑷　少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書 | ⑷　少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書 |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［１～３　略］ | ［１～３　同左］ |
| 4　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） | |
| ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 | |
| ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） | |
| 5　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| 6　［略］ | 4　［同左］ |
| ⑸　少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書 | ⑸　少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書 |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［１～５　略］ | ［１～５　同左］ |
| ⑹　少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書 | ⑹　少額短期保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書 |
| ［表略］ | ［同左］ |
| （記載上の注意） | （記載上の注意） |
| ［１～４　略］ | ［１～４　同左］ |
| 5　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 | ［加える。］ |
| ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） | |
| ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 | |
| ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） | |

６　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

７・８　［略］

９　親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、８の注記と併せて記載することができる。

［４～６　略］

**別紙様式第16号の24**（第211条の81第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

［加える。］

５・６　［同左］

７　親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、６の注記と併せて記載することができる。

［４～６　同左］

**別紙様式第16号の24**（第211条の81第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑨　略］
［削る。］
⑩～⑬　［略］
⑶　［略］
⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
⑹　［略］
⑺　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
少額短期保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
ファイナンス・リースの借手である少額短期保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。
⑻～⑰　［略］
［３～６　略］
７　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
８　［略］
［３～５　略］

**別紙様式第16号の25**（第211条の81第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

⑵　［同左］
［①～⑨　同左］
⑩　リース取引の処理方法
⑪～⑭　［同左］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）
⑹　［同左］
［加える。］
⑺～⑯　［同左］
［３～６　同左］
７　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。
８　［同左］
［３～５　同左］

**別紙様式第16号の25**（第211条の81第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］ | |
| | | （純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］ | |
| | | （純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑧　略］

［削る。］

⑨～⑬　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

⑺　［略］

⑻　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑼～㉑　［略］

［３～６　略］

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

8　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

9　［略］

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑧　同左］

⑨　リース取引の処理方法

⑩～⑭　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

⑺　［同左］

［加える。］

⑻～⑳　［同左］

［３～６　同左］

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

8　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

9　［同左］

3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

6　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

7　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8　［略］

⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

7　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9・10　［略］

3　［同左］

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［加える。］

［加える。］

6　［同左］

⑶　（少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

⑷　（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

⑸　（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書）

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［加える。］

［加える。］

7・8　［同左］

11　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載することができる。

［４・５　略］

**別紙様式第16号の27**（第211条の84第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）附属明細書

１　計算書類に関する事項

(1)　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　略］

[(2)～(4)　略]

２　［略］

9　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、8の注記と併せて記載することができる。

［４・５　同左］

**別紙様式第16号の27**（第211条の84第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）附属明細書

１　［同左］

(1)　［同左］　（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１～３　同左］

[(2)～(4)　同左]

２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

**第六条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別紙様式第10号**（第42条第１項関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>年度事業報告書（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）<br>年　月　日提出<br>商　号<br>所在地<br>代表者の役職氏名 | **別紙様式第10号**（第42条第１項関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>年度事業報告書（　年　月　日から<br>　年　月　日まで）<br>年　月　日提出<br>商　号<br>所在地<br>代表者の役職氏名 |

（記載上の注意）
［略］

［１・２　略］

（記載上の注意）
１　［略］
２　経理の状況
⑴　［略］
⑵　注記事項
会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで（第105条及び第112条第１項ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［①～⑥　略］
⑦　リースに関する事項
［⑧～⑫　略］
［⑶～⑹　略］

**別紙様式第10号の２**（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号
主たる支店の所在地
日本における代表者の氏名

（記載上の注意）
［略］

［１・２　略］

（記載上の注意）
１　［略］
２　経理の状況
⑴　［略］
⑵　注記事項
会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで（第105条及び第112条第１項ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［①～⑥　略］
⑦　リースに関する事項
［⑧～⑫　略］
［⑶～⑹　略］

（記載上の注意）
［同左］

［１・２　同左］

（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで（第105条及び第112条ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［①～⑥　同左］
⑦　リースにより使用する固定資産に関する事項
［⑧～⑫　同左］
［⑶～⑹　同左］

**別紙様式第10号の２**（第42条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度事業報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

商　号
主たる支店の所在地
日本における代表者の氏名

（記載上の注意）
［同左］

［１・２　同左］

（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで（第105条及び第112条ただし書を除く。）の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［①～⑥　同左］
⑦　リースにより使用する固定資産に関する事項
［⑧～⑫　同左］
［⑶～⑹　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号、別紙様式第一号の二、別紙様式第二号、別紙様式第二号の二、別紙様式第三号、別紙様式第三号の二、別紙様式第四号、別紙様式第四号の二、別紙様式第五号、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号、別紙様式第六号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号、別紙様式第八号の二、別紙様式第十号、別紙様式第十一号、別紙様式第十二号、別紙様式第十三号及び別紙様式第十三号の二は、令和九年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類に初めて新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により中間事業年度又は事業年度に係る書類に初めて新銀行法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新銀行法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新銀行法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の中間事業年度又は事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

３　前項の規定にかかわらず、中間事業年度又は事業年度に係る書類の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（無尽業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第二条の規定による改正後の無尽業法施行細則（以下この条において「新無尽業法施行細則」という。）業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新無尽業法施行細則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新無尽業法施行細則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新無尽業法施行細則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新無尽業法施行細則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号、別紙様式第八号、別紙様式第十号、別紙様式第十一号、別紙様式第十二号、別紙様式第十三号、別紙様式第十四号、別紙様式第十四号の二及び別紙様式第十五号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新信用金庫法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新信用金庫法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新信用金庫法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

３　前項の規定にかかわらず、事業年度に係る書類を提出する信用金庫又は信用金庫連合会が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合金融事業法施行規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号、別紙様式第八号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十号及び別紙様式第十号の二は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新協同組合金融事業法施行規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新協同組合金融事業法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新協同組合金融事業法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新協同組合金融事業法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

３　前項の規定にかかわらず、事業年度に係る書類を提出する信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）が連結財務諸表を作成している場合には、前項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第六条**　第五条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第六号、別紙様式第六号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第七号の三、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十二号、別紙様式第十二号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の三、別紙様式第十六号の十七、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九、別紙様式第十六号の二十、別紙様式第十六号の二十四、別紙様式第十六号の二十五及び別紙様式第十六号の二十七は、令和九年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により中間事業年度又は事業年度に係る書類に初めて新保険業法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新保険業法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新保険業法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の中間事業年度又は事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

３　前項の規定にかかわらず、中間事業年度又は事業年度に係る書類の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第七条**　第六条の規定による改正後の信託業法施行規則（以下この条において「新信託業法施行規則」という。）別紙様式第十号（記載上の注意２⑵⑦に係る部分に限る。）及び別紙様式第十号の二（記載上の注意２⑵⑦に係る部分に限る。）は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書については、新信託業法施行規則の規定を適用することができる。

内閣総理大臣　石破　茂

**○内閣府令第八十六号**

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四条第二項第二号及び第三号、第二十条第三項第二号（同法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項並びに金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六の九の規定に基づき、貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月三十日

貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

**第一条**　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登録申請書の添付書類） | （登録申請書の添付書類） |
| **第四条**　［略］ | **第四条**　［同上］ |
| ２　法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百五条の二第一項に規定する運転経歴証明書をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号にお | ２　法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転 |

いて同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（第四項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとする。

［３・４　略］

（特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第十八条**　法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［略］

（債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十四条**　法第二十四条第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［略］

（保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十六条の五**　法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［略］

（受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十六条の十**　法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［略］

---

経歴証明書をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（第四項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとする。

［３・４　同上］

（特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第十八条**　法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［同上］

（債権譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十四条**　法第二十四条第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［同上］

（保証等に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十六条の五**　法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、保証業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［同上］

（受託弁済に係る求償権等取得後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十六条の十**　法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［同上］

（保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十六条の十五**　法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［略］

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十六条の二十一**　法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［略］

（日本産業規格Ａ４）

**別紙様式第８号**（第26条の29関係）

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

財務（支）　局長

殿

知事

登録　財務（支）　局長

届出者　（　）　第　号

番号　知事

（郵便番号　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

又は名称

氏　名

（法人にあっては、代表者の氏名）

（法定代理人 / 氏名、商号 / 又は名称）

連絡者　所属　氏　名

電話番号（　）　―

事　業　報　告　書

目　次

［１～11　略］

（保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十六条の十五**　法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［同上］

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

**第二十六条の二十一**　法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［同上］

（日本産業規格Ａ４）

**別紙様式第８号**（第26条の29関係）

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

財務（支）　局長

殿

知事

登録　財務（支）　局長

届出者　（　）　第　号

番号　知事

（郵便番号　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

又は名称

氏　名

（法人にあっては、代表者の氏名）

（法定代理人 / 氏名、商号 / 又は名称）

連絡者　所属　氏　名

電話番号（　）　―

事　業　報　告　書

目　次

［１～11　同左］

（記載上の注意）
［１～３　略］

事　業　報　告　書
第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１～４　略］
５　貸付けの契約における公正証書の作成状況
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　「金額」は、公正証書に記載され、又は記録された金額について記載する。
［３・４　略］
［６～11　略］

（日本産業規格Ａ４）

**別紙様式第８号の２**（第26条の29の２関係）

事　業　報　告　書
第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

財務（支）局長
知事　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　知事　（　）　第　号
（郵便番号　）
住　所
電話番号（　）　―
名　称
氏　名
（法人にあっては、代表者の氏名）
連絡者　所属　氏　名
電話番号（　）　―

（記載上の注意）
［略］

事　業　報　告　書
目　次

［１～16　略］
（記載上の注意）
［１～３　略］

事　業　報　告　書
第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１～５　略］
６　貸付けの契約における公正証書の作成状況
［表略］

（記載上の注意）
［１～３　同左］

事　業　報　告　書
第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１～４　同左］
５　貸付けの契約における公正証書の作成状況
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
［３・４　同左］
［６～11　同左］

（日本産業規格Ａ４）

**別紙様式第８号の２**（第26条の29の２関係）

事　業　報　告　書
第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

財務（支）局長
知事　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　知事　（　）　第　号
（郵便番号　）
住　所
電話番号（　）　―
名　称
氏　名
（法人にあっては、代表者の氏名）
連絡者　所属　氏　名
電話番号（　）　―

（記載上の注意）
［同左］

事　業　報　告　書
目　次

［１～16　同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］

事　業　報　告　書
第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１～５　同左］
６　貸付けの契約における公正証書の作成状況
［同左］

（記載上の注意）
1　［略］
2　「金額」は、公正証書に記載され、又は記録された金額について記載する。
［3・4　略］
［7～16　略］

（日本産業規格Ａ４）

**別紙様式第８号の３**（第26条の29の２関係）

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

財務（支）　局長
殿
知事

登録　財務（支）　局長
届出者　（　）　第　号
番号　知事
（郵便番号　）
住　所
電話番号（　）　―
名　称
氏　名
（法人にあっては、代表者の氏名）
連絡者　所属　氏　名
電話番号（　）　―

（記載上の注意）
［略］

事　業　報　告　書

目　次

［1～14　略］
（記載上の注意）
［1～3　略］

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［1～5　略］
6　貸付けの契約における公正証書の作成状況
［表略］
（記載上の注意）
1　［略］
2　「金額」は、公正証書に記載され、又は記録された金額について記載する。
［3・4　略］
［7～14　略］

（記載上の注意）
1　［同左］
2　「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
［3・4　同左］
［7～16　同左］

（日本産業規格Ａ４）

**別紙様式第８号の３**（第26条の29の２関係）

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

財務（支）　局長
殿
知事

登録　財務（支）　局長
届出者　（　）　第　号
番号　知事
（郵便番号　）
住　所
電話番号（　）　―
名　称
氏　名
（法人にあっては、代表者の氏名）
連絡者　所属　氏　名
電話番号（　）　―

（記載上の注意）
［同左］

事　業　報　告　書

目　次

［1～14　同左］
（記載上の注意）
［1～3　同左］

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［1～5　同左］
6　貸付けの契約における公正証書の作成状況
［同左］
（記載上の注意）
1　［同左］
2　「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
［3・4　同左］
［7～14　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

**第二条**　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定公正証書の作成に係る説明事項）<br>**第百三十六条**　準用貸金業法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書（同条第一項に規定する特定公正証書をいう。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、金融サービス仲介業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。<br>2　［略］ | （特定公正証書の作成に係る説明事項）<br>**第百三十六条**　準用貸金業法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書（同条第一項に規定する特定公正証書をいう。以下この項において同じ。）に記載された内容の債務の不履行の場合には、金融サービス仲介業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。<br>2　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この府令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

## ○内閣府令第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和七年政令第八十四号）の施行に伴い、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令

**第一条**　児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十六の改正規定は、令和七年十月一日から施行する。 | **附　則**<br>この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十六の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。 |

**第二条**　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>（施行期日）<br>**第一条**　この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定通所支援基準第四十九条第一項の改正規定及び第三条中指定障害児入所施設基準第四十六条第一項の改正規定は、令和七年十月一日から施行する。 | **附　則**<br>（施行期日）<br>**第一条**　この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定通所支援基準第四十九条第一項の改正規定及び第三条中指定障害児入所施設基準第四十六条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。 |

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

# 府令・省令

○内閣府
総務省
文部科学省令第四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第百七十九条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

## 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （現金の払戻しの制限）<br>**第三十八条**　出納役は、預金を現金によつて払い戻すことを命ずることができない。ただし、次条第二項に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、第四十八条第一項ただし書各号に掲げる場合の支払をするために現金を払い戻す場合、第四十七条第一項ただし書若しくは第五十条の規定による支払をする場合又は第十一条若しくは第五十五条の規定による送金をする場合には、この限りでない。 | （現金の払いもどしの制限）<br>**第三十八条**　出納役は、預金を現金によつて払いもどすことを命ずることができない。ただし、次条第二項に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、第五十条若しくは第五十二条第一項の規定による支払をする場合又は第十一条若しくは第五十五条の規定による送金をする場合には、この限りでない。 |
| （支払手続）<br>**第四十七条**　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせる場合にあつては、領収書を徴しないことができる。 | （支払手続）<br>**第四十七条**　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、第五十二条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収書を徴しないことができる。 |
| 2　出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法による場合その他主務大臣の定める場合にはこの限りでない。 | ［新設］ |
| 3　出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。 | ［新設］ |
| （支払方法）<br>**第四十八条**　出納主任は、支払をしようとする場合には、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、取引金融機関による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。 | （支払方法）<br>**第四十八条**　出納主任は、支払をしようとする場合には、債権者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。 |
| ［削る］ | 一　出納主任の属する本部、支部又は単位所属所の所在地に当座取引を有する取引金融機関がないとき。 |

一　組合員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が取引金融機関による支払を拒んだとき。

二　［略］

三　貯金経理において、組合員に貯金の払戻しをするとき。

四～七　［略］

2　出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもつて支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは、自己を受取人とする小切手の振出し又は主務大臣の定める方法により行うものとする。

**第五十二条**　削除

（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に対する承認等）

**第百六十六条**　市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に対する第十五条ただし書、第十六条ただし書、第二十三条第二項、第三十二条第二項ただし書、第四十八条第一項第七号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」とする。

2　［略］

**附　則**

（改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付）

**第二十五条**　改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　請求者より先順位の改正前地共済法第四十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

［六・七　略］

［2・3　略］

二　組合員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が小切手による受領を拒んだとき。

三　［同上］

四　貯金経理において、組合員に貯金の払いもどしをするとき。

五～八　［同上］

2　出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもつて支払をするため預金の払いもどしを受けようとするときは、同項第一号に掲げる場合を除き、自己を受取人とする小切手を振り出すものとする。

（隔地払等）

**第五十二条**　出納主任は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせることができる。

一　隔地の債権者に対し支払をする場合

二　前号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金への振込若しくは口座振替の方法により支払をする場合

2　出納主任は、前項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法による場合その他主務大臣の定める場合にはこの限りでない。

3　第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に対する承認等）

**第百六十六条**　市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に対する第十五条ただし書、第十六条ただし書、第二十三条第二項、第三十二条第二項ただし書、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」とする。

2　［同上］

**附　則**

（改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付）

**第二十五条**　［同上］

［一～四　同上］

五　請求者以外に改正前地共済法第四十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

［六・七　同上］

［2・3　同上］

（支払未済の給付）

**第二十八条**　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　請求者より先順位の改正前地共済法第四十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

［六・七　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（支払未済の給付）

**第二十八条**　［同上］

［一～四　同上］

五　請求者以外に改正前地共済法第四十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

［六・七　同上］

［2・3　同上］

**附　則**

この命令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第二十五条及び第二十八条の改正規定は、令和七年十一月一日から施行する。

**○内閣府厚生労働省令第十号**

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項及び同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別紙様式第２号**（第21条第１項関係）<br>第　期（　年　月　日現在）貸借対照表<br>年　月　日作成<br>年　月　日備付<br>住　所<br>労働金庫名<br>理事長氏名 | **別紙様式第２号**（第21条第１項関係）<br>第　期（　年　月　日現在）貸借対照表<br>年　月　日作成<br>年　月　日備付<br>住　所<br>労働金庫名<br>理事長氏名 |

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | 千円 | （負債の部） | 千円 |
| ［略］ | ［略］ | | |

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | 千円 | （負債の部） | 千円 |
| ［同左］ | | ［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品に関する事項

①　［略］

②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑮　略］

⑯　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　［同左］

①　［同左］

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑮　同左］

⑯　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

② リース特有の取引に関する情報
③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
労働金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⑰～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

**別紙様式第３号**（第21条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成　　住　所
年　月　日備付　　労働金庫名
理事長　氏　名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴ ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
⑵ ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
⑶ オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14.　［略］

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第４号**（第21条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　労働金庫名
理事長　氏　名

［⑰～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

**別紙様式第３号**（第21条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成　　住　所
年　月　日備付　　労働金庫名
理事長　氏　名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10. ～12.　［同左］

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第４号**（第21条第１項関係）

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　労働金庫名
理事長　氏　名

１．計算書類に関する事項

⑴　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［⑵～⑺　略］

２．　［略］

**別紙様式第６号**（第21条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日作成　　住　　所

年　　月　　日備付　　労働金庫連合会名

理　　事　　長　氏名

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | 百万円 | （負債の部）<br>［略］<br>その他負債<br>［略］<br>リース負債<br>［略］<br>［略］<br>（純資産の部）<br>［略］ | 百万円 |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

１．　［同左］

⑴　［同左］

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［⑵～⑺　同左］

２．　［同左］

**別紙様式第６号**（第21条第１項関係）

第　　期（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日作成　　住　　所

年　　月　　日備付　　労働金庫連合会名

理　　事　　長　氏名

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | 百万円 | （負債の部）<br>［同左］<br>その他負債<br>［同左］<br>リース債務<br>［同左］<br>［同左］<br>（純資産の部）<br>［同左］ | 百万円 |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑮　略］

⑯　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⑰～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

**別紙様式第７号**（第21条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫連合会名

理　事　長　氏名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑮　同左］

⑯　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⑰～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

**別紙様式第７号**（第21条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫連合会名

理　事　長　氏名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14.　［略］

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。15. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第８号**（第21条第１項関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫連合会名

理　事　長　氏名

１．計算書類に関する事項

⑴　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | % |
| ［略］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］ | | | | | | | |
| ［略］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［⑵～⑺　略］

２．　［略］

［加える。］

［加える。］

10. ～12.　［同左］

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

**別紙様式第８号**（第21条第１項関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫連合会名

理　事　長　氏名

１．　［同左］

⑴　［同左］

（単位：百万円）

| 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 償却累計率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | % |
| ［同左］ | | | | | | | |
| 無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］ | | | | | | | |
| ［同左］ | | | | | | | |

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［⑵～⑺　同左］

２．　［同左］

**別紙様式第９号**（第113条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（労働金庫名）

（理　事　長）　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　略］

10. 有形固定資産

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～15.　略］

第２　貸　借　対　照　表

第　期末　年　月　日現在　（労働金庫名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部） | 千円 | （負 債 の 部） | 千円 |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |
| | | ［略］ | |

**別紙様式第９号**（第113条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（労働金庫名）

（理　事　長）　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業　務　報　告　書

目　次

頁

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第１　事　業　概　況　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［１．～９．　同左］

10. ［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～15.　同左］

第２　貸　借　対　照　表

第　期末　年　月　日現在　（労働金庫名）

| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部） | 千円 | （負 債 の 部） | 千円 |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |
| | | ［同左］ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | ［略］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品に関する事項

①　［略］

②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | ［同左］<br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　［同左］

①　［同左］

②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の６の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［(7)～(15)　略］

(16)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

［(17)～(26)　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

第３　損益計算書

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10.　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11.　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12.　～15.　［略］

［第４・第５　略］

**別紙様式第９号の２**（第113条第２項関係）

（日本産業規格　Ａ４）

連結業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫名）

（所在地）

年　月　日

殿

（労働金庫名）

（理事長）　氏　　名

［(7)～(15)　同左］

(16)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［(17)～(26)　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

第３　損益計算書

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10.　～13.　［同左］

［第４・第５　同左］

**別紙様式第９号の２**（第113条第２項関係）

（日本産業規格　Ａ４）

連結業務報告書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫名）

（所在地）

年　月　日

殿

（労働金庫名）

（理事長）　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次

頁

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１．　［略］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［略］<br>有形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>無形固定資産<br>［略］<br>使用権資産<br>［略］<br>［略］ | | （負債の部）<br>［略］<br><br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［略］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次

頁

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１．　［同左］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部）<br>［同左］<br>有形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>無形固定資産<br>［同左］<br>リース資産<br>［同左］<br>［同左］ | | （負債の部）<br>［同左］<br><br><br><br><br><br><br>（純資産の部）<br>［同左］ | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

| | |
|---|---|
| ⑸　金融商品に関する事項 | ⑸　［同左］ |
| ①　［略］ | ①　［同左］ |
| ②　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。） | ②　金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。） |
| ③　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。） | ③　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の５の２第１項第３号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。） |
| ⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　賃貸等不動産の状況に関する事項<br>②　賃貸等不動産の時価に関する事項<br>賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。 | ⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項 |
| ［⑺～⑿　略］ | ［⑺～⑿　同左］ |
| ⒀　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）<br>①　会計方針に関する情報<br>②　リース特有の取引に関する情報<br>③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報<br>労働金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。 | ⒀　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 |
| ［⒁～⒇　略］ | ［⒁～⒇　同左］ |
| ［２．～４．　略］ | ［２．～４．　同左］ |
| ５．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。 | ５．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。 |
| ６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。 | ６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。 |
| ［７．・８．　略］ | ［７．・８．　同左］ |

３．（年　月　日から／年　月　日まで）連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

６．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

７．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

８．～10.　［略］

４．　［略］

**別紙様式第10号**（第113条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から／年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）

（所在地）

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理事長）　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第６　略］　頁

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

第１　事　業　概　況　書

第　期（年　月　日から／年　月　日まで）

［１．～９．　略］

10. 有形固定資産

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～15.　略］

３．（年　月　日から／年　月　日まで）連結損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

［加える。］

［加える。］

６．～８．　［同左］

４．　［同左］

**別紙様式第10号**（第113条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（年　月　日から／年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）

（所在地）

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理事長）　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告します。

業　務　報　告　書

目　次

［第１～第６　同左］　頁

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

第１　事　業　概　況　書

第　期（年　月　日から／年　月　日まで）

［１．～９．　同左］

10. ［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

［11. ～15.　同左］

## 第２　貸　借　対　照　表

第　　期末　　年　　月　　日現在　　（労働金庫連合会名）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部） | 百万円 | （負 債 の 部） | 百万円 |
| ［略］ | | ［略］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［略］ | |
| | | リース負債 | |
| | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | （純 資 産 の 部） | |
| 使用権資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

## 第２　貸　借　対　照　表

第　　期末　　年　　月　　日現在　　（労働金庫連合会名）

| 科　　目 | 金　額 | 科　　目 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| （資 産 の 部） | 百万円 | （負 債 の 部） | 百万円 |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| | | その他負債 | |
| | | ［同左］ | |
| | | リース債務 | |
| | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | （純 資 産 の 部） | |
| リース資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

［(7)～(15)　略］

(16)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

［(17)～(26)　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

第３　損　益　計　算　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15.　［略］

［第４～第６　略］

**別紙様式第10号の２**（第113条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理　事　長）　氏　　名

［(7)～(15)　同左］

(16)　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［(17)～(26)　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

第３　損　益　計　算　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］

［加える。］

10. ～13.　［同左］

［第４～第６　同左］

**別紙様式第10号の２**（第113条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

（労働金庫連合会名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（所　在　地）＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

殿

（労働金庫連合会名）

（理　事　長）　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次　頁

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１．　［略］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［略］ | | ［略］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 使用権資産 | | | |
| ［略］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［略］ | | （純資産の部） | |
| 使用権資産 | | ［略］ | |
| ［略］ | | | |
| ［略］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目　次　頁

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

１．　［同左］

２．（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| ［同左］ | | ［同左］ | |
| 有形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| リース資産 | | | |
| ［同左］ | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ［同左］ | | （純資産の部） | |
| リース資産 | | ［同左］ | |
| ［同左］ | | | |
| ［同左］ | | | |
| 資産の部合計 | | 負債及び純資産の部合計 | |

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　賃貸等不動産の状況に関する事項
②　賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑿　略］

⒀　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計方針に関する情報
②　リース特有の取引に関する情報
③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報
労働金庫連合会及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫連合会及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⒁～㉑　略］

［２．・３．　略］

４．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

５．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［６．・７．　略］

３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　連結損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

６．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑿　同左］

⒀　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⒁～㉑　同左］

［２．・３．　同左］

４．「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

５．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［６．・７．　同左］

３．（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

［加える。］

| | |
|---|---|
| 7．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。<br>8．～10．　［略］<br>(2)　［略］<br>(3)　連結損益及び包括利益計算書<br>［「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合］<br>［表略］<br>（記載上の注意）<br>［1．～6．　略］<br>7．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。<br>(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）<br>(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額<br>(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）<br>8．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。<br>9．～12．　［略］<br>13．親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12．の注記と併せて記載することを妨げない。<br>［4．・5．　略］ | ［加える。］<br>6．～8．　［同左］<br>(2)　［同左］<br>(3)　連結損益及び包括利益計算書<br>［「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合］<br>［同左］<br>（記載上の注意）<br>［1．～6．　同左］<br>［加える。］<br><br>［加える。］<br>7．～10．　［同左］<br>11．親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10．の注記と併せて記載することを妨げない。<br>［4．・5．　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新労働金庫法施行規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号、別紙様式第八号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十号及び別紙様式第十号の二は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類に初めて新労働金庫法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新労働金庫法施行規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新労働金庫法施行規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3　前項の規定にかかわらず、事業年度に係る書類を提出する労働金庫又は労働金庫連合会が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

**○内閣府令・農林水産省令第七号**

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

農林水産大臣　小泉進次郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）<br>**第三十条**　（略）<br>２　（略）<br>３　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。<br>一　前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理<br>イ～ヘ　（略）<br>ト　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十五条第一項<br>チ～カ　（略）<br>二～四　（略）<br>４　（略） | 附　則<br>（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）<br>**第三十条**　（略）<br>２　（略）<br>３　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。<br>一　前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理<br>イ～ヘ　（略）<br>ト　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項<br>チ～カ　（略）<br>二～四　（略）<br>４　（略） |

附　則

この命令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

# デジタル庁令・省令

## ○デジタル庁・総務省令第十四号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

**第一条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第七条の二**　法別表八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。<br>一　児童福祉法第十八条の二十八第一項の地域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 | ［新設］ |

二　児童福祉法による地域限定保育士登録証に関する事務
三　児童福祉法第十八条の三十四第一項又は第二項の地域限定保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
四　児童福祉法施行規則第六条の五十四において読み替えて準用する同令第六条の三十四の地域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
［削る］

**第七十六条**　法別表百三十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法（以下「準用旧児童福祉法」という。）第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　準用旧児童福祉法による国家戦略特別区域限定保育士登録証に関する事務
三　準用旧児童福祉法第十八条の十九の国家戦略特別区域限定保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
四　児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

**第二条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第二条**　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を | **第二条**　［同上］ |

**第七十条の二**　法別表百三十の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士登録証に関する事務
三　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十九の国家戦略特別区域限定保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
四　内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
［新設］

図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

| 情報照会者 | 特定個人番号利用事務 | 情報提供者 | 利用特定個人情報 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 十二　都道府県知事 | 児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって第十四条で定めるもの | 法務大臣 | 戸籍関係情報であって第十四条で定めるもの |
| 十二の二　児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の長 | 児童福祉法による地域限定保育士の登録に関する事務であって第十四条の二で定めるもの | 法務大臣 | 戸籍関係情報であって第十四条の二で定めるもの |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 百五十七　削除 | | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 百六十　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの |
| | | 内閣総理大臣 | 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十二条で定めるもの |

| 情報照会者 | 特定個人番号利用事務 | 情報提供者 | 利用特定個人情報 |
|---|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 十二　都道府県知事 | 児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって第十四条で定めるもの | 法務大臣 | 戸籍関係情報であって第十四条で定めるもの |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 百五十七　都道府県知事又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長 | 国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であって第百五十九条で定めるもの | 法務大臣 | 戸籍関係情報であって第百五十九条で定めるもの |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 百六十　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの |
| | | 内閣総理大臣 | 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十二条で定めるもの |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）） | | | |
| 百六十の二　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条及び第百六十二条の二において「令和七年法律第二十九号」という。）による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であって第百六十二条の二で定めるもの | 令和七年法律第二十九号附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた令和七年法律第二十九号附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第十四条に規定する特区地方公共団体の長 | 法務大臣 | 戸籍関係情報であって第百六十二条の二で定めるもの |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

**第十四条の二**　第二条の表十二の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第十八条の二十八第一項の地域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　児童福祉法施行令第二十条の六において読み替えて準用する同令第十七条第一項の地域限定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　児童福祉法施行規則第六条の五十四において読み替えて準用する同令第六条の三十四（第一号に限る。）の地域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

**第百五十九条**　削除

| | | | |
|---|---|---|---|
| 政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）） | | | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

［新設］

**第百五十九条**　第二条の表百五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

| | |
|---|---|
| **第百六十二条の二**　第二条の表百六十の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。<br>一　令和七年法律第二十九号附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報<br>二　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する準用旧児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報<br>三　児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条に規定する準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号に限る。）の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報 | 二　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行令第十七条第一項の国家戦略特別区域限定保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報<br>三　内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号に限る。）の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報<br>［新設］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この命令は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

# 省　令

**○総務省令第九十五号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同法第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （学校等の多数の人を収容する施設）<br>**第十一条**　令第九条第一項第一号ロ（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）、令第十一条第一項第一号及び第一号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。<br>［一～三　略］ | （学校等の多数の人を収容する施設）<br>**第十一条**　［同上］<br>［一～三　同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 四　次に掲げる施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの<br>［イ～チ　略］<br>リ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十九項に規定する福祉ホーム | 四　［同上］<br>［イ～チ　同上］<br>リ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

**○総務省令第九十六号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十三条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （義務船舶局等の無線設備の機器）<br>**第二十八条**　［略］<br>［2～7　略］<br>8　小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省・運輸省令第一号）第二条第一項に規定する第二種小型漁船の義務船舶局等の無線設備に備えなければならない機器は、船舶設備規程第三百十一条の二十二第二号の表の国際航海旅客船等以外の船舶の項の下欄イに掲げる無線電信等（船舶安全法第四条第一項に規定する無線電信等をいう。）をもつて第一項から前項までの規定により備えなければならない機器（遭難自動通報設備の機器及び船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器を除く。）に代えることができる。 | （義務船舶局等の無線設備の機器）<br>**第二十八条**　［同上］<br>［2～7　同上］<br>8　小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局は、総務大臣が別に告示するところにより、当該告示において定める機器をもつて第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

**○総務省令第九十七号**

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百五十七条の二の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

**第一条**　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （準用規定）<br>**第十二条の八**　地方職員共済組合の財務で団体組合員に係るものについては、この章に規定するもののほか、施行規程第二章第二節（第四条から第六条まで、第十一条、第二十条、第三十七条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十四条第一項第二号、第三号及び第六号、第五十五条、第六十二条第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第二項、第四項及び第五項、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第八十三条並びに第八十七条第一号を除き、同節の規定を施行規程附則第一条の二第三項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）、附則第一条の二第二項、附則第三条の二並びに附則第三条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。<br>［表　略］<br>［2　略］<br>（準用規定）<br>**第二十六条**　管理組合の行う事業の経理については、この章に規定するもののほか、施行規程第二章第二節第二款（第十一条及び第十四条から第十六条までを除く。）及び第五款から第七款まで（第五十条、第五十四条の二、第五十四条の三、第五十五条から第五十八条まで、第六十五条から第六十七条まで、第七十七条、第八十一条、第八十三条及び第八十七条から第八十九条までを除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「厚生年金保険経理」とあるのは「管理経理」と、「組合の理事長」、「会計単位の長」又は「出納役」とあるのは「管理者」と、施行規程第十二条第二項中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は市町村職員共済組合」と、施行規程第三十条第一項第九号及び第三十四条中「他の組合」とあるのは「組合」と、施行規程第三十二条第二項ただし書及び第四十八条第一項第七号中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、施行規程第六十九条第二項中「組合の業務に従事する者」とあるのは「職員」と、施行規程第八十六条第一項中「第七条の二第一項の規定による繰入金又は同条第二項に規定する福祉事業の財源に係る金額」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行規則第十八条の規定による繰入金」と読み替えるものとする。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （準用規定）<br>**第十二条の八**　地方職員共済組合の財務で団体組合員に係るものについては、この章に規定するもののほか、施行規程第二章第二節（第四条から第六条まで、第十一条、第二十条、第三十七条第二号、第四十八条第一項第一号及び第七号、第五十四条第一項第二号、第三号及び第六号、第五十五条、第六十二条第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第二項、第四項及び第五項、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第八十三条並びに第八十七条第一号を除き、同節の規定を施行規程附則第一条の二第三項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）、附則第一条の二第二項、附則第三条の二並びに附則第三条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。<br>［表　同上］<br>［2　同上］<br>（準用規定）<br>**第二十六条**　管理組合の行う事業の経理については、この章に規定するもののほか、施行規程第二章第二節第二款（第十一条及び第十四条から第十六条までを除く。）及び第五款から第七款まで（第五十条、第五十四条の二、第五十四条の三、第五十五条から第五十八条まで、第六十五条から第六十七条まで、第七十七条、第八十一条、第八十三条及び第八十七条から第八十九条までを除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「厚生年金保険経理」とあるのは「管理経理」と、「組合の理事長」、「会計単位の長」又は「出納役」とあるのは「管理者」と、施行規程第十二条第二項中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は市町村職員共済組合」と、施行規程第三十条第一項第九号及び第三十四条中「他の組合」とあるのは「組合」と、施行規程第三十二条第二項ただし書及び第四十八条第一項第八号中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、施行規程第六十九条第二項中「組合の業務に従事する者」とあるのは「職員」と、施行規程第八十六条第一項中「第七条の二第一項の規定による繰入金又は同条第二項に規定する福祉事業の財源に係る金額」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行規則第十八条の規定による繰入金」と読み替えるものとする。 |
| **附　則**<br>（存続共済会に関する経過措置）<br>**第三条**　［略］ | **附　則**<br>（存続共済会に関する経過措置）<br>**第三条**　［同上］ |

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>（存続共済会に関する経過措置）<br>**第三条**　［略］ | **附　則**<br>（存続共済会に関する経過措置）<br>**第三条**　［同上］ |

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧規則の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第十六条の四第一項の表第九条、第十条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十五条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十七条、第六十九条第二項、第七十条第二号及び第三号、第七十八条及び第八十六条第一項の項 | 第九条、第十条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十五条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十七条、第六十九条第二項、第七十条第二号及び第三号、第七十八条及び第八十六条第一項 | 第九条、第十条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十五条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十七条、第六十九条第二項、第七十条第二号及び第三号、第七十八条及び第八十六条第一項の項 | 第九条、第十条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十五条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十七条、第六十九条第二項、第七十条第二号及び第三号、第七十八条及び第八十六条第一項 |
| 共済会 | 存続共済会 | 共済会 | 存続共済会 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第十六条の四第一項の表第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項の項 | 第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項 | 第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項の項 | 第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

2　［同上］

| | | | |
|---|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第十六条の四第一項の表第九条、第十条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十五条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十七条、第六十九条第二項、第七十条第二号及び第三号、第七十八条及び第八十六条第一項の項 | 共済会 | 第十六条の四第一項の表第九条、第十条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十五条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十七条、第六十九条第二項、第七十条第二号及び第三号、第七十八条及び第八十六条第一項の項 | 存続共済会 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第十六条の四第一項の表第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項の項 | 共済会 | 第十六条の四第一項の表第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項の項 | 存続共済会 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

**○法務省令第四十五号**

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

**第一条**　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （上陸の拒否の特例）<br>**第四条の二**　法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>一　外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。<br>［イ～ヘ　略］<br>ト　法第二十二条の六第一項の規定により永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可した場合<br>チ～ル　［略］<br>ヲ　イからルまでに準ずる場合として法務大臣（法第六十九条の二第一項の規定により法第五条の二に規定する権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官及び法第六十九条の二第二項の規定により、出入国在留管理庁長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。次号において同じ。）が認める場合<br>二　［略］<br>2　［略］<br>（資格外活動の許可）<br>**第十九条**　［略］<br>2　［略］<br>3　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。<br>一　次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の三第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）<br>［イ～ハ　略］ | （上陸の拒否の特例）<br>**第四条の二**　法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>一　外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。<br>［イ～ヘ　同上］<br>［号の細分を加える。］<br>ト～ヌ　［同上］<br>ル　イからヌまでに準ずる場合として法務大臣（法第六十九条の二第一項の規定により法第五条の二に規定する権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官及び法第六十九条の二第二項の規定により、出入国在留管理庁長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。次号において同じ。）が認める場合<br>二　［同上］<br>2　［同上］<br>（資格外活動の許可）<br>**第十九条**　［同上］<br>2　［同上］<br>3　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。<br>一　次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の三第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）<br>［イ～ハ　同上］ |

ニ　監理支援機関（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第二条第十一号に規定する監理支援機関をいう。）又は監理支援事業（育成就労法第二十三条第一項に規定する監理支援事業をいう。）を行おうとする団体

ホ　［略］

［二～六　略］

［４～６　略］

（在留カードの記載事項等）

**第十九条の六**　［略］

２　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～四　略］

五　中長期在留者であつて、前号に掲げる規定又は法第二十二条の六第二項第一号の規定により新たな在留カードの交付を受けるもの　当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

［六～八　略］

［３～10　略］

（登録の申請）

**第十九条の十九**　法第十九条の二十四第一項の規定による登録の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。この場合において、法第十九条の二十三第二項の登録の更新の申請にあつては、当該登録の期間が満了する日の四月前までに行わなければならない。

２　［略］

３　法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

［一～三　略］

四　支援責任者（第十九条の二十一第二号に規定する支援責任者をいう。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五　支援担当者（第十九条の二十一第三号に規定する支援担当者をいう。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六　［略］

（支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者）

**第十九条の二十一**　法第十九条の二十六第一項第十四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　［略］

二　登録支援機関になろうとする者において、常勤の役員又は職員の中から、支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援責任者（適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者であつて、過去三年以内に適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者に対する講習として法務大臣が告示で定めるものを修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているものをいう。以下同じ。）が選任されていない者

イ　次号に規定する支援担当者その他の支援業務に関与する職員の管理に関すること。

ニ　外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）、又は行おうとする団体

ホ　［同上］

［二～六　同上］

［４～６　同上］

（在留カードの記載事項等）

**第十九条の六**　［同上］

２　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～四　同上］

五　中長期在留者であつて、前号に掲げる規定により新たな在留カードの交付を受けるもの　当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

［六～八　同上］

［３～10　同上］

（登録の申請）

**第十九条の十九**　法第十九条の二十四第一項の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

２　［同上］

３　法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

四　適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五　適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六　［同上］

（支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者）

**第十九条の二十一**　法第十九条の二十六第一項第十四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　［同上］

二　登録支援機関になろうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されていない者

［号の細分を加える。］

ロ　支援業務に係る支援の実施状況の確認に関すること。
ハ　法令の規定により特定技能所属機関が履行しなければならない又は履行すべき出入国在留管理庁長官に対する届出、報告その他の手続に関すること。
ニ　国又は地方公共団体の機関であつて特定技能の在留資格に係る制度に関する事務を所掌するものその他関係機関との連絡調整に関すること。
ホ　その他支援業務に係る支援に必要な一切の事項に関すること。
三　登録支援機関になろうとする者において、常勤の役員又は職員の中から、支援業務を行う事務所ごとに、一名以上であり、かつ、イに掲げる数又はロに掲げる数のいずれか多い数を超える支援担当者（委託を受けた適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援業務を担当する者をいう。以下同じ。）（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されていない者
イ　当該支援業務に係る支援の対象となる特定技能外国人の数を五十で除して得た数
ロ　当該支援業務に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託する特定技能所属機関の数を十で除して得た数
四　次のいずれにも該当しない者
イ　登録支援機関になろうとする者が、次のいずれにも該当する者であること。
(1)　過去五年間に一年以上法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおいて同じ。）をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行つたことがあり、かつ、当該受入れ又は管理を適正に行つた実績がある者
(2)　過去五年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格以外の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行つたことがある者である場合には、当該受入れ又は管理を適正に行つた者
ロ　登録支援機関になろうとする者が、過去二年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること。
ハ　登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去五年間に二年以上法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること。
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、登録支援機関になろうとする者が、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるものであること。
五・六　［略］
七　支援責任者又は支援担当者が次のいずれかに該当する者
イ　［略］
ロ　［号の細分を加える。］
ハ　［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
ニ　［号の細分を加える。］
［号を加える。］
三　次のいずれにも該当しない者
イ　登録支援機関になろうとする者が、過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおいて同じ。）をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績がある者であること
［加える。］
ロ　登録支援機関になろうとする者が、過去二年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること
［加える。］
ハ　登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去五年間に二年以上法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、登録支援機関になろうとする者が、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるものであること
四・五　［同上］
六　支援責任者又は支援担当者が次のいずれか（支援担当者にあつてはイに限る。）に該当する者
イ　［同上］

ロ　支援業務に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託する特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者

ハ　過去五年間に支援業務に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託する特定技能所属機関の役員又は職員であつた者

八・九　［略］

十　支援責任者及び支援担当者以外の者が支援業務に係る支援を行わないこととしていない者

十一　特定技能所属機関から委託を受けた支援業務を他の者に再委託しないこととしていない者

十二　支援業務に係る支援の実績並びに当該支援業務に要する費用の額及びその内訳をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することとしていない者

（在留資格の変更）

**第二十条**　［略］

［2～7　略］

8　法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9　［略］

（在留期間の更新）

**第二十一条**　［略］

［2～5　略］

6　法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（在留資格の取得）

**第二十四条**　［略］

［2～6　略］

7　法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（職権による在留資格の変更）

**第二十五条の十五**　法第二十二条の六第二項第二号イ及びロに規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号様式又は別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。

2　法第二十二条の六第一項の規定により永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

ロ　特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

ハ　過去五年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

七・八　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（在留資格の変更）

**第二十条**　［同上］

［2～7　同上］

8　法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9　［同上］

（在留期間の更新）

**第二十一条**　［同上］

［2～5　同上］

6　法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（在留資格の取得）

**第二十四条**　［同上］

［2～6　同上］

7　法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

［条を加える。］

3　法第二十二条の六第二項第二号ロに規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

4　法第二十二条の六第一項の規定により永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する場合において、同条第二項の規定により出入国在留管理庁長官が入国審査官に同項各号に定める措置をとらせるときは、併せて別記第三十七号の十八様式による在留資格変更通知書を交付させるものとする。

（仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得）

**第五十六条の三**　［略］

［2・3　略］

4　法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（権限の委任）

**第六十一条の二**　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～十　略］

十一　法第二十二条の六に規定する権限

十二～二十四　［略］

2　［略］

（電子情報処理組織による申請等）

**第六十一条の三**　［略］

［2～4　略］

5　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、本邦にある当該外国人のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　受入れ機関等（監理型育成就労実施者（育成就労法第二条第九号に規定する監理型育成就労実施者をいう。）を除く。）の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。

［イ・ロ　略］

四　［略］

［6～9　略］

**別表第二**（第三条関係）

| 在留資格 | 在留期間 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 企業内転動 | 一　法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、五年、三年、一年又は三月<br>二　法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 |

（仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得）

**第五十六条の三**　［同上］

［2・3　同上］

4　法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（権限の委任）

**第六十一条の二**　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～十　同上］

［号を加える。］

十一～二十三　［同上］

2　［同上］

（電子情報処理組織による申請等）

**第六十一条の三**　［同上］

［2～4　同上］

5　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、本邦にある当該外国人のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

三　受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。

［イ・ロ　同上］

四　［同上］

［6～9　同上］

**別表第二**（第三条関係）

| 在留資格 | 在留期間 |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 企業内転動 | 五年、三年、一年又は三月 |

| | |
|---|---|
| ［略］ | |
| 育成就労 | 二年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 |
| ［略］ | |

**別表第三**（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

| 在留資格 | 活動 | 資料 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 企業内転動 | 法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄に掲げる活動 | 一　法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合<br>イ　外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書<br>ロ　本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料<br>ハ　外国の事業所（転勤の直前一年以内に当該外国人が企業内転動の在留資格（法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書<br>ニ　外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料<br>ホ　活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書<br>ヘ　卒業証明書及び経歴を証する文書<br>ト　年間の収入に関する文書<br>チ　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 |
| ［略］ | | |

| | |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 技能実習 | 一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間<br>二　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロに掲げる活動を行う者にあつては、二年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 |
| ［同上］ | |

**別表第三**（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

| 在留資格 | 活動 | 資料 |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| 企業内転動 | 法別表第一の二の表の企業内転動の項の下欄に掲げる活動 | 一　外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書<br>二　本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料<br>三　外国の事業所（転勤の直前一年以内に当該外国人が企業内転動の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書<br>四　外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料<br>五　活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書<br>六　卒業証明書及び経歴を証する文書<br>七　年間の収入に関する文書<br>八　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 |
| ［同上］ | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二　法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合<br>イ　前号（ハ及びヘを除く。）に掲げる資料<br>ロ　外国の事業所（転勤の直前一年以内に当該外国人が企業内転勤の在留資格（法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書 | ［略］ | 特定技能 | 育成就労 |
| | | 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動 | 法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動 |
| | | 一　［略］<br>二　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合<br>前号（ハを除く。）に掲げる資料 | 一　育成就労法第十一条第一項に規定する育成就労認定を受けた育成就労計画に係る育成就労計画認定通知書及び当該育成就労認定の申請書の写し<br>二　年間の収入に関する文書<br>三　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ［同上］ | 特定技能 | 技能実習 |
| | | 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動 | 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動 |
| | | 一　［同上］<br>二　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合<br>前号イ、ロ及びホからリまでに掲げる資料 | 一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合<br>イ　技能実習法第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し<br>ロ　年間の収入に関する文書<br>ハ　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 |

二　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合
イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し
ロ　前号ロ及びハに掲げる資料
三　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行おうとする場合
イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し
ロ　第一号ロ及びハに掲げる資料
四　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合
イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し
ロ　第一号ロ及びハに掲げる資料
五　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに掲げる活動を行おうとする場合
イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し
ロ　第一号ロ及びハに掲げる資料

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | | |

**別表第三の七**（第二十一条、第二十一条の三関係）

| 在留資格 | 活動 | 資料 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 育成就労 | 法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動 | ［一・二　略］ |
| ［略］ | | |

**別表第四**（第六条の二関係）

| 本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動 | 代理人 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動（育成就労） | 一　認定育成就労計画に基づいて行わせようとする育成就労が育成就労法第二条第二号に規定する単独型育成就労である場合<br>同条第八号に規定する単独型育成就労実施者の職員<br>二　認定育成就労計画に基づいて行わせようとする育成就労が育成就労法第二条第三号に規定する監理型育成就労である場合<br>同条第九号に規定する監理支援機関の職員 |
| ［略］ | |

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| | | 六　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合<br>イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し<br>ロ　第一号ロ及びハに掲げる資料 |

**別表第三の七**（第二十一条、第二十一条の三関係）

| 在留資格 | 活動 | 資料 |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| 技能実習 | 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動 | ［一・二　同上］ |
| ［同上］ | | |

**別表第四**（第六条の二関係）

| 本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動 | 代理人 |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習） | 一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる活動を行おうとする場合　企業単独型実習実施者の職員<br>二　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合　監理団体の職員 |
| ［同上］ | |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第六号の三様式申請人等作成用１を次のように改める。

別記第六号の三様式（第六条の二関係）

申請人等作成用1　（表）　日本国政府法務省

# 在留資格認定証明書交付申請書

写真

法　務　大　臣　殿

出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき，次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。

1 国籍・地域　　2 生年月日　　年　月　日

3 氏名

4 性別　男 ・ 女　　5 出生地　　6 配偶者の有無　有 ・ 無

7 職業　　8 本国における居住地

9 日本における連絡先

電話番号　　携帯電話番号

10 旅券　(1)番号　　(2)有効期限　　年　月　日

11 入国目的（次のいずれか該当するものを選んでください。）

☐ I「教授」　☐ I「教育」　☐ J「芸術」　☐ J「文化活動」　☐ K「宗教」　☐ L「報道」

☐ L「研究(転勤)」　☐ L「企業内転勤(1号)」　☐ L「企業内転勤(2号)」　☐ M「経営・管理」　☐ N「研究」

☐ N「技術・人文知識・国際業務」　☐ N「介護」　☐ N「技能」　☐ N「特定活動(研究活動等)」

☐ N「特定活動(本邦大学卒業者)」

☐ V「特定技能(1号)」　☐ V「特定技能(2号)」　☐ W「育成就労」

☐ O「興行」　☐ P「留学」　☐ Q「研修」　☐ R「家族滞在」

☐ R「特定活動(研究活動等家族)」　☐ R「特定活動(EPA家族)」　☐ R「特定活動(本邦大卒者家族)」

☐ T「日本人の配偶者等」　☐ T「永住者の配偶者等」　☐ T「定住者」

☐ 「高度専門職(1号イ)」　☐ 「高度専門職(1号ロ)」　☐ 「高度専門職(1号ハ)」　☐ U「その他」

12 入国予定年月日　年　月　日　　13 上陸予定港

14 滞在予定期間　　15 同伴者の有無　有 ・ 無

16 査証申請予定地

17 過去の出入国歴　有 ・ 無

（上記で『有』を選択した場合）

回数　回　直近の出入国歴　年　月　日　から　年　月　日

18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴　有 ・ 無

（上記で『有』を選択した場合）　回数　回　（うち不交付となった回数）　回

19 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）

有（具体的内容　　）・ 無

20 退去強制又は出国命令による出国の有無　有 ・ 無

（上記で『有』を選択した場合）　回数　回　直近の送還歴　年　月　日

21 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など）及び同居者

有（「有」の場合は，以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。）・ 無

| 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 国籍・地域 | 同居予定の有無 | 勤務先名称・通学先名称 | 在留カード番号<br>特別永住者証明書番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |

（注）裏面参照の上，申請に必要な書類を作成して下さい。

（裏）

備考

申請人等作成用2から4，所属機関等作成用等1から4は，入国目的に従って，次の様式を使用してください。

| | 入国目的 | 例 | 使用する申請書 申請人等作成用 1 | 2 | 3 | 4 | 所属機関等作成用等 1 | 2 | 3 | 4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(※)<br>大学等における研究の指導又は教育等<br>中学校，高等学校等における語学教育等 | 大学教授<br><br>中学校の語学教師 | ○ | I | － | － | I | － | － | － |
| 2 | 収入を伴う芸術上の活動<br>収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得 | 作曲家，写真家<br>茶道，柔道を修得しようとする者 | ○ | J | J | － | J | － | － | － |
| 3 | 外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動 | 司教，宣教師 | ○ | K | － | － | K | － | － | － |
| 4 | 外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して技能等を修得するため講習を受け，及び技能等に係る業務に従事すること | 新聞記者，報道カメラマン<br>外資系企業の研究者<br>外資系企業の駐在員<br><br>日系企業の海外事業所の従業員 | ○ | L | － | － | L | － | － | － |
| 5 | 高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)<br>事業の経営又は管理 | 企業の社長，取締役，部長 | ○ | M | － | － | M | － | － | － |
| 6 | 高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(1に該当する場合を除く。)(※)<br>契約に基づき収入を伴う研究を行う活動<br>高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(4に該当する場合を除く。)(※)<br>自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること<br>介護又は介護の指導を行う業務に従事すること<br>熟練した技能を要する業務に従事すること<br>特定の研究活動，研究事業活動，情報処理活動<br>本邦の大学・大学院で修得した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること | 政府関係機関，企業の研究者<br><br>機械工学等の技術者，マーケティング業務従事者<br><br>介護福祉士<br>外国料理の調理師，スポーツ指導者<br>指定された機関の研究者・情報処理技術者<br>高い日本語能力を持つ本邦大学卒業者 | ○ | N | － | － | N | N | － | － |
| 7 | 特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること<br>特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること | 特定技能外国人 | ○ | V | V | － | V | V | V | V |
| 8 | 育成就労 | 育成就労外国人 | ○ | W | － | － | W | － | － | － |
| 9 | 興行 | 歌手，モデル | ○ | O | O | O | － | － | － | － |
| 10 | 勉学 | 留学生 | ○ | P | P | － | P | P | － | － |
| 11 | 研修 | 実務研修を行わない研修生，公的研修を行う研修生 | ○ | Q | － | － | Q | Q | Q | － |
| 12 | 商用・就職を目的とする者，文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること<br>特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること<br>EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること<br>本邦大学卒業者としての活動を行う者の扶養を受けること | | ○ | R | － | － | R | － | － | － |
| 13 | 日本人，永住者等との婚姻関係，親子関係等に基づく本邦での居住 | 日本人の配偶者 | ○ | T | T | － | － | － | － | － |
| 14 | 上記以外の目的(1) | 外交，公用，弁護士，公認会計士，医師，家事使用人，ワーキング・ホリデー，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，日系四世 | ○ | U | U | U | U | U | U | － |
| | 上記以外の目的(2) | 医療活動，起業活動 | ○ | U | U | U | － | － | － | － |

（※）については，申請人が本邦において行おうとする活動に応じて，J，K，O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｌ（「高度専門職（１号ロ）」・「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤」）を次のように改める。

申請人等作成用2　L（「高度専門職(1号ロ)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」）

22　勤務先又は活動先

(1)名称　　支店・事業所名

(2)所在地　　(3)電話番号

23　派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名　称

(2)所在地

24　派遣元会社又は団体と勤務先との関係（派遣元から見て）

□ 親会社　□ 子会社　□ 本部・本店

□ 支部・支店　□ その他（　　）

25　申請時における企業内転勤2号での通算在留期間（過去の在留歴を含む。「企業内転勤2号」での入国を希望する場合に記入）

月

26　職　歴　（外国におけるものを含む。）

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

27　申請人，法定代理人，法第7条の2第2項に規定する代理人

(1)氏　名　　(2)本人との関係

(3)住　所

電話番号　　携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日

年　月　日

注　意　申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（代理人）が自署すること。

※　取次者
(1)氏　名　　(2)住　所

(3)所属機関等　　電話番号

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

申請人等作成用2　V（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

22　特定技能所属機関
(1)氏名又は名称

(2)住所（所在地）　　電話番号

23　技能水準
□ 分野別運用方針に定める評価方法による証明
□ 試験による証明
合格した試験名　　受験地
□ 日本国内
□ 日本国外（国名：　　）
□ 日本国内
□ 日本国外（国名：　　）
□ その他の評価方法による証明
□ 技能実習2号を良好に修了

24　日本語能力
□ 分野別運用方針に定める評価方法による証明
□ 試験による証明
合格した試験名　　受験地
□ 日本国内
□ 日本国外（国名：　　）
□ 日本国内
□ 日本国外（国名：　　）
□ その他の評価方法による証明
□ 技能実習2号を良好に修了

25　良好に修了した技能実習2号（上記23，24において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入）
(1)職種・作業（技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入）
職種　　作業
良好に修了したことの証明
□ 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
□ 実習状況に関する書面による証明
（複数ある場合には(2)に記入）
(2)職種・作業（技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入）
職種　　作業
良好に修了したことの証明
□ 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
□ 実習状況に関する書面による証明

26　申請時における特定技能1号での通算在留期間（過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入）

年　月

別記第六号の三様式申請人等作成用３　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

申請人等作成用3　Ｖ（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

27　特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
有（徴収又は管理機関名：　　徴収金額又は管理財産：　　）・無

28　特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について，その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無（当該費用の支払がある場合に記入）
有（外国の機関名：　　支払額（日本円に換算）：約　　円）・無

29　国籍又は住居を有する国又は地域において定められる，本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無（当該手続が定められている場合に記入）　有・無

30　本邦において定期的に負担する費用について，対価の内容を十分に理解して合意していることの有無（当該費用の負担がある場合に記入）　有・無

31　申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）　有・無

32　職　歴　（外国におけるものを含む）

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

33　申請人，法定代理人，法第7条の2第2項に規定する代理人
(1)氏　名　　(2)本人との関係

(3)住　所

電話番号　　携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注　意　申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（代理人）が自署すること。

※　取次者
(1)氏　名　　(2)住　所

(3)所属機関等　　電話番号

別記第六号の三様式申請人等作成用２　Ｙ（「技能実習（１号）」・「技能実習（２号）」・「技能実習（３号）」）を次のように改める。

申請人等作成用2　Ｗ（「育成就労」）

22　育成就労実施者（勤務先）
(1)名称

(2)所在地　　電話番号

23　監理支援機関（監理型育成就労の場合に記入）
(1)名称

(2)所在地　　電話番号

24　職　歴　（外国におけるものを含む）

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

25　申請人，法定代理人，法第7条の2第2項に規定する代理人
(1)氏　名　　(2)本人との関係

(3)住　所

電話番号　　携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注　意　申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（代理人）が自署すること。

※　取次者
(1)氏　名　　(2)住　所

(3)所属機関等　　電話番号

別記第六号の三様式所属機関等作成用１　Ｌ（「高度専門職（１号ロ）」・「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤」）を次のように改める。

所属機関等作成用1　L（「高度専門職(1号ロ)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」）

1 契約又は招へいする外国人の氏名

2 契約の形態　□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他（　　）

3 所属機関等契約先

(1)名称　　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名　　(4)雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略

(5)業種

○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地　　電話番号

(7)資本金　　円　(8)年間売上高(直近年度)　　円

(9)従業員数　　名　うち外国人職員数　　名

(10)常勤の職員(外国にある事業所の常勤の職員及び「企業内転勤2号」の活動を行う者を除く。)の数(「企業内転勤2号」での入国を希望する場合に記入)　　名

(11)「企業内転勤2号」の活動を行う者の数(「企業内転勤2号」での入国を希望する場合に記入)　　名

4 給与・報酬(税引き前の支払額)　※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

円 ( □ 年額　□ 月額 )

5 職務上の地位(役職名)　□ あり(　　)　□ なし

6 派遣・就労予定期間

7 職種

○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○「企業内転勤(1号)」「企業内転勤(2号)」「報道」又は「高度専門職」での入国を希望する場合で，他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

8 活動内容詳細

9 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名称　　(2)所在地

10 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て)

□ 親会社　□ 子会社　□ 本部・本店　□ 支部・支店　□ その他（　　）

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第六号の三様式所属機関等作成用１　Ｎ（「高度専門職（１号イ・ロ）」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）」（本邦大学卒業者）」）を次のように改める。

所属機関等作成用1　N（「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等),(本邦大学卒業者)」）

1 契約又は招へいする外国人の氏名

2 契約の形態
□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他（　　）

3 所属機関等契約先
(1)名称　　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名　　(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地　　電話番号

(7)資本金　　円　(8)年間売上高(直近年度)　　円

(9)従業員数　　名

うち外国人職員数　　名　(このうち育成就労外国人)　　名

4 研究室(「高度専門職(1号イ)」，「研究」又は「特定活動」(特定研究等活動(告示36号))であって，研究室に所属する場合に記入)
(1)研究室名　　(2)指導教員氏名

5 就労予定期間
□ 定めなし □ 定めあり ( 期間　　年　　月 )

6 雇用開始(入社)年月日
年　月　日

7 給与・報酬(税引き前の支払額)　※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

円 ( □ 年額 □ 月額 )

8 実務経験年数　　年　9 職務上の地位(役職名)
□ あり(　　)　□ なし

10 職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○「技術・人文知識・国際業務」，「高度専門職」又は「特定活動」での入国を希望する場合で，他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

11 活動内容詳細

別記第六号の三様式所属機関等作成用２　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用2　Ⅴ（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し，情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
氏名又は名称
住所(所在地)　　電話番号

3　特定技能所属機関
(1)氏名又は名称　　(2)法人番号(13桁)
(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　－　－
(4)業種　○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)住所(所在地)　　電話番号
(6)資本金　　円　(7)年間売上金額(直近年度)　　円
(8)常勤職員数　　名
(9)代表者の氏名
(10)勤務させる事業所名　　所在地
健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無　有・無
労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無　有・無
労働保険番号　　－　　－　　－　　－　　－
(末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)
(11)労働，社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
有(内容:　　)・無
(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に，外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
有(内容・理由:　　)・無
(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に，特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無
有(内容:　　)・無
(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消されたことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消された法人の役員であったことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に，出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)
有(内容・該当者名:　　)・無

別記第六号の三様式所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用3　Ⅴ(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容:　　)・無
(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し，活動をさせる事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無　有・無
(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有(内容:　　)・無
(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:　　)・無
(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)　有・無
(以下(27)，(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)
(27)次のいずれかに該当することの有無　有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□　①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容:　　)
□　②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:　　)
□　③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:　　)
□　④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
有(内容:　　)・無
(29)労災保険加入等の措置の有無
有(内容:　　)・無
(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無　有・無
(31)外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており，かつ，後者の場合には，出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し，その確認を受けることとしていることの有無　有・無
(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し，地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し，必要な協力をすることとしていることの有無　有・無
○　当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名(　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長)
○　当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名(　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長)
(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)　有・無
(以下(34)から(43)は申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)
(34)支援責任者名　　所属・役職
講習修了年月日　　年　　月　　日
常勤の役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援責任者(過去3年以内に法務大臣が告示で定める講習を修了しているもの)を選任していることの有無　有・無
(35)支援担当者名　　所属・役職
常勤の役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無　有・無
(36)次のいずれかに該当することの有無　有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□　①過去2年間において法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
□　②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有すること
□　③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること　(内容:　　)
(37)活動させる事業所の支援担当者の数及び適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数
支援担当者数　　名　　適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数　　名
支援担当者の数が支援の対象となる外国人の数を五十で除して得た数を超えていることの有無　有・無
(38)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を，外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無　有・無
(39)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し，1号特定技能外国人支援を行う事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無　有・無

別記第六号の三様式所属機関等作成用４　V（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用４　V（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

(40)支援責任者及び支援担当者が，1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無　有・無

(41)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は契約締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無　有(内容:　)・無

(42)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無　有・無

(43)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)　有・無

4　1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)

(1)在留資格認定証明書の交付申請前の，特定技能雇用契約の内容，本邦において行うことができる活動の内容，上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する，外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の実施の有無　有・無

(2)上記(1)について，対面により，又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無　有・無

(3)出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無　有・無

(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(5)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(6)本邦入国後に，本邦での生活一般に関する事項，国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続，相談又は苦情の申出に関する連絡先，十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項，防災・防犯に関する事項，緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無　有・無

(7)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無　有・無

(8)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無　有・無

(9)外国人が十分に理解することができる言語により，相談又は苦情の申出に対して，遅滞なく，適切に応じるとともに，必要な措置を講ずることとしていることの有無　有・無

(10)外国人と日本人の交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(11)外国人が，その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は，転職支援をすることとしていることの有無　有・無

(12)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し，問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無　有・無

(13)外国人が「特定技能2号」の在留資格への変更を希望する場合において，当該外国人が十分に理解することができる言語により技能及び日本語能力習得のための必要な支援を行うことの有無　有・無

(14)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し，当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無　有・無

(15)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)　有・無

(16)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無　有・無

(17)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)　有・無

5　登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合に記入)

(1)氏名又は名称　(2)法人番号(13桁)

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　－　－

(4)住所(所在地)　電話番号

(5)代表者の氏名

(6)登録番号　(7)登録年月日　年　月　日

(8)支援を行う事業所の名称　(9)所在地

(10)支援責任者名　(11)支援担当者名

(12)対応可能言語　(13)支援委託手数料(月額／人)　円

(14)委託している業務の内容(一部の場合はその内容を記載)　□ 全部　□ 一部(内容:　)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

別記第六号の三様式所属機関等作成用１　Y（「技能実習（１号）」・「技能実習（２号）」・「技能実習（３号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用1　W(「育成就労」)

1　育成就労外国人

(1)氏名

2　育成就労計画

(1)認定番号　(2)認定年月日　年　月　日

(3)育成就労の区分
□ 単独型育成就労　□ 監理型育成就労

3　従事すべき業務の内容，育成就労の期間

(1)育成就労産業分野　(2)業務区分

(3)職種
○ 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○ 他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(4)育成就労の期間
年　月　日 から　年　月　日 まで

(5)一時帰国期間(※育成就労外国人が1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合に記入)
毎　年　月　日 から　毎　年　月　日 まで

4　育成就労実施者(勤務先)

(1)名称　(2)法人番号(13桁)

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　－　－

(4)業種
○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○ 他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地　電話番号

(6)常勤職員数　名

(7)育成就労実施者届出受理番号

(8)育成就労実施者届出受理年月日　年　月　日

5　監理支援機関(監理型育成就労の場合に記入)

(1)名称　(2)法人番号(13桁)

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　－　－

(4)業種
○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○ 他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地　電話番号

(6)監理支援機関許可番号

(7)監理支援機関許可年月日　年　月　日

(8)監理支援機関許可の有効期間　年　月　日 から　年　月　日 まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
育成就労実施者又は監理支援機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，育成就労実施者又は監理支援機関が変更箇所を訂正すること。

別記第七号の三様式所属機関等作成用１　Ｕ（その他）を次のように改める。

所属機関等作成用1　U(その他)

1　契約，招へい又は同居する外国人の氏名

（契約の場合は以下のいずれかの形態を選択）

□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他（　　）

2　申請人の活動内容

□ 外交，公用　・・・

別記第二十九号の十五様式を次のように改める。

**別記第二十九号の十五様式**（第十九条の十九関係）　（日本産業規格Ａ列４）

| | |
|---|---|
| ※　登録番号 | |
| ※　登録・更新年月日 | |

# 登録支援機関　登録申請書
# 登録支援機関　登録の更新申請書

年　月　日

出入国在留管理庁長官　殿

申請者

1　出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の申請をします。
2　出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の更新の申請をします。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 申請者に関する事項 | ①　氏名又は名称 | （ふりがな） | |
| | ②　住所（本店又は主たる事務所） | | 〒　－<br>（電話　－　－　） |
| | ③　代表者の氏名 | （ふりがな） | |
| 2 支援業務実施体制に関する事項 | ①　支援業務開始予定年月日 | | 年　月　日 |
| | ②　支援業務を行う事務所の所在地 | | 〒　－ |
| | ③　特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要 | (1)　支援責任者の氏名（ふりがな） | |
| | | (2)　支援責任者及び支援担当者の人数 | 支援責任者　人<br>支援担当者　人（うち支援責任者との兼務者　人） |
| | | (3)　登録支援機関としての支援業務の実績、支援業務に要する費用の額等の公表場所 | |
| | | (4)　対応可能言語 | 語　語<br>語　語<br>語　語<br>語　語<br>語　語 |
| | | (5)　支援対象地域 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 支援業務の内容及びその実施方法に関する事項 | 支援業務 | | 内容及び実施方法 |
| | ①　本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国前の情報提供 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号イに定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第２号及び同条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　〕 |
| | ②　出入国しようとする港又は飛行場における送迎 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ロに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　〕 |
| | ③　適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ハに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　〕 |
| | ④　入国後（在留資格変更許可後）の情報提供 | (1)　本邦での生活一般に関する事項 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(1)に定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　〕 |
| | | (2)　法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(2)に定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　〕 |

| | | |
|---|---|---|
| | (3)　相談等の申出対応者及び相談等をすべき国等の機関の連絡先 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(3)に定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| | (4)　支援対象外国人が十分に理解できる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(4)に定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| | (5)　防災及び防犯に関する事項並びに緊急時における対応に必要な事項 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(5)に定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| | (6)　出入国又は労働に関する法令違反行為を知ったときの対応方法その他支援対象外国人の法的保護に必要な事項 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(6)に定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| ⑤　法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続の履行に当たって必要に応じた支援 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ホに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| ⑥　本邦での生活に必要な日本語学習の機会の提供 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ヘに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| ⑦　支援対象外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し相談等の申出を受けたときに遅滞なく当該相談等に適切に対応することのほか、当該外国人への助言等必要な措置 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号トに定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| ⑧　支援対象外国人と日本人との交流の促進に係る支援 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号チに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| ⑨　支援対象外国人が責めに帰すべき事由によらず特定技能雇用契約を解除される場合には、他の機関との特定技能雇用契約に基づいて在留資格「特定技能１号」の活動を行うことができるようにするための支援 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号リに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| ⑩　支援責任者又は支援担当者による支援対象外国人及びその監督者との定期的な面談の実施並びに労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときの関係行政機関への通報 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ヌに定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により面談を実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| ⑪　特定技能１号の在留資格をもって在留する者が特定技能２号の在留資格への変更を希望する場合、技能及び日本語能力の習得のために必要な支援 | | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ルに定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |

（注意）

1　登録の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録の更新申請書」の文字及び上方２の全文を抹消すること。

2　登録の更新の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録申請書」の文字及び上方１の全文を抹消すること。

3　上表中「特定技能基準省令」とは、「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第５号）」をいう。

4　１①欄は、法人の場合には登記上の名称を記載し、また、個人事業主の場合には氏名を記載した上、括弧書きで屋号等を記載すること。

5　２②及び③欄は、複数の事務所があるときには、事務所ごとに当該欄の記載事項を記載することとし、その際「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

6　２③(3)欄は、URLを記載し、２③(5)欄は、都道府県を記載すること。

7　３の「内容及び実施方法」欄は、実施するときには、チェックマークを付すこと。

別記第三十号様式申請人等作成用1を次のように改める。

別記第三十号様式（第二十条関係）

申請人等作成用1　（表）　日本国政府法務省

# 在留資格変更許可申請書

写真

法務大臣殿

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき，次のとおり在留資格の変更を申請します。

1 国籍・地域　　2 生年月日　年　月　日

3 氏名

4 性別　男・女　　5 出生地　　6 配偶者の有無　有・無

7 職業　　8 本国における居住地

9 住居地

電話番号　　携帯電話番号

10 旅券　(1)番号　　(2)有効期限　年　月　日

11 現に有する在留資格　　在留期間

在留期間の満了日　年　月　日

12 在留カード番号

13 希望する在留資格

在留期間　（審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。）

14 変更の理由

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）

有（具体的内容　）・無

16 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など）及び同居者

有（「有」の場合は，以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。）・無

| 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 国籍・地域 | 同居の有無 | 勤務先名称・通学先名称 | 在留カード番号<br>特別永住者証明書番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |

（注）裏面参照の上，申請に必要な書類を作成して下さい。

（裏）

備考

申請人等作成用2から4，所属機関等作成用等1から4は，在留目的に従って，次の様式を使用してください。

| | 在留目的 | 例 | 使用する申請書 申請人等作成用 1 | 2 | 3 | 4 | 所属機関等作成用等 1 | 2 | 3 | 4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 短期滞在 | 親族訪問，短期商用 | ○ | H | － | － | － | － | － | － |
| 2 | 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(※)<br>大学等における研究の指導又は教育等<br>中学校，高等学校等における語学教育等 | 大学教授<br><br>中学校の語学教師 | ○ | I | I | － | I | － | － | － |
| 3 | 収入を伴う芸術上の活動<br>収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得 | 作曲家，写真家<br>茶道，柔道を修得しようとする者 | ○ | J | J | － | J | － | － | － |
| 4 | 外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動 | 司教，宣教師 | ○ | K | － | － | K | － | － | － |
| 5 | 外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して技能等を修得するため講習を受け，及び技能等に係る業務に従事すること | 新聞記者，報道カメラマン<br>外資系企業の研究者<br>外資系企業の駐在員<br><br>日系企業の海外事業所の従業員 | ○ | L | － | － | L | － | － | － |
| 6 | 高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)<br>事業の経営又は管理 | 企業の社長，取締役，部長 | ○ | M | － | － | M | － | － | － |
| 7 | 高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(2に該当する場合を除く。)(※)<br>契約に基づき収入を伴う研究を行う活動<br>高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5に該当する場合を除く。)(※)<br>自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること<br>介護又は介護の指導を行う業務に従事すること<br>熟練した技能を要する業務に従事すること<br>特定の研究活動，研究事業活動，情報処理活動<br>本邦の大学・大学院で修得した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること | 政府関係機関，企業の研究者<br><br>機械工学等の技術者，マーケティング業務従事者<br><br>介護福祉士<br>外国料理の調理師，スポーツ指導者<br>指定された機関の研究者・情報処理技術者<br>高い日本語能力を持つ本邦大学卒業者 | ○ | N | － | － | N | N | － | － |
| 8 | 特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること<br>特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること | 特定技能外国人 | ○ | V | V | － | V | V | V | V |
| 9 | 育成就労 | 育成就労外国人 | ○ | W | － | － | W | － | － | － |
| 10 | 興行 | 歌手，モデル | ○ | O | O | O | － | － | － | － |
| 11 | 勉学 | 留学生 | ○ | P | P | － | P | P | － | － |
| 12 | 研修 | 実務研修を行わない研修生，公的研修を行う研修生 | ○ | Q | － | － | Q | Q | Q | － |
| 13 | 商用・就職を目的とする者，文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること<br>特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること<br>EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること<br>本邦大学卒業者としての活動を行う者の扶養を受けること | | ○ | R | － | － | R | － | － | － |
| 14 | 日本人，永住者等との婚姻関係，親子関係等に基づく本邦での居住 | 日本人の配偶者 | ○ | T | T | － | － | － | － | － |
| 15 | 上記以外の目的(1) | 外交，公用，弁護士，公認会計士，医師，家事使用人，ワーキング・ホリデー，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，EPA看護師・介護福祉士，EPA看護師候補者・介護福祉士候補者，EPA就学介護福祉士候補者，日系四世 | ○ | U | U | U | U | U | － | － |
| | 上記以外の目的(2) | 医療活動，起業活動 | ○ | U | U | U | － | － | － | － |

(※)については，申請人が本邦において行おうとする活動に応じて，J，K，O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

別記第三十号様式申請人等作成用２　Ｌ（「高度専門職（１号ロ）」・「高度専門職（２号）」・「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤」）を次のように改める。

申請人等作成用2　L（「高度専門職(1号ロ)」・「高度専門職(2号)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」）

17　勤務先又は活動先

(1)名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　支店・事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(3)電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

18　派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

19　派遣元会社又は団体と勤務先との関係（派遣元から見て）

□ 親会社　□ 子会社　□ 本部・本店

□ 支部・支店　□ その他（　　）

20　申請時における企業内転勤2号での通算在留期間（過去の在留歴を含む。「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入）

＿＿＿＿月

21　職　歴　（外国におけるものを含む。）

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

22　代理人（法定代理人による申請の場合に記入）

(1)氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)本人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　携帯電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※　取次者

(1)氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）　電話番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第三十号様式申請人等作成用２　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

申請人等作成用2　V（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

17　特定技能所属機関

(1)氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)住所（所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

18　技能水準

□ 分野別運用方針に定める評価方法による証明

□ 試験による証明

合格した試験名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受験地　□ 日本国内　□ 日本国外（国名：＿＿＿＿＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　□ 日本国内　□ 日本国外（国名：＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ その他の評価方法による証明

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 技能実習2号を良好に修了

19　日本語能力

□ 分野別運用方針に定める評価方法による証明

□ 試験による証明

合格した試験名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受験地　□ 日本国内　□ 日本国外（国名：＿＿＿＿＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　□ 日本国内　□ 日本国外（国名：＿＿＿＿＿＿＿＿）

□ その他の評価方法による証明

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 技能実習2号を良好に修了

20　良好に修了した技能実習2号（上記18，19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入）

(1)職種・作業（技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入）

職種　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　作業　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

良好に修了したことの証明

□ 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

□ 実習状況に関する書面による証明

（複数ある場合には(2)に記入）

(2)職種・作業（技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入）

職種　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　作業　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

良好に修了したことの証明

□ 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

□ 実習状況に関する書面による証明

21　申請時における特定技能1号での通算在留期間（過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）

年　月

＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第三十号様式申請人等作成用３　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

申請人等作成用3　Ｖ（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

22　特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
有（徴収又は管理機関名：　　徴収金額又は管理財産：　　）・無

23　特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について，その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無（当該費用の支払がある場合に記入）
有（外国の機関名：　　支払額（日本円に換算）：　約　　円　）・無

24　国籍又は住居を有する国又は地域において定められる，本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無（当該手続が定められている場合に記入）
有・無

25　本邦において定期的に負担する費用について，対価の内容を十分に理解して合意していることの有無（当該費用の負担がある場合に記入）
有・無

26　申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

27　職　歴　（外国におけるものを含む）

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

28　代理人（法定代理人による申請の場合に記入）
(1)氏　名　　(2)本人との関係
(3)住　所
電話番号　　携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注　意　申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※　取次者
(1)氏　名　　(2)住　所
(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）　　電話番号

別記第三十号様式申請人等作成用２　Ｙ（「技能実習（１号）」・「技能実習（２号）」・「技能実習（３号）」）を次のように改める。

申請人等作成用2　Ｗ（「育成就労」）

17　育成就労実施者（勤務先）
(1)名称
(2)所在地　　電話番号

18　監理支援機関（監理型育成就労の場合に記入）
(1)名称
(2)所在地　　電話番号

19　職　歴　（外国におけるものを含む）

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

20　代理人（法定代理人による申請の場合に記入）
(1)氏　名　　(2)本人との関係
(3)住　所
電話番号　　携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※　取次者
(1)氏　名　　(2)住　所
(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）　　電話番号

別記第三十号様式所属機関等作成用１　Ｌ（「高度専門職（１号ロ）」・「高度専門職（２号）」・「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤」）を次のように改める。

所属機関等作成用1　L（「高度専門職(1号ロ)」・「高度専門職(2号)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」）

1　契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号

(1)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)在留カード番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　契約の形態
□　雇用　□　委任　□　請負　□　その他（　　）

3　所属機関等契約先

(1)名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)

－　－

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(7)資本金　＿＿＿＿＿＿＿＿円　(8)年間売上高(直近年度)　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(9)従業員数　＿＿＿＿＿＿＿＿名　うち外国人職員数　＿＿＿＿＿＿＿＿名

(10)常勤の職員(外国にある事業所の常勤の職員及び「企業内転勤2号」の活動を行う者を除く。)の数(「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入)　＿＿＿＿名

(11)「企業内転勤2号」の活動を行う者の数(「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入)　＿＿＿＿名

4　給与・報酬(税引き前の支払額)※　各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

＿＿＿＿＿＿＿＿円（□　年額　□　月額）

5　職務上の地位(役職名)
□　あり(　　)　□　なし

6　派遣・就労予定期間　＿＿＿＿＿＿＿＿

7　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○「企業内転勤(1号)」「企業内転勤(2号)」「報道」又は「高度専門職」での在留を希望する場合で，他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

8　活動内容詳細

9　派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

10　派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て)

□　親会社　□　子会社　□　本部・本店　□　支部・支店　□　その他（　　）

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号様式所属機関等作成用１　Ｎ（「高度専門職（１号イ・ロ）」・「高度専門職（２号）」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）」（本邦大学卒業者）」）を次のように改める。

所属機関等作成用1　N（「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等),(本邦大学卒業者)」）

1　契約又は招へいしている外国人の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　契約の形態
□　雇用　□　委任　□　請負　□　その他（　　）

3　所属機関等契約先
(1)名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

－　－

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(7)資本金　＿＿＿＿＿＿＿＿円　(8)年間売上高(直近年度)　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(9)従業員数　＿＿＿＿＿＿＿＿名

うち外国人職員数　＿＿＿＿＿＿＿＿名　(このうち育成就労外国人)　＿＿＿＿＿＿＿＿名

4　就労予定期間
□　定めなし　□　定めあり（期間　　年　　月）

5　雇用開始(入社)年月日
＿＿＿＿年　月　日
(未定の場合は以下のいずれかを選択)
□　今次申請の許可を受け次第
□　在籍する教育機関を卒業後，今次申請の許可を受け次第
□　その他(　　)

6　給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
円（□　年額　□　月額）

7　実務経験年数　＿＿＿＿＿＿＿＿年　8　職務上の地位(役職名)
□　あり(　　)　□　なし

9　職種　○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○「技術・人文知識・国際業務」，「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合で，他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

10　活動内容詳細

別記第三十号様式所属機関等作成用２　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用２　Ⅴ（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し，情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
氏名又は名称
住所(所在地)　　電話番号

3　特定技能所属機関
(1)氏名又は名称　　(2)法人番号(13桁)
(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　－　－
(4)業種　○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)住所(所在地)　　電話番号
(6)資本金　　円　(7)年間売上金額(直近年度)　　円
(8)常勤職員数　　名　(9)代表者の氏名
(10)勤務させる事業所名　所在地
健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無　有・無
労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無　有・無
労働保険番号　－　－　－　－　－
(末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)
(11)労働，社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
有(内容:　　)・無
(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に，外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
有(内容・理由:　　)・無
(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に，特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無
有(内容:　　)・無
(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消されたことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消された法人の役員であったことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に，出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
有(内容・該当者名:　　)・無
(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)
有(内容・該当者名:　　)・無

別記第三十号様式所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用3　Ⅴ(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容:　　)・無
(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し，活動をさせる事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無　有・無
(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有(内容:　　)・無
(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:　　)・無
(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)　有・無

(以下(27)，(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)
(27)次のいずれかに該当することの有無　有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□ ①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容:　　)
□ ②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:　　)
□ ③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:　　)
□ ④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
有(内容:　　)・無
(29)労災保険加入等の措置の有無
有(内容:　　)・無
(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無　有・無
(31)外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており，かつ，後者の場合には，出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し，その確認を受けることとしていることの有無　有・無

(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し，地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し，必要な協力をすることとしていることの有無　有・無
○ 当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名(　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長)
○ 当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名(　　年　　月　　日提出　　市・区・町・村長)
(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)　有・無

(以下(34)から(43)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)
(34)支援責任者名　　所属・役職
講習修了年月日　　年　　月　　日
常勤の役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援責任者(過去3年以内に法務大臣が告示で定める講習を修了しているもの)を選任していることの有無　有・無
(35)支援担当者名　　所属・役職
常勤の役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無　有・無
(36)次のいずれかに該当することの有無　有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□ ①過去2年間において法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
□ ②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有すること
□ ③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること(内容:　　)
(37)活動させる事業所の支援担当者の数及び適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数
支援担当者数　　名　適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数　　名
支援担当者の数が支援の対象となる外国人の数を五十で除して得た数を超えていることの有無　有・無
(38)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を，外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無　有・無
(39)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し，1号特定技能外国人支援を行う事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無　有・無

別記第三十号様式所属機関等作成用４　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用4　Ｖ（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

(40)支援責任者及び支援担当者が，1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無　有・無

(41)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は契約締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有(内容:　　)・無

(42)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有・無

(43)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

4　1号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）

(1)在留資格変更申請前に，特定技能雇用契約の内容，本邦において行うことができる活動の内容，上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無　有・無

(2)上記(1)について，対面により，又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無　有・無

(3)出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無　有・無

(4)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(5)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有・無

(6)在留資格変更後に，本邦での生活一般に関する事項，国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続，相談又は苦情の申出に関する連絡先，十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項，防災・防犯に関する事項，緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無

(7)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(8)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無　有・無

(9)外国人が十分に理解することができる言語により，相談又は苦情の申出に対して，遅滞なく，適切に応じるとともに，必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(10)外国人と日本人の交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(11)外国人が，その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は，転職支援をすることとしていることの有無　有・無

(12)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談（外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談）を実施し，問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無
有・無

(13)外国人が「特定技能2号」の在留資格への変更を希望する場合において，当該外国人が十分に理解することができる言語により技能及び日本語能力習得のための必要な支援を行うことの有無
有・無

(14)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し，当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有・無

(15)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)
有・無

(16)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無
有・無

(17)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

5　登録支援機関（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合に記入）

(1)氏名又は名称　　(2)法人番号(13桁)

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　　－　　－

(4)住所(所在地)　　電話番号

(5)代表者の氏名

(6)登録番号　　(7)登録年月日　　年　　月　　日

(8)支援を行う事業所の名称　　(9)所在地

(10)支援責任者名　　(11)支援担当者名

(12)対応可能言語　　(13)支援委託手数料(月額／人)　　円

(14)委託している業務の内容(一部の場合はその内容を記載)　□ 全部　□ 一部(内容:　　)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号様式所属機関等作成用１　Ｙ（「技能実習（１号）」・「技能実習（２号）」・「技能実習（３号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用1　Ｗ（「育成就労」）

1　育成就労外国人
(1)氏名

2　育成就労計画
(1)認定番号　　(2)認定年月日　　年　　月　　日

(3)育成就労の区分
□ 単独型育成就労　□ 監理型育成就労

(4)優良要件の認定の有無
□ 有　□ 無

3　従事すべき業務の内容，育成就労の期間及び一時帰国期間
(1)育成就労産業分野　　(2)業務区分

(3)職種
○ 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○ 他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(4)育成就労の期間
年　　月　　日 から　　年　　月　　日 まで

(5)一時帰国期間(※育成就労外国人が1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合に記入)
毎　年　　月　　日 から　　毎　年　　月　　日 まで

4 育成就労実施者(勤務先)
(1)名称　　(2)法人番号(13桁)

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　　－　　－

(4) 業種
○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○ 他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地　　電話番号

(6)常勤職員数　　名

(7)育成就労実施者届出受理番号

(8)育成就労実施者届出受理年月日　　年　　月　　日

5 監理支援機関(監理型育成就労の場合に記入)
(1)名称　　(2)法人番号(13桁)

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　　－　　－

(4)業種
○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○ 他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地　　電話番号

(6)監理支援機関許可番号

(7)監理支援機関許可年月日　　年　　月　　日

(8)監理支援機関許可の有効期間　　年　　月　　日 から　　年　　月　　日 まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
育成就労実施者又は監理支援機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，育成就労実施者又は監理支援機関が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号の二様式申請人等作成用１を次のように改める。

別記第三十号の二様式（第二十一条関係）

申請人等作成用1　（表）　日本国政府法務省

# 在　留　期　間　更　新　許　可　申　請　書

写　真

法　務　大　臣　殿

出入国管理及び難民認定法第21条第2項の規定に基づき，次のとおり在留期間の更新を申請します。

1 国　籍・地　域　＿＿＿＿＿＿　2 生年月日　年　月　日

3 氏　名　＿＿＿＿＿＿

4 性　別　男・女　5 配偶者の有無　有・無

6 職　業　＿＿＿＿＿＿　7 本国における居住地　＿＿＿＿＿＿

8 住居地　＿＿＿＿＿＿

9 電話番号　＿＿＿＿＿＿　携帯電話番号　＿＿＿＿＿＿

10 旅券　(1)番　号　＿＿＿＿＿＿　(2)有効期限　年　月　日

11 現に有する在留資格　＿＿＿＿＿＿　在留期間　＿＿＿＿＿＿

在留期間の満了日　年　月　日

12 在留カード番号　＿＿＿＿＿＿

13 希望する在留期間　＿＿＿＿＿＿　（審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。）

14 更新の理由　＿＿＿＿＿＿

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）

有（具体的内容　＿＿＿＿＿＿　）・無

16 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など）及び同居者

有（「有」の場合は，以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。）・無

| 続　柄 | 氏　　名 | 生年月日 | 国　籍・地　域 | 同居の有無 | 勤務先名称・通学先名称 | 在留カード番号<br>特別永住者証明書番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |

（注）裏面参照の上，申請に必要な書類を作成して下さい。

（裏）

備考

申請人等作成用2から4，所属機関等作成用等1から4は，在留目的に従って，次の様式を使用してください。

| | 在留目的 | 例 | 使用する申請書 申請人等作成用 1 | 2 | 3 | 4 | 所属機関等作成用等 1 | 2 | 3 | 4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 短期滞在 | 親族訪問，短期商用 | ○ | H | － | － | － | － | － | － |
| 2 | 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(※) | 大学教授 | ○ | I | I | － | I | － | － | － |
| | 大学等における研究の指導又は教育等 | | | | | | | | | |
| | 中学校，高等学校等における語学教育等 | 中学校の語学教師 | | | | | | | | |
| 3 | 収入を伴う芸術上の活動 | 作曲家，写真家 | ○ | J | J | － | J | － | － | － |
| | 収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得 | 茶道，柔道を修得しようとする者 | | | | | | | | |
| 4 | 外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動 | 司教，宣教師 | ○ | K | － | － | K | － | － | － |
| 5 | 外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動 | 新聞記者，報道カメラマン | ○ | L | － | － | L | － | － | － |
| | 日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること | 外資系企業の研究者 | | | | | | | | |
| | 日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※) | 外資系企業の駐在員 | | | | | | | | |
| | 日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること | | | | | | | | | |
| | 日本にある事業所に期間を定めて転勤して技能等を修得するため講習を受け，及び技能等に係る業務に従事すること | 日系企業の海外事業所の従業員 | | | | | | | | |
| 6 | 高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※) | 企業の社長，取締役，部長 | ○ | M | － | － | M | － | － | － |
| | 事業の経営又は管理 | | | | | | | | | |
| 7 | 高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(2に該当する場合を除く。)(※) | 政府関係機関，企業の研究者 | ○ | N | － | － | N | N | － | － |
| | 契約に基づき収入を伴う研究を行う活動 | | | | | | | | | |
| | 高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5に該当する場合を除く。)(※) | 機械工学等の技術者，マーケティング業務従事者 | | | | | | | | |
| | 自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること | | | | | | | | | |
| | 介護又は介護の指導を行う業務に従事すること | 介護福祉士 | | | | | | | | |
| | 熟練した技能を要する業務に従事すること | 外国料理の調理師，スポーツ指導者 | | | | | | | | |
| | 特定の研究活動，研究事業活動，情報処理活動 | 指定された機関の研究者・情報処理技術者 | | | | | | | | |
| | 本邦の大学・大学院で修得した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること | 高い日本語能力を持つ本邦大学卒業者 | | | | | | | | |
| 8 | 特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること | 特定技能外国人 | ○ | V | V | － | V | V | V | V |
| | 特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること | | | | | | | | | |
| 9 | 育成就労 | 育成就労外国人 | ○ | W | － | － | W | － | － | － |
| 10 | 興行 | 歌手，モデル | ○ | O | O | O | － | － | － | － |
| 11 | 勉学 | 留学生 | ○ | P | P | － | P | P | － | － |
| 12 | 研修 | 実務研修を行わない研修生，公的研修を行う研修生 | ○ | Q | － | － | Q | Q | Q | － |
| 13 | 商用・就職を目的とする者，文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること | | ○ | R | － | － | R | － | － | － |
| | 特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること | | | | | | | | | |
| | EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること | | | | | | | | | |
| | 本邦大学卒業者としての活動を行う者の扶養を受けること | | | | | | | | | |
| 14 | 日本人，永住者等との婚姻関係，親子関係等に基づく本邦での居住 | 日本人の配偶者 | ○ | T | T | － | － | － | － | － |
| 15 | 上記以外の目的(1) | 外交，公用，弁護士，公認会計士，医師，家事使用人，ワーキング・ホリデー，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，EPA看護師・介護福祉士，EPA看護師候補者・介護福祉士候補者，EPA就学介護福祉士候補者，日系四世 | ○ | U | U | U | U | U | － | － |
| | 上記以外の目的(2) | 医療活動，起業活動 | ○ | U | U | U | － | － | － | － |

(※)については，申請人が本邦において行おうとする活動に応じて，J，K，O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

別記第三十号の二様式申請人等作成用２　Ｌ（「高度専門職（１号ロ）」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」）を次のように改める。

申請人等作成用2　L（「高度専門職(1号ロ)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」）

17 勤務先又は活動先

(1)名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　支店・事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(3)電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

18 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

19 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)

□ 親会社　□ 子会社　□ 本部・本店

□ 支部・支店　□ その他(　　)

20 申請時における企業内転勤2号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入)

＿＿＿年＿＿＿月

21 職　歴　(外国におけるものを含む。)

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)本人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　携帯電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)所属機関等(親族等については，本人との関係)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第三十号の二様式申請人等作成用２　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

申請人等作成用2　V（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

17 特定技能所属機関

(1)氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)住所(所在地)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

18 技能水準

□ 分野別運用方針に定める評価方法による証明

□ 試験による証明

合格した試験名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受験地　□ 日本国内　□ 日本国外(国名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　□ 日本国内　□ 日本国外(国名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

□ その他の評価方法による証明　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 技能実習2号を良好に修了

19 日本語能力

□ 分野別運用方針に定める評価方法による証明

□ 試験による証明

合格した試験名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受験地　□ 日本国内　□ 日本国外(国名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　□ 日本国内　□ 日本国外(国名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

□ その他の評価方法による証明　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 技能実習2号を良好に修了

20 良好に修了した技能実習2号(上記18，19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)

(1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　作業　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

良好に修了したことの証明

□ 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

□ 実習状況に関する書面による証明

(複数ある場合には(2)に記入)

(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)

職種　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　作業　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

良好に修了したことの証明

□ 3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明

□ 実習状況に関する書面による証明

21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

＿＿＿年＿＿＿月

別記第三十号の二様式申請人等作成用３　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

申請人等作成用3　Ｖ（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

22　特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
有（徴収又は管理機関名：　　徴収金額又は管理財産：　　）・無

23　特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について，その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無（当該費用の支払がある場合に記入）
有（外国の機関名：　　支払額（日本円に換算）：　約　　円　）・無

24　国籍又は住居を有する国又は地域において定められる，本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無（当該手続が定められている場合に記入）
有・無

25　本邦において定期的に負担する費用について，対価の内容を十分に理解して合意していることの有無（当該費用の負担がある場合に記入）
有・無

26　申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

27　職　歴　（外国におけるものを含む）

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

28　代理人（法定代理人による申請の場合に記入）
(1)氏　名　　(2)本人との関係
(3)住　所
電話番号　　携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注　意　申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※　取次者
(1)氏　名　　(2)住　所
(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）　　電話番号

別記第三十号の二様式申請人等作成用２　Ｙ（「技能実習（１号）」・「技能実習（２号）」・「技能実習（３号）」）を次のように改める。

申請人等作成用2　Ｗ（「育成就労」）

17　育成就労実施者（勤務先）
(1)名称
(2)所在地　　電話番号

18　監理支援機関（監理型育成就労の場合に記入）
(1)名称
(2)所在地　　電話番号

19　職　歴　（外国におけるものを含む）

| 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 | 入社 年 | 入社 月 | 退社 年 | 退社 月 | 勤務先名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

20　代理人（法定代理人による申請の場合に記入）
(1)氏　名　　(2)本人との関係
(3)住　所
電話番号　　携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※　取次者
(1)氏　名　　(2)住　所
(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）　　電話番号

別記第三十号の二様式所属機関等作成用１　Ｌ（「高度専門職（１号ロ）」・「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤」）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｌ（「高度専門職（1号ロ）」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤(1号)」・「企業内転勤(2号)」）

1　契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号

(1)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)在留カード番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　契約の形態
□　雇用　□　委任　□　請負　□　その他（　　）

3　所属機関等契約先

(1)名称　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)

－　－

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

(7)資本金　＿＿＿＿＿＿＿＿　円　(8)年間売上高(直近年度)　＿＿＿＿＿＿＿＿　円

(9)従業員数　＿＿＿＿＿＿＿＿　名　うち外国人職員数　＿＿＿＿＿＿＿＿　名

(10)常勤の職員(外国にある事業所の常勤の職員及び「企業内転勤2号」の活動を行う者を除く。)の数(「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入)　＿＿＿＿　名

(11)「企業内転勤2号」の活動を行う者の数(「企業内転勤2号」での在留を希望する場合に記入)　＿＿＿＿　名

4　給与・報酬(税引き前の支払額)※　各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

＿＿＿＿　円　(　□　年額　□　月額　)

5　職務上の地位(役職名)
□　あり(　　)　□　なし

6　派遣・就労予定期間　＿＿＿＿＿＿＿＿

7　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○「企業内転勤(1号)」「企業内転勤(2号)」「報道」又は「高度専門職」での在留を希望する場合で，他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

8　活動内容詳細

9　派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名称　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿

10　派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て)

□　親会社　□　子会社　□　本部・本店　□　支部・支店　□　その他（　　）

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用１　Ｎ（「高度専門職（１号イ・ロ）」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等），（本邦大学卒業者）」）を次のように改める。

所属機関等作成用1　N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等),(本邦大学卒業者)」)

1　契約又は招へいしている外国人の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　契約の形態
□　雇用　□　委任　□　請負　□　その他(　　)

3　所属機関等契約先
(1)名称　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名

(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

－　－

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地　電話番号

(7)資本金　円　(8)年間売上高(直近年度)　円

(9)従業員数　名

うち外国人職員数　名　(このうち育成就労外国人)　名

4　就労予定期間
□　定めなし　□　定めあり　(　期間　年　月　)

5　雇用開始(入社)年月日
(未定の場合は以下のいずれかを選択)
□　今次申請の許可を受け次第
年　月　日
□　在籍する教育機関を卒業後，今次申請の許可を受け次第
□　その他(　　)

6　給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
円　(　□　年額　□　月額　)

7　実務経験年数　年　8　職務上の地位(役職名)
□　あり(　　)　□　なし

9　職種　○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○「技術・人文知識・国際業務」，「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合で，他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

10　活動内容詳細

別記第三十号の二様式所属機関等作成用２　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用2　Ⅴ（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し，情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
氏名又は名称
住所(所在地)　　電話番号

3　特定技能所属機関
(1)氏名又は名称　　(2)法人番号(13桁)
(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　－　－
(4)業種　○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)住所(所在地)　　電話番号
(6)資本金　　円　(7)年間売上金額(直近年度)　　円
(8)常勤職員数　　名
(9)代表者の氏名
(10)勤務させる事業所名　　所在地
健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無　有・無
労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無　有・無
労働保険番号　－　－　－　－
(末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)
(11)労働，社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
有(内容:　)・無
(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に，外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
有(内容・理由:　)・無
(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に，特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無
有(内容:　)・無
(14)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
有(内容・該当者名:　)・無
(15)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無
有(内容・該当者名:　)・無
(16)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無
有(内容・該当者名:　)・無
(17)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消されたことの有無
有(内容・該当者名:　)・無
(18)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が育成就労法第16条第1項の規定により育成就労認定を取り消された法人の役員であったことの有無
有(内容・該当者名:　)・無
(19)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に，出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無
有(内容・該当者名:　)・無
(20)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
有(内容・該当者名:　)・無
(21)特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)
有(内容・該当者名:　)・無

別記第三十号の二様式所属機関等作成用３　Ⅴ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用3　Ⅴ(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容:　)・無
(23)外国人の活動内容に関する文書を作成し，活動をさせる事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無　有・無
(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有(内容:　)・無
(25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:　)・無
(26)1号特定技能外国人支援に要する費用について，直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)　有・無
(以下(27)，(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)
(27)次のいずれかに該当することの有無　有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□　①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容:　)
□　②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容:　)
□　③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容:　)
□　④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
(28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
有(内容:　)・無
(29)労災保険加入等の措置の有無
有(内容:　)・無
(30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無　有・無
(31)外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており，かつ，後者の場合には，出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し，その確認を受けることとしていることの有無　有・無
(32)特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し，地方公共団体からの共生社会関係施策に対する協力要請に対し，必要な協力をすることとしていることの有無　有・無
○　当該外国人に活動をさせる事業所の所在地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名(　年　月　日提出　市・区・町・村長)
○　当該外国人の住居地の市町村の長に対する協力確認書の提出の有無　有・無
提出年月日・提出先名(　年　月　日提出　市・区・町・村長)
(33)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)　有・無
(以下(34)から(43)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)
(34)支援責任者名　　所属・役職
講習修了年月日　年　月　日
常勤の役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援責任者(過去3年以内に法務大臣が告示で定める講習を修了しているもの)を選任していることの有無　有・無
(35)支援担当者名　　所属・役職
常勤の役員又は職員の中から，活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無　有・無
(36)次のいずれかに該当することの有無　有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□　①過去2年間において法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
□　②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有すること
□　③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること　(内容:　)
(37)活動させる事業所の支援担当者の数及び適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数
支援担当者数　　名　適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の対象となる外国人の数　　名
支援担当者の数が支援の対象となる外国人の数を五十で除して得た数を超えていることの有無　有・無
(38)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を，外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無　有・無
(39)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し，1号特定技能外国人支援を行う事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無　有・無

別記第三十号の二様式所属機関等作成用４　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用４　Ｖ（「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」）

(40)支援責任者及び支援担当者が，1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無
(41)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は契約締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無　有（内容：　　）・無
(42)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無　有・無
(43)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）　有・無

4　1号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）
(1)出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無　有・無
(2)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無　有・無
(3)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無　有・無
(4)在留期間更新後に，本邦での生活一般に関する事項，国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続，相談又は苦情の申出に関する連絡先，十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項，防災・防犯に関する事項，緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無　有・無
(5)外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり，必要に応じ，関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無　有・無
(6)日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無　有・無
(7)外国人が十分に理解することができる言語により，相談又は苦情の申出に対して，遅滞なく，適切に応じるとともに，必要な措置を講ずることとしていることの有無　有・無
(8)外国人と日本人の交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無
(9)外国人が，その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は，転職支援をすることとしていることの有無　有・無
(10)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談（外国人と行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談）を実施し，問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無　有・無
(11)外国人が「特定技能2号」の在留資格への変更を希望する場合において，当該外国人が十分に理解することができる言語により技能及び日本語能力習得のための必要な支援を行うことの有無　有・無
(12)1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し，当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無　有・無
(13)特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無（当該事項が定められている場合に記入）　有・無
(14)支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無　有・無
(15)1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）　有・無

5　登録支援機関（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合に記入）
(1)氏名又は名称　　(2)法人番号（13桁）
(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　－　－
(4)住所（所在地）　　電話番号
(5)代表者の氏名
(6)登録番号　　(7)登録年月日　　年　月　日
(8)支援を行う事業所の名称　　(9)所在地
(10)支援責任者名　　(11)支援担当者名
(12)対応可能言語　　(13)支援委託手数料（月額／人）　　円
(14)委託している業務の内容（一部の場合はその内容を記載）　□ 全部　□ 一部（内容：　　）

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用１　Ｙ（「技能実習（１号）」・「技能実習（２号）」・「技能実習（３号）」）を次のように改める。

所属機関等作成用1　Ｗ（「育成就労」）

1　育成就労外国人
(1)氏名

2　育成就労計画
(1)認定番号　　(2)認定年月日　　年　月　日
(3)育成就労の区分
□ 単独型育成就労　□ 監理型育成就労
(4)優良要件の認定の有無
□ 有　□ 無

3　従事すべき業務の内容，育成就労の期間及び一時帰国期間
(1)育成就労産業分野　　(2)業務区分
(3)職種
○ 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
○ 他に職種があれば，別紙「職種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
(4)育成就労の期間
年　月　日から　　年　月　日まで
(5)一時帰国期間（※育成就労外国人が1年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合に記入）
毎　年　月　日から　　毎　年　月　日まで

4　育成就労実施者（勤務先）
(1)名称　　(2)法人番号（13桁）
(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　－　－
(4)業種
○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
○ 他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
(5)所在地　　電話番号
(6)常勤職員数　　名
(7)育成就労実施者届出受理番号
(8)育成就労実施者届出受理年月日　　年　月　日

5　監理支援機関（監理型育成就労の場合に記入）
(1)名称　　(2)法人番号（13桁）
(3)雇用保険適用事業所番号（11桁）※非該当事業所は記入省略　－　－
(4)業種
○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（1つのみ）
○ 他に業種があれば，別紙「業種一覧」から選択して番号を記入（複数選択可）
(5)所在地　　電話番号
(6)監理支援機関許可番号
(7)監理支援機関許可年月日　　年　月　日
(8)監理支援機関許可の有効期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
育成就労実施者又は監理支援機関名，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，育成就労実施者又は監理支援機関が変更箇所を訂正すること。

別記第三十一号様式を次のように改める。

**別記第三十一号様式**（第二十条、第二十五条の十五関係）

在留資格変更許可
CHANGE　PERMIT

在留期限
Until ----------

在留資格 Status　　在留期間 Period

---

許可番号　　許可年月日

---

※

（注）　1　※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。
2　縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十一号の二様式を次のように改める。

**別記第三十一号の二様式**（第二十条、第二十五条の十五関係）

在留資格変更許可
CHANGE　PERMIT

在留資格
Status:

在留期間
Period:

在留期限
Until:

許可番号

許可年月日

※

（注）
1　※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。
2　縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
3　証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第三十一号の三様式を次のように改める。

**別記第三十一号の三様式**（第七条、第二十条、第二十四条、第二十五条の十五、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指　　定　　書

氏　　名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の高度専門職の項の下欄第１号　　の規定に基づき、同号　　に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。

日　本　国　法　務　大　臣

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。

別記第三十一号の四様式を次のように改める。

**別記第三十一号の四様式**（第七条、第二十条、第二十四条、第二十五条の十五、第四十四条、第五十六条の二関係）

日本国政府法務省

指　定　書

氏　名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第　号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

日本国法務大臣

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。

別記第三十二号様式を次のように改める。

**別記第三十二号様式**（第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十五条の十五、第四十四条、第五十六条、第五十六条の二関係）

在　留　資　格　証　明　書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男女）

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日　本　国　法　務　省

（1）

官用欄

（2）

官用欄

（3）

官用欄

注　意

1　本証明書は、在留資格関係申請をする場合に提示して下さい。

2　本証明書は、旅券に代わる証明書ではありません。

（4）

別記第三十七号の十八様式を次のように改める。

別記第三十七号の十八様式（第二十五条の十五関係）

| 番　号 |
| --- |
| 年　月　日 |

日本国政府法務省

# 在留資格変更通知書

殿

出入国管理及び難民認定法第２２条の６第１項の規定に基づき、あなたの在留資格を変更したので通知します。

1　氏　　名　　男・女

2　生年月日　　年　月　日

3　国籍・地域

4　住居地

5　変更後の在留資格

6　変更後の在留期間

7　職権による在留資格の変更をする理由

※

（注）1　※には在留資格を変更することを通知する者の職名を記入するものとする。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

**第二条**　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | |
|---|---|
| 活動 | 基準 |
| ［略］ | |
| 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第一号に掲げる活動 | 申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格（同表の企業内転勤の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。<br>二　［略］ |
| 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動 | 申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において技能、技術又は知識を修得することができる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格（法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。以下この項において同じ。）をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。<br>二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。<br>三　企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては、当該在留資格をもって本邦に在留した期間が通算して一年に達していないこと。 |
| 法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動 | 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。<br>［号を削る。］ |
| ［略］ | ［号を削る。］ |

| 改正前 | |
|---|---|
| 活動 | 基準 |
| ［同上］ | |
| 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動 | 申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。<br>二　［同上］ |
| ［項を加える。］ | |
| 法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動 | 申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請人が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一条第三号に該当する場合で、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。<br>二　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 |
| ［同上］ | |

| | |
|---|---|
| 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動 | 申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請人が次のいずれにも該当していること。<br>［イ～ヘ　略］<br>［二～六　略］ |
| 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動 | 申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項（第二号を除く。）及び第四項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請人が次のいずれにも該当していること。<br>［イ～ハ　略］<br>ニ　自立して生活に必要な日本語を理解し、使用することができ、かつ、従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。<br>ホ　［略］<br>［二～五　略］<br>［号を削る。］<br>六　［略］ |
| 法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動 | 一　本邦において行おうとする活動に係る育成就労計画（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項に規定する育成就労計画をいう。）について、同項、第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定がされていること。<br>二　申請人の素行が善良であること。<br>［略］ |

| | |
|---|---|
| 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動 | 申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。<br>［イ～ヘ　同上］<br>［二～六　同上］ |
| 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動 | 申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項（第二号を除く。）及び第四項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請人が次のいずれにも該当していること。<br>［イ～ハ　同上］<br>［号の細分を加える。］<br>ニ　［同上］<br>［二～五　同上］<br>六　技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあっては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。<br>七　［同上］ |
| 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動 | 本邦において行おうとする活動に係る技能実習計画（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。）について、同項の認定がされていること。<br>［同上］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部改正）

**第三条**　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第一条**　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。<br>一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。 | **第一条**　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。<br>一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。 |
| 項目 / 基準 / 点数 | 項目 / 基準 / 点数 |
| ［略］ | ［同上］ |
| 特別加算 | 特別加算 |
| ［略］ | ［同上］ |
| ハ　法第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第五十条第二項の規定による申請、法第十一条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可若しくは第五十条第一項の規定による許可（職権によりするものに限る。）の日（以下「申請等の日」という。）の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。 | ［略］ | ハ　法第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第五十条第二項の規定による申請、法第十一条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可の日（以下「申請等の日」という。）の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。 | ［同上］ |
| ［略］ | | ［同上］ | |

（特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部改正）

**第四条**　特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）<br>**第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。<br>［一～三　略］<br>四　次のいずれにも該当しないこと。<br>イ　［略］<br>ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［(1)～(14)　略］<br>(15)　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第百八条、第百九条、第百十条第一項、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第三号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定<br>(16)　［略］<br>［ハ～ヘ　略］<br>ト　育成就労法第十六条第一項の規定により育成就労認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者<br>チ　育成就労法第十六条第一項の規定により育成就労認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により育成就労認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの<br>［リ～ワ　略］<br>［五～十三　略］ | ［二・三　略］<br>2　［略］ |
| （特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）<br>**第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。<br>［一～三　同上］<br>四　次のいずれにも該当しないこと。<br>イ　［同上］<br>ロ　次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［(1)～(14)　同上］<br>(15)　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定<br>(16)　［同上］<br>［ハ～ヘ　同上］<br>ト　技能実習法第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者<br>チ　技能実習法第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ヲにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの<br>［リ～ワ　同上］<br>［五～十三　同上］ | ［二・三　同上］<br>2　［同上］ |

2　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、常勤の役員又は職員の中から、外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の支援責任者（適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者であって、過去三年以内に出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十一第一項第二号に規定する講習を修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているものをいう。以下同じ。）及び一名以上の支援担当者（適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者をいう。以下同じ。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

(1)　一号特定技能外国人支援計画の作成に関すること。

(2)　支援担当者その他の支援業務に関与する職員の管理に関すること。

(3)　適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援の実施状況の確認に関すること。

(4)　法令の規定により特定技能所属機関が履行しなければならない又は履行すべき出入国在留管理庁長官に対する届出、報告その他の手続に関すること。

(5)　国又は地方公共団体の機関であって特定技能の在留資格に係る制度に関する事務を所掌するものその他関係機関との連絡調整に関すること。

(6)　その他適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援に必要な一切の事項に関すること。

ロ　常勤の役員又は職員であって過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに、一名以上の支援責任者及び一名以上の支援担当者を選任していること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、常勤の役員又は職員の中から、外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに、一名以上の支援責任者及び一名以上の支援担当者を選任していること。

二　外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに選任している支援担当者の数が、支援担当者において適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する外国人の数を五十で除して得た数を超えていること。

三～八　［略］

（一号特定技能外国人支援計画の内容等）

**第三条**　法第二条の五第六項の一号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

［イ～ヌ　略］

ル　当該外国人が法別表第一の二の表の特定技能（同表の特定技能の項の下欄第二号に係るものに限る。）の在留資格への変更を希望する場合においては、技能及び日本語能力の修得のために必要な支援を行うこと。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

2　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

ロ　役員又は職員であって過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の支援担当者を選任していること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の支援担当者を選任していること。

［号を加える。］

二～七　［同上］

（一号特定技能外国人支援計画の内容等）

**第三条**　法第二条の五第六項の一号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

［イ～ヌ　同上］

［号の細分を加える。］

二　適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容
［号を削る。］
三・四　［略］
2　［略］
（一号特定技能外国人支援計画の基準）
**第四条**　法第二条の五第八項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により登録支援機関に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた登録支援機関において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。
二　［略］
三　前条第一項第一号イ、ニ、ト、ヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）及びルに掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。
四　一号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。
五　一号特定技能外国人支援のうち前条第一項第一号ヌに掲げる事項に係るものの実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託していること。
六　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容
三　一号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容
四・五　［同上］
2　［同上］
（一号特定技能外国人支援計画の基準）
**第四条**　法第二条の五第八項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。
二　［同上］
三　前条第一項第一号イ、ニ、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。
四　一号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、その委託の範囲が明示されていること。
［号を加える。］
五　［同上］

**附　則**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
**第二条**　改正法附則第三条に規定する申請をする場合における申請書の様式は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）別記第六号の三様式の例によるものとする。
2　前項の申請をする場合における出入国管理及び難民認定法施行規則第六条の二の規定により提出すべき資料については、新規則別表第三の例によるものとする。
**第三条**　新規則第十九条の二十一第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「過去三年以内に適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者に対する講習として法務大臣が告示で定めるものを修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とあるのは、「次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とする。
**第四条**　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の二十四第一項の規定による登録の申請（入管法第十九条の二十三第二項の登録の更新の申請にあっては、令和九年七月三十一日までに登録の期間が満了するものに限る。）については、なお従前の例による。
2　施行日前に受けた入管法第十九条の二十四第一項の規定による登録の申請又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた入管法第十九の二十四第一項の規定による登録の申請に係る入管法第十九条の二十三第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）については、当該登録の期間の満了の日までは、なお従前の例による。

（第二条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「申請人が次のいずれにも該当していること。」とあるのは、「申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。」とする。

**第六条**　施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書（同項に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。）の交付の申請に係る入管法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による。

2　施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとして入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた入管法第六条第二項の規定による上陸の申請に係る入管法第七条第一項第二号の基準については、施行日（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合にあっては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（第四条の規定による特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

**第七条**　改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第十六条第一項の規定により実習認定（技能実習法第二条第七項に規定する実習認定をいう。以下この項において同じ。）を取り消された者は、第四条の規定による改正後の特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下「新特定技能基準省令」という。）第二条第一項第四号（ト及びチに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該実習認定を取り消された日において、改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「育成就労法」という。）第十六条第一項の規定により育成就労認定（育成就労法第十一条第一項に規定する育成就労認定をいう。）を取り消されたものとみなす。

**第八条**　新特定技能基準省令第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「過去三年以内に出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十一第一項第二号に規定する講習を修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とあるのは、「次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とする。

**第九条**　施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

2　施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとして入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた入管法第六条第二項の規定による上陸の申請に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、施行日（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者にあっては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

3　施行日前にされた次に掲げる申請に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

一　在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下同じ。）への変更の申請であって、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

二　入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であって、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

4　この省令の施行の際現に入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者並びに前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けて在留する者の本邦の公私の機関との雇用に関する契約に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

**第十条**　施行日前にされた次に掲げる申請に係る一号特定技能外国人支援計画は、当該一号特定技能外国人支援計画に係る外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日（当該外国人が施行日後にされた入管法第二十一条第二項の規定による申請に対する在留期間の更新の許可を受けた場合にあっては、当該許可の日）までは、新特定技能基準省令第三条第一項第一号ルに掲げる事項が記載された一号特定技能外国人支援計画とみなす。

一　入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請

二　在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格への変更の申請

三　入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請

（様式に関する経過措置）

**第十一条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2　改正法附則第八条第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされた在留資格認定証明書の交付の申請又は同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格の変更若しくは在留期間の更新の申請に係る様式については、新規則別記第六号の三様式、別記第三十号様式及び別記第三十号の二様式にかかわらず、なお従前の例による。

**○法務省令第四十六号**

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関（以下単に「公私の機関」という。）の常勤の職員（外国にある事業所の常勤の職員及び同号に掲げる活動を行う外国人を除く。以下同じ。）の総数が、二十人以上であること。

二　公私の機関の本邦にある事業所において法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行う外国人の数が、当該公私の機関の常勤の職員の総数に二十分の一を乗じて得た数を超えないこと。

**附　則**

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

**○法務省令第四十七号**

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項、第七条第一項第二号、第二十条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

**第一条**　出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則）<br>**第二十条の二**　法第二十条第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかつた期間を除く。）が通算して五年（当該在留資格をもつて五年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあつては、六年）に達しているときは、法第二十条第三項の相当の理由がないものとする。<br>（特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特則）<br>**第二十一条の二**　法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかつた期間を除く。）が通算して五年（当該在留資格をもつて五年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあつては、六年）に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。 | （特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則）<br>**第二十条の二**　法第二十条第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間が通算して五年に達しているときは、法第二十条第三項の相当の理由がないものとする。<br>（特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特則）<br>**第二十一条の二**　法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間が通算して五年に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。 |

**別表第二**（第三条関係）

| 在留資格 | 在留期間 |
|---|---|
| ［略］ | |

| 在留資格 | 在留期間 |
|---|---|
| ［同上］ | |

| 特定技能 | |
|---|---|
| 一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、三年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間<br>二　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、三年、二年、一年又は六月 | |

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

**第二条**　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

| 活動 | 基準 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動 | 申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。<br>［イ～ホ　略］<br>ヘ　特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては、当該在留資格をもって在留した期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く。）が通算して五年（当該在留資格をもって五年を超えて在留することについて相当の理由がある場合にあっては、六年）に達していないこと。<br>［二～六　略］ |
| ［略］ | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

| 特定技能 | |
|---|---|
| 一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間<br>二　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、三年、一年又は六月 | |

［同上］

| 活動 | 基準 |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動 | 申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。<br>一　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。<br>［イ～ホ　同上］<br>ヘ　特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては、当該在留資格をもって在留した期間が通算して五年に達していないこと。<br>［二～六　同上］ |
| ［同上］ | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十八号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

**第一条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （申請書に添付すべき電磁的記録） | （申請書に添付すべき電磁的記録） |
| **第三十六条**　［略］ | **第三十六条**　［同上］ |
| ２　［略］ | ２　［同上］ |
| ３　前項の情報は、法務大臣の指定する方式に従い、当該情報の作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者。次項において同じ。）が、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）のうち、日本産業規格Ｘ五七三一―八の附属書Ｄに適合する方法であつて同附属書に定めるｎの長さの値が二千四十八ビット（指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項に規定する指定公証人をいう。）が講ずる場合にあつては、二千四十八ビット又は三千七十二ビット）であるものを講ずる措置を講じたものでなければならない。 | ３　前項の情報は、法務大臣の指定する方式に従い、当該情報の作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者。次項において同じ。）が第三十三条の四に定める措置を講じたものでなければならない。 |
| ［４～６　略］ | ［４～６　同上］ |
| （登記申請の方法） | （登記申請の方法） |
| **第百二条**　前条第一項第一号の規定により登記の申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、法令の規定により申請書に記載すべき事項に係る情報に第三十六条第三項に規定する措置を講じたもの（以下「申請書情報」という。）を送信しなければならない。 | **第百二条**　前条第一項第一号の規定により登記の申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、法令の規定により申請書に記載すべき事項に係る情報に第三十三条の四に定める措置を講じたもの（以下「申請書情報」という。）を送信しなければならない。 |
| ２　［略］ | ２　［同上］ |
| ３　申請人等（委任による代理人を除く。）が登記の申請をする場合において、申請書情報を送信するときは、当該申請人等が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。 | ３　申請人等（委任による代理人を除く。）が登記の申請をする場合において、申請書情報を送信するときは、当該申請人等が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。 |
| ［一・二　略］ | ［一・二　同上］ |
| 三　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの | 三　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの |
| 四　［略］ | 四　［同上］ |
| ［４・５　略］ | ［４・５　同上］ |

（添付書面の特則）

**第百三条**　第百一条第一項第一号の規定により登記の申請をする場合において、申請人等が、前条第二項の添付書面情報として、第六十一条第七項の就任を承諾したことを証する書面に代わるべき情報であつて当該就任を承諾した取締役等（成年後見人又は保佐人が本人に代わつて承諾する場合にあつては、同意をした本人である取締役等。以下この条において同じ。）が第三十六条第三項に規定する措置を講じたものを送信し、併せて、前条第五項第二号の規定により同条第三項第二号又は第三号に掲げる電子証明書を送信したときは、当該申請については、当該就任を承諾した取締役等についての第六十一条第七項の規定は適用しない。

（住所非表示措置等の申出の方法）

**第百五条の二**　第百一条第一項第一号の二の規定により住所非表示措置等の申出をするには、住所非表示措置等の申出をする者又はその代理人（次項において「申出人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、申出書に記載すべき事項に係る情報に第三十六条第三項に規定する措置を講じたものを送信（第三項において「申出情報の送信」という。）しなければならない。

［２・３　略］

（印鑑の提出又は廃止の届出の方法）

**第百六条**　第百一条第一項第二号の規定により印鑑の提出又は廃止の届出をするには、印鑑の提出若しくは廃止の届出をする者又はその代理人（次項において「印鑑提出者等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、第九条第一項の書面に記載し若しくは明らかにすべき事項又は同条第七項の書面に記載すべき事項に係る情報に印鑑の提出又は廃止の届出をする者が第三十六条第三項に規定する措置を講じたものを送信（第三項において「提出等情報の送信」という。）しなければならない。

［２・３　略］

（電子証明書による証明の請求の方法）

**第百六条の二**　第百一条第一項第三号の規定により電子証明書による証明の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第三十三条の六第一項の申請書に記載すべき事項に係る情報に第三十六条第三項に規定する措置を講じたものを送信（第四項において「証明の請求に係る申請書情報の送信」という。）しなければならない。

［２～６　略］

（電子証明書の使用の廃止等の届出の方法）

**第百六条の三**　第百一条第一項第四号及び第五号の規定による届出をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第三十三条の十第一項（第三十三条の十三第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の書面に記載すべき事項に係る情報に第三十六条第三項に規定する措置を講じたものを送信（第三項において「電子証明書の使用の廃止等の届出に係る書面情報の送信」という。）しなければならない。

［２～４　略］

（識別符号の変更の届出の方法）

**第百六条の四**　第百一条第一項第六号の規定による識別符号の変更の届出をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第三十三条の十四第二項において準用する第三十三条の六第一項の申請書に記載すべき事項に係る情報に第三十六条第三項に規定する措置を講じたものを送信（第四項において「識別符号の変更の届出に係る書面情報の送信」という。）しなければならない。

［２～５　略］

（添付書面の特則）

**第百三条**　第百一条第一項第一号の規定により登記の申請をする場合において、申請人等が、前条第二項の添付書面情報として、第六十一条第七項の就任を承諾したことを証する書面に代わるべき情報であつて当該就任を承諾した取締役等（成年後見人又は保佐人が本人に代わつて承諾する場合にあつては、同意をした本人である取締役等。以下この条において同じ。）が第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信し、併せて、前条第五項第二号の規定により同条第三項第二号又は第三号に掲げる電子証明書を送信したときは、当該就任を承諾した取締役等についての第六十一条第七項の規定は適用しない。

（住所非表示措置等の申出の方法）

**第百五条の二**　第百一条第一項第一号の二の規定により住所非表示措置等の申出をするには、住所非表示措置等の申出をする者又はその代理人（次項において「申出人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、申出書に記載すべき事項に係る情報に第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信（第三項において「申出情報の送信」という。）しなければならない。

［２・３　同上］

（印鑑の提出又は廃止の届出の方法）

**第百六条**　第百一条第一項第二号の規定により印鑑の提出又は廃止の届出をするには、印鑑の提出若しくは廃止の届出をする者又はその代理人（次項において「印鑑提出者等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、第九条第一項の書面に記載し若しくは明らかにすべき事項又は同条第七項の書面に記載すべき事項に係る情報に印鑑の提出又は廃止の届出をする者が第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信（第三項において「提出等情報の送信」という。）しなければならない。

［２・３　同上］

（電子証明書による証明の請求の方法）

**第百六条の二**　第百一条第一項第三号の規定により電子証明書による証明の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第三十三条の六第一項の申請書に記載すべき事項に係る情報に第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信（第四項において「証明の請求に係る申請書情報の送信」という。）しなければならない。

［２～６　同上］

（電子証明書の使用の廃止等の届出の方法）

**第百六条の三**　第百一条第一項第四号及び第五号の規定による届出をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第三十三条の十第一項（第三十三条の十三第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の書面に記載すべき事項に係る情報に第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信（第三項において「電子証明書の使用の廃止等の届出に係る書面情報の送信」という。）しなければならない。

［２～４　同上］

（識別符号の変更の届出の方法）

**第百六条の四**　第百一条第一項第六号の規定による識別符号の変更の届出をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第三十三条の十四第二項において準用する第三十三条の六第一項の申請書に記載すべき事項に係る情報に第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信（第四項において「識別符号の変更の届出に係る書面情報の送信」という。）しなければならない。

［２～５　同上］

（電子証明書による証明の再度の請求の方法）

**第百六条の五**　第百一条第一項第七号の規定により電子証明書による証明の再度の請求をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第三十三条の十九の規定により読み替えて準用する第三十三条の六第一項の申請書に記載すべき事項に係る情報に第三十六条第三項に規定する措置を講じたものを送信（第四項において「電子証明書による証明の再度の請求に係る申請書情報の送信」という。）しなければならない。

［２～５　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

**第二条**　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登記申請の方法）<br>**第二十六条**　第二十四条第一項の規定により同項第一号に掲げる申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、登記申請書及び令第七条第一項の電磁的記録媒体の提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報に商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第三項に規定する措置を講じたものを送信しなければならない。<br>［一～三　略］<br>［２～７　略］ | （登記申請の方法）<br>**第二十六条**　第二十四条第一項の規定により同項第一号に掲げる申請をするには、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下この章において「申請人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、登記申請書及び令第七条第一項の電磁的記録媒体の提出に代えて、次に掲げる事項に係る情報に商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信しなければならない。<br>［一～三　同上］<br>［２～７　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（不動産登記規則の一部改正）

**第三条**　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （電子署名）<br>**第四十二条**　令第十二条第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であって同附属書に定めるｎの長さの値が二千四十八ビット（指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項に規定する指定公証人をいう。）が講ずる場合にあっては、二千四十八ビット又は三千七十二ビット）であるものを講ずる措置とする。 | （電子署名）<br>**第四十二条**　令第十二条第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であって同附属書に定めるｎの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。 |

**附　則**

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

**○法務省・厚生労働省令第四号**

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

厚生労働大臣　福岡　資麿

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　育成就労
　第一節　育成就労計画（第三条―第四十条）
　第二節　監理支援機関（第四十一条―第七十一条）
　第三節　補則（第七十二条）
第三章　外国人育成就労機構
　第一節　役員等（第七十三条・第七十四条）
　第二節　評議員会（第七十五条）
　第三節　業務（第七十六条―第八十八条）
　第四節　補則（第八十九条・第九十条）
第四章　雑則（第九十一条―第九十五条）
附則

## 第一章　総則

（定義）

**第一条**　この省令において使用する用語は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一　「入国後講習」とは、法第二条第二号並びに第三号イ及びロに規定する講習をいう。

二　「取次送出機関」とは、外国の送出機関（法第九条第一項第十一号に規定する外国の送出機関をいう。以下同じ。）であって監理型育成就労の対象となろうとする外国人からの監理型育成就労に係る求職の申込み（以下「監理型育成就労の申込み」という。）を本邦の監理支援機関に取り次ぐものをいう。

三　「外国の準備機関」とは、育成就労の対象となろうとする外国人の外国における準備に関与する外国の機関（取次送出機関を除く。）をいう。

四　「外部監査」とは、法第二十五条第一項第五号に規定する役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査をいう。

五　「育成就労事業年度」とは、育成就労に関する事業年度をいい、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

（取引上密接な関係を有する外国の公私の機関）

**第二条**　法第二条第三号イの主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　本邦の公私の機関（法第二条第三号イに規定する本邦の公私の機関をいう。次号において同じ。）と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関

二　前号に掲げるもののほか、本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の取引上密接な関係を有する機関として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

## 第二章　育成就労

### 第一節　育成就労計画

（密接な関係を有する本邦の複数の法人）

**第三条**　法第八条第一項の主務省令で定める密接な関係を有する本邦の複数の法人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　同一の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）をもつ本邦の複数の法人

二　前号に掲げるもののほか、その相互間に密接な関係を有する本邦の複数の法人として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

（育成就労計画の認定の申請）

**第四条**　法第八条第一項、第八条の五第一項及び第八条の六第一項の認定の申請は、法第八条第一項の認定の申請をする者にあっては別記様式第一号による申請書、法第八条の五第一項の認定の申請をする者にあっては別記様式第二号による申請書、法第八条の六第一項の認定の申請をする者にあっては別記様式第三号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2　法第八条第一項、第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定の申請をする場合において、認定を受けようとする育成就労計画が監理型育成就労を行わせるものであるときは、当該申請をする者は、監理支援を受ける監理支援機関から法第八条第五項第一号（法第八条の五第三項及び第八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する指導を受けたことについて、前項の申請書に当該監理支援機関の証明を受けなければならない。

（育成就労計画の認定の通知）

**第五条**　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十二条第一項の規定により外国人育成就労機構（以下「機構」という。）に同項に規定する認定事務を行わせる場合にあっては、機構。第三十三条第一項及び第三十四条第三項において同じ。）は、法第八条第一項、第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定の申請をした者に通知するものとする。

2　前項の通知は、別記様式第四号による認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

（育成就労評価試験）

**第六条**　法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針（法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。）で定める試験とする。

（育成就労計画の記載事項）

**第七条**　法第八条第三項第十一号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　育成就労実施者届出受理番号（法第十七条第一項の規定による届出をしたことがある者に限る。）

二　法第八条第一項、第八条の五第一項、第八条の六第一項又は第十一条第一項の認定の申請をする者（以下この節において「申請者」という。）の業種

三　法人にあっては、その役員の役職名及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。第四十二条第一号において同じ。）

四　申請者が加入している分野別協議会（法第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）の名称（分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容）

五　育成就労責任者（法第八条第三項第七号に規定する育成就労の実施に関する責任者をいう。以下同じ。）の役職名

六　育成就労指導員（第十五条第一項第二号の規定により選任された育成就労指導員をいう。以下同じ。）及び生活相談員（同項第三号の規定により選任された生活相談員をいう。以下同じ。）の氏名及び役職名
七　育成就労の対象となろうとする外国人の生年月日及び性別
八　育成就労の対象となろうとする外国人に対する報酬の月額
九　監理型育成就労に係るものである場合は、次に掲げる事項
イ　監理支援機関の許可番号、監理支援責任者（法第四十条第一項に規定する監理支援責任者をいう。以下同じ。）の氏名、当該監理支援責任者を設置する事業所の名称及び所在地並びに育成就労計画の作成に関する指導を担当する者の氏名
ロ　取次送出機関がある場合にあっては、当該取次送出機関の氏名又は名称
十　従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める第二十六条に規定する期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年と定めるときは、その旨
（育成就労計画の添付書類）
**第八条**　法第八条第四項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める書類
イ　申請者が法人の場合　次に掲げる書類
(1)　申請者の登記事項証明書
(2)　申請者の直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
(3)　申請者の役員の住民票の写し（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し））
ロ　申請者が法人でない場合　申請者の住民票の写し及び納税申告書の写し
二　育成就労の対象となろうとする外国人に育成就労を行わせることに係る申請者の誓約書
三　育成就労の対象となろうとする外国人の旅券その他の身分を証する書類の写し
四　育成就労責任者の履歴書並びに就任承諾書及び育成就労に係る誓約書の写し
五　育成就労指導員の履歴書並びに就任承諾書及び育成就労に係る誓約書の写し
六　生活相談員の履歴書並びに就任承諾書及び育成就労に係る誓約書の写し
七　外国の準備機関がある場合にあっては、当該外国の準備機関の概要書及び誓約書
八　育成就労の対象となろうとする外国人との間で締結した雇用契約の契約書及び雇用条件書の写し
九　育成就労の対象となろうとする外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを説明する書類
十　食費、居住費その他名目のいかんを問わず育成就労の対象となろうとする外国人が定期に負担する費用の内訳及び当該費用が適正であることを説明する書類
十一　第十三条第二項第六号イに該当することを明らかにするために育成就労の対象となろうとする外国人が作成した書類
十二　申請者の行わせる育成就労の対象となっている育成就労外国人の名簿
十三　単独型育成就労に係るものである場合は、次に掲げる書類
イ　申請者と単独型育成就労の対象となろうとする外国人が本国において所属する機関の関係を明らかにする書類及び当該機関が作成した単独型育成就労の対象となろうとする外国人の送出に係る証明書
ロ　申請者が宿泊施設が適正であることを明らかにする書類
ハ　単独型育成就労の対象となろうとする外国人の素行が善良であることを証する書類
十四　監理型育成就労に係るものである場合は、次に掲げる書類
イ　当該育成就労計画に基づく監理型育成就労に係る取次送出機関の誓約書
ロ　監理支援機関と申請者との間の監理支援に係る契約の契約書又はこれに代わる書類の写し
ハ　監理型育成就労の対象となろうとする外国人と取次送出機関との間で締結された監理型育成就労に係る契約の契約書の写し
ニ　監理支援機関が宿泊施設が適正であることを確認したことを明らかにする書類
ホ　監理型育成就労の申込みの取次ぎ又は外国における監理型育成就労の準備に関し監理型育成就労の対象となろうとする外国人が取次送出機関又は外国の準備機関に支払った費用の額及び内訳並びに監理型育成就労の対象となろうとする外国人がこれを十分に理解したことを明らかにする書類
ヘ　第十三条第二項第三号ト(1)に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状
十五　育成就労の対象となろうとする外国人の健康状態が良好であることを証する書類
十六　法第八条の五第一項の認定の申請（法第九条の二第四号ただし書の基準に係るものを除く。）にあっては、次に掲げる書類
イ　従事させる業務に関して育成就労外国人の有する技能を証する書類
ロ　育成就労外国人の日本語能力を証する書類
ハ　第二十八条第四号から第六号までに該当するものであることを証する書類
ニ　第二十八条第七号に規定する費用を法第八条の五第二項第三号の育成就労実施者に支払うこととしていることを証する資料
十七　申請者の納税額に関する証明書
十八　申請者の社会保険の保険料の納付状況を証する書類
十九　その他必要な書類
（育成就労計画の認定の手数料の納付方法）
**第九条**　法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料（法第十二条第五項の規定により当該手数料を機構に納付する場合を含む。）については、申請者のうち、密接関係法人育成就労に係るものである場合にあってはそのいずれかの者が、労働者派遣等監理型育成就労に係るものである場合にあっては本邦の派遣元事業主等が納付するものとする。
（育成就労実施者の変更の希望の申出）
**第十条**　法第八条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。
一　変更の希望の申出をする育成就労外国人の氏名、国籍及び生年月日
二　変更の希望に係る育成就労実施者の氏名又は名称
三　育成就労実施者の変更を希望する理由
（育成就労実施者の変更の希望の申出があった場合の単独型育成就労実施者による届出等）
**第十一条**　法第八条の二第二項、第六項及び第七項の規定による届出は、別記様式第五号によるものとする。
2　法第八条の二第二項、第六項（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する届出に係るものに限る。）及び第七項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　変更の希望に係る育成就労実施者の育成就労実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　変更の希望に係る育成就労計画の認定番号及び認定年月日
三　変更の希望の申出をした育成就労外国人の氏名、国籍、生年月日及び性別
四　変更の希望の申出をした育成就労外国人が育成就労実施者の変更を希望する理由
五　変更の希望の申出をした育成就労外国人の現状
六　育成就労の継続のための措置
3　法第八条の二第三項から第六項（監理型育成就労実施者に対する通知に係るものに限る。）までの主務省令で定める事項は、前項第三号から第五号までに掲げる事項とする。

（育成就労実施者の変更の希望の申出があった場合の出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は外国人育成就労機構による通知）

**第十二条**　法第八条の四第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項に規定する通知は、別記様式第六号によるものとする。

（育成就労の目標及び内容の基準）

**第十三条**　法第九条第一項第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

一　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標　修得させる技能に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。

二　育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2　法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一　従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。

イ　業務区分（従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。）に属するものであること。

ロ　同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。

二　従事させる業務について、次のいずれにも該当するものであること。

イ　従事させる業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての就労環境その他の環境に照らし、外国人に育成就労として行わせることが適当でないと認められるものでないこと。

ロ　育成就労を行わせる事業所において通常行われている業務であり、当該事業所に備えられた技能の修得に必要な素材、材料等を用いるものであること。

ハ　必須業務（修得させる技能に係る技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験の試験範囲に基づき、当該技能を修得するために必ず行わなければならない業務をいう。）に従事させる時間が業務に従事させる時間全体の三分の一以上であること。

ニ　従事させる業務に関する安全衛生に係る業務に従事させる時間が業務に従事させる時間全体の十分の一以上であること。

ホ　育成就労外国人の所定労働時間が、申請者に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

ヘ　ハからホまでに掲げるもののほか、育成就労の期間を通じた業務の構成が、育成就労の目標に照らして適切なものであること。

三　育成就労外国人が次のいずれにも該当する者であること。

イ　十八歳以上であること。

ロ　健康状態が良好であること。

ハ　素行が善良であること。

ニ　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号ホに規定する旅券を所持していること。

ホ　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留していた期間を有する者にあっては、当該期間に従事していた業務の内容に照らして、育成就労の適正な実施の観点から育成就労の対象となることが相当と認められる者であること。

ヘ　単独型育成就労に係るものである場合は、申請者の外国にある事業所において継続して一年以上業務に従事している常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。

ト　監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれかに該当すること。

(1)　当該者が国籍又は住所を有する国又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第一条に定める地域をいう。以下同じ。）の公的機関（政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいう。以下同じ。）から推薦を受けて育成就労の対象となろうとする外国人であること。

(2)　法第二条第三号イの主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である場合にあっては、当該外国にある事業所において業務に従事していた期間が一年以上であること。

四　申請者が、従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別協議会に加入していること。ただし、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める分野別協議会への加入に代わる措置を講じているときは、この限りでない。

五　外国の準備機関又はその役員が、過去五年以内に、育成就労を行わせようとする者に不正に法第八条第一項、第八条の五第一項、第八条の六第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理支援事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（入管法第九条第四項の規定による記録を含む。以下同じ。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造され、若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、若しくは提供し、又は不正に作られた電磁的記録を人の事務処理の用に供し、若しくは行使する行為を行っていないこと。

六　イ　育成就労外国人等（育成就労外国人又は育成就労の対象となろうとする外国人をいう。以下同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者が、当該育成就労外国人等に係る育成就労に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないこと。

ロ　単独型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。

(1)　申請者又は外国の準備機関が、他の申請者又は外国の準備機関との間で、単独型育成就労外国人等（単独型育成就労外国人又は単独型育成就労の対象となろうとする外国人をいう。(3)において同じ。）に係る単独型育成就労に関連して、単独型育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

(2)　申請者が、単独型育成就労に関連して、単独型育成就労外国人に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為が行われていないことを定期的に確認すること。

(3)　申請者が単独型育成就労外国人等と雇用契約を締結するに当たり、申請者が、当該単独型育成就労外国人等に対し、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により、当該雇用契約に係る業務の内容、労働条件その他の雇用契約の内容、入国後講習の期間における当該単独型育成就労外国人等の待遇、第二十六条に規定する期間その他の待遇の説明を行っていること。

ハ　監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。

(1)　申請者、監理支援機関、取次送出機関又は外国の準備機関が、これらの者との間で、監理型育成就労外国人等（監理型育成就労外国人又は監理型育成就労の対象となろうとする外国人をいう。以下同じ。）に係る監理型育成就労に関連して、監理型育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

(2)　申請者及び監理支援機関が、監理型育成就労に関連して、監理型育成就労外国人に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為が行われていないことを定期的に確認すること。

(3)　監理型育成就労外国人等が監理型育成就労の申込みの取次ぎ又は外国における監理型育成就労の準備に関して取次送出機関又は外国の準備機関に支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。

(4)　申請者が監理型育成就労外国人等と雇用契約を締結するに当たり、申請者又は監理支援機関が、当該監理型育成就労外国人等に対し、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により、当該雇用契約に係る業務の内容、労働条件その他の雇用契約の内容、入国後講習の期間における当該監理型育成就労外国人等の待遇、第二十六条に規定する期間その他の待遇の説明を行っていること。

ニ　育成就労外国人が一年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合は、次のいずれにも該当すること。

(1)　従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野が労働者派遣等監理型育成就労産業分野としても定められている分野であること。

(2)　一時帰国の時期及び期間（六月以内に限る。）が毎年同一であること。

(3)　入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定める者が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

(1)　単独型育成就労に係るものである場合　申請者

(2)　監理型育成就労に係るものである場合　監理支援機関（第二条各号に規定する取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人を雇用する場合にあっては、申請者。ハ(1)及び(2)並びに第十五条第一項第六号イにおいて同じ。）

ロ　科目が次に掲げるものであること。

(1)　日本語

(2)　本邦での生活一般に関する知識

(3)　出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他育成就労外国人の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、申請者及び監理支援機関に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能の修得に資する知識

ハ　その総時間数（実施時間が八時間を超える日については、八時間として計算する。以下このハ及びニにおいて同じ。）が、三百二十時間以上（育成就労外国人が百六十時間以上の課程を有する入国前講習（過去六月以内に、本邦外において、ロ(1)、(2)又は(4)に掲げる科目につき、座学により実施される次のいずれかの講習をいう。以下同じ。）を受けた場合にあっては、百六十時間以上）であること。

(1)　単独型育成就労に係るものである場合にあっては申請者が、監理型育成就労に係るものである場合にあっては監理支援機関が、自ら又は他の適切な者に委託して実施するもの

(2)　外国の公的機関又は教育機関が行うものであって、単独型育成就労に係るものである場合にあっては申請者において、監理型育成就労に係るものである場合にあっては監理支援機関において、その内容が入国後講習に相当すると認めたもの

ニ　ハの規定にかかわらず、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合にあっては、その総時間数が、二百二十時間以上（育成就労外国人が百十時間以上の課程を有する入国前講習を受けた場合にあっては、百十時間以上）であること。

ホ　ロ(3)に掲げる科目の授業時間数が八時間以上であること。

ヘ　育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このヘ及び次号において同じ。）に置かれた就労のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このヘ及び次号において同じ。）において履修する授業科目の授業時間数（育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

ト　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定める科目について、当該科目に係る入国後講習が業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は育成就労外国人を業務に従事させないこと。

(1)　単独型育成就労に係るものである場合　ロ(3)に掲げる科目

(2)　監理型育成就労に係るものである場合　ロ(1)から(4)までに掲げる全ての科目

八　育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数（育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

九　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（主務省令で定める評価）

**第十四条**　法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間）の合計が一年に達するまで　次に掲げる方法

イ　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二　育成就労の終了日まで　次に掲げる方法
イ　育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法
ロ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を証明する試験その他の評価方法による方法
2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法による評価を行うことを要しない。
一　前項第一号イに規定する基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格している場合　同号イに掲げる方法
二　試験その他の評価の方法により、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合　前項第一号ロに掲げる方法
三　試験その他の評価の方法により、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが証明されている場合　前項第一号ロ及び同項第二号ロに掲げる方法
（育成就労を行わせる体制及び事業所の設備）
**第十五条**　法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。
一　育成就労責任者が、自己以外の育成就労指導員、生活相談員その他の育成就労に関与する職員を監督し、育成就労の進捗状況を管理するほか、次に掲げる事項を統括管理することとされていること。
イ　育成就労計画の作成に関すること。
ロ　法第九条第一項第四号に規定する育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価に関すること。
ハ　法又はこれに基づく命令の規定による法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理支援機関）に対する届出、報告、通知その他の手続に関すること。
ニ　法第二十条の規定による帳簿書類の作成及び備付け並びに法第二十一条第一項の規定による報告書の作成に関すること。
ホ　育成就労外国人の受入れの準備に関すること。
ヘ　監理型育成就労に係るものである場合は、監理支援機関との連絡調整に関すること。
ト　育成就労外国人の保護に関すること。
チ　育成就労外国人の労働条件、産業安全及び労働衛生に関すること。
リ　国及び地方公共団体の機関であって育成就労に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に関すること。
二　育成就労の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、次のいずれにも該当する者の中から育成就労指導員を一名以上選任していること。
イ　育成就労を行わせる事業所に所属する者
ロ　従事させる業務において要する技能について五年以上の経験を有している者
ハ　過去三年以内に育成就労指導員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者
ニ　次のいずれにも該当しない者
(1)　法第十条第一号から第十号までのいずれかに該当する者
(2)　未成年者
三　育成就労外国人の生活の相談に応じ、又は必要な助言をする者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、前号イ及びニに該当する者であって、過去三年以内に生活相談員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了したものの中から生活相談員を一名以上選任していること。
四　育成就労外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
五　単独型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。
イ　申請者が入国後講習を実施する施設を確保していること。
ロ　申請者が、申請者の事業に関する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。
ハ　第十三条第二項第六号ニに規定する場合にあっては、申請者において、同号ニに規定する一時帰国に要する旅費を負担することとしていること。
ニ　育成就労外国人が育成就労の終了後に帰国する場合にあっては、申請者において、育成就労の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、当該帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。
ホ　法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、単独型育成就労実習実施者が機構に当該事実を報告することとされていること。
六　監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。
イ　監理支援機関が入国後講習を実施する施設を確保していること。
ロ　申請者又は監理支援機関が、申請者の事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。
ハ　第十三条第二項第六号ニに規定する場合にあっては、監理支援機関において、同号ニに規定する一時帰国に要する旅費を負担することとしていること。
ニ　育成就労外国人が育成就労の終了後に帰国する場合にあっては、監理支援機関において、育成就労の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、当該帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。
ホ　監理支援機関が監理型育成就労の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、当該取次ぎが外国の送出機関からのものであること。
ヘ　監理支援機関が法第三十六条第一項の規定による命令を受けたことがある場合にあっては、当該監理支援機関が監理支援事業の運営を改善するために必要な措置として相当と認められる措置をとっていること。
ト　法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、監理型育成就労実施者が監理支援機関に当該事実を報告することとされていること。
七　申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）若しくは職員が、過去五年以内に育成就労外国人の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。
八　申請者又はその役員若しくは職員が、過去五年以内に、不正に法第八条第一項、第八条の五第一項、第八条の六第一項若しくは第十一条第一項の認定を受ける目的、監理支援事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造され、若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、若しくは提供し、又は不正に作られた電磁的記録を人の事務処理の用に供し、若しくは行使する行為を行っていないこと。

九　申請者又は監理支援機関において、育成就労外国人との間で、育成就労計画と反する内容の取決めをしていないこと。

十　単独型育成就労に係るものである場合にあっては申請者が、監理型育成就労に係るものである場合にあっては申請者及び監理支援機関が次のいずれにも該当すること。

イ　過去一年以内に、申請者又は監理支援機関の責めに帰すべき事由により育成就労外国人の行方不明者を発生させていないこと。

ロ　過去一年以内に、申請に係る育成就労外国人に従事させる業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

(1)　定年その他これに準ずる理由により退職した者

(2)　自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

(3)　期間の定めのある労働契約（以下この(3)において「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である育成就労実施者が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

(4)　自発的に離職した者

ハ　労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

ニ　次に掲げる行為をしていないこと。

(1)　取次送出機関又は外国の準備機関から、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けること。

(2)　取次送出機関又は外国の準備機関に対し、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待の要求をし、又はその申込みを承諾すること。

十一　育成就労外国人に対する指導体制その他の育成就労を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。

十二　育成就労外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。

十三　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（育成就労責任者の選任）

**第十六条**　法第九条第一項第六号及び第二項第五号（これらを法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する育成就労責任者の選任は、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、次の各号のいずれにも該当する者の中からしなければならない。

一　過去三年以内に育成就労責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者

二　自己以外の育成就労指導員、生活相談員その他の育成就労に関与する職員を監督することができる立場にある者

三　次のいずれにも該当しない者

イ　法第十条第一号から第十号までのいずれかに該当する者

ロ　未成年者

（単独型育成就労実施者の監査の体制の基準）

**第十七条**　法第九条第一項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次のいずれにも該当する者に、単独型育成就労実施者が認定育成就労計画に従って単独型育成就労を行っているかどうか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の単独型育成就労の適正な実施及び単独型育成就労外国人の保護に関する事項についての監査を行わせることとしていること。

イ　過去三年以内に当該監査を担当する者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者

ロ　育成就労外国人を監督する立場にない者その他の当該監査を中立に実施できる立場にある者

ハ　次のいずれにも該当しない者

(1)　法第十条第一号から第十号までのいずれかに該当する者

(2)　未成年者

二　当該監査を担当する者が単独型育成就労外国人及びその監督をする立場にある者と三月に一回以上の頻度で面談を行うこととしていること。

三　当該監査を担当する者が三月に一回以上の頻度で実地による確認を行う方法により当該監査を行うこととしていること。

四　当該監査の状況に係る書類を作成することとしていること。

五　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（育成就労外国人の待遇の基準）

**第十八条**　法第九条第一項第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　単独型育成就労に係るものである場合は、申請者が次のいずれにも該当すること。

イ　育成就労外国人のための適切な宿泊施設を確保していること。

ロ　手当の支給その他の方法により、育成就労外国人が入国後講習に専念するための措置を講じていること。

二　監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。

イ　申請者又は監理支援機関が育成就労外国人のための適切な宿泊施設を確保していること。

ロ　申請者又は監理支援機関が、手当の支給その他の方法により、育成就労外国人が入国後講習に専念するための措置を講じていること。

ハ　法第二十八条第二項の規定により監理支援費として徴収される費用について、直接又は間接に監理型育成就労外国人に負担させないこととしていること。

三　食費、居住費その他名目のいかんを問わず育成就労外国人が定期に負担する費用について、当該育成就労外国人が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で申請者との間で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。

四　育成就労外国人に対する報酬を、当該育成就労外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該育成就労外国人の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該育成就労外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしていること。

五　育成就労外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。

六　第二十六条に規定する期間が一年を超える場合にあっては、育成就労外国人が育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間に限る。）が一年を経過した後において、育成就労外国人の昇給その他の従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める待遇の向上を図ることとしていること。

七　育成就労外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

八　その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から待遇が適切なものであること。

九　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（育成就労外国人の数）

**第十九条**　単独型育成就労（次項に規定するものを除く。）に係るものである場合における法第九条第一項第十号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める数は、次に掲げる数とする。

一　申請者の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び育成就労外国人を除く。以下この条において同じ。）の総数に二十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

二　前号の規定にかかわらず、申請者が次のイからヘまでに掲げる事項を総合的に評価して技能を修得させる能力につき高い水準を満たすと認められる者である場合にあっては、申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

イ　技能及び日本語能力の修得に係る実績

ロ　育成就労を行わせる体制

ハ　育成就労外国人の待遇

ニ　出入国又は労働に関する法令への違反、育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

ホ　育成就労外国人からの相談に応じることその他の育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

ヘ　育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

2　申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（同時にこの項に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができる体制を有するものとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合における法第九条第一項第十号の主務省令で定める数は、次に掲げる数とする。

一　次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

| 申請者の常勤の職員の総数 | 育成就労外国人の数 |
|---|---|
| 三百一人以上 | 申請者の常勤の職員の総数の二十分の三 |

二　前号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者である場合にあっては、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

| 申請者の常勤の職員の総数 | 育成就労外国人の数 |
|---|---|
| 三百一人以上 | 申請者の常勤の職員の総数の十分の三 |
| 二百一人以上三百人以下 | 九十人 |
| 百一人以上二百人以下 | 六十人 |
| 五十一人以上百人以下 | 三十六人 |
| 四十一人以上五十人以下 | 三十人 |
| 三十一人以上四十人以下 | 二十四人 |
| 六人以上三十人以下 | 十八人 |
| 五人 | 十五人 |
| 四人 | 十二人 |
| 三人 | 十人 |
| 二人 | 七人 |
| 一人 | 四人 |

| 二百一人以上三百人以下 | 四十五人 |
|---|---|
| 百一人以上二百人以下 | 三十人 |
| 五十一人以上百人以下 | 十八人 |
| 四十一人以上五十人以下 | 十五人 |
| 三十一人以上四十人以下 | 十二人 |
| 三人以上三十人以下 | 九人 |
| 二人 | 六人 |
| 一人 | 三人 |

三　前二号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあっては、監理支援を受ける監理支援機関が、次のイからホまでに掲げる事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものに限る。）であり、かつ、申請者の住所が法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める区域（以下「指定区域」という。）にある場合にあっては、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

イ　監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況

ロ　監理支援に係る監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績
ハ　出入国又は労働に関する法令への違反、監理型育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
ニ　監理型育成就労外国人からの相談に応じることその他の監理型育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況
ホ　監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組状況

| 申請者の常勤の職員の総数 | 育成就労外国人の数 |
|---|---|
| 三百一人以上 | 申請者の常勤の職員の総数の二十分の九 |
| 二百一人以上三百人以下 | 百三十五人 |
| 百一人以上二百人以下 | 九十人 |
| 五十一人以上百人以下 | 五十四人 |
| 四十一人以上五十人以下 | 四十五人 |
| 三十一人以上四十人以下 | 三十六人 |
| 九人以上三十人以下 | 二十七人 |
| 八人 | 二十四人 |
| 七人 | 二十一人 |
| 六人 | 十九人 |
| 五人 | 十六人 |
| 四人 | 十三人 |
| 三人 | 十一人 |
| 二人 | 八人 |
| 一人 | 五人 |

3　前二項の規定にかかわらず、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、法第九条第一項第十号の主務省令で定める数は、当該特定の分野に係る分野所管行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める数とする。

4　次に掲げる育成就労外国人の数は、前三項に定める育成就労外国人の数に含めないものとする。

一　法第九条の二第四号ただし書に該当するものとして法第八条の五第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人

二　法第十一条第一項の規定により育成就労の期間が延長されている認定育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人

三　その他育成就労外国人の保護の観点から育成就労外国人の数に含めないことについて特別の理由を有すると認められる育成就労外国人

（外国の送出機関）

**第二十条**　法第九条第一項第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　監理型育成就労の対象となろうとする外国人からの監理型育成就労に係る求職の申込みを本邦の監理支援機関に取り次ぐことに関する事業を行う事業所が所在する国又は地域の公的機関から監理型育成就労の申込みを適切に本邦の監理支援機関に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること。

二　制度の趣旨を理解して育成就労の対象となろうとする外国人のみを適切に選定し、本邦の監理支援機関に取り次ぐこととしていること。

三　取次ぎに係る外国人について素行が善良であることを確認していること。

四　監理型育成就労外国人等及び監理支援機関から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めてインターネットその他の適切な方法を利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するとともに、当該費用について監理型育成就労外国人等及び監理支援機関に対して明示し、十分に理解させることとしていること。

五　監理型育成就労を終了した者による修得した技能の国内外における活用状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することとしていることその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する要請に応じることとしていること。

六　当該機関又はその役員が拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

七　第一号に規定する国又は地域の法令に従って事業を行うこととしていること。

八　当該機関又はその役員が、過去五年以内に、次に掲げる行為をしていないこと。

イ　育成就労に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為

ロ　育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をする行為

ハ　法第九条第一項第十一号に規定する基準に適合しない額の費用を監理型育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該監理型育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者から受領する行為

ニ　育成就労外国人等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為

ホ　育成就労を行わせようとする者に不正に法第八条第一項、第八条の五第一項、第八条の六第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理支援事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造され、若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、若しくは提供し、又は不正に作られた電磁的記録を人の事務処理の用に供し、若しくは行使する行為

ヘ　育成就労実施者若しくは育成就労を行わせようとする者又は監理支援機関若しくは監理支援事業を行おうとする者に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待をし、又は社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待の申込み若しくは約束をする行為

九　監理型育成就労の申込みの取次ぎを行うに当たり、監理型育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他監理型育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者が、監理型育成就労に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産を管理されていないこと及び監理型育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないことについて、監理型育成就労の対象となろうとする外国人から確認することとしていること。

十　前各号に掲げるもののほか、監理型育成就労の申込みを適切に本邦の監理支援機関に取り次ぐために必要な能力を有するものであること。

（送出機関に支払った費用の額の基準）

**第二十一条**　法第九条第一項第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、育成就労計画に記載された報酬の月額に二を乗じて得た額を超えないこととする。

（労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準）

**第二十二条**　法第九条第二項第三号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　業務に従事させるいずれの事業所においても従事させる業務において要する技能が同一であること。

二　本邦の派遣元事業主等が、次のいずれかに該当し、かつ、監理型育成就労外国人が従事する業務において要する技能の属する労働者派遣等監理型育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当と認められる者であること。

イ　監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等監理型育成就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

ロ　地方公共団体又はイに掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

ハ　地方公共団体の職員又はイに掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又はイに掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

ニ　監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等監理型育成就労産業分野が農業分野である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の五第一項に規定する特定機関であること。

三　本邦の派遣先における派遣先責任者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この号及び第六号において「労働者派遣法」という。）第四十一条に規定する派遣先責任者又は船員職業安定法（昭和二十二年法律第百三十号）第八十五条に規定する派遣先責任者をいう。以下この号において同じ。）が選任されている場合にあっては当該派遣先責任者が、本邦の派遣先において派遣先責任者が選任されていない場合にあっては育成就労責任者が、労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業又は船員職業安定法第六十六条第二項第三号に規定する派遣就業の適正な管理に必要な知識を習得していると認められること。

四　労働者派遣等監理型育成就労を共同して行わせる本邦の派遣先の数が次のイ又はロに掲げる労働者派遣等監理型育成就労の区分に応じ、イ又はロに定める数を超えないこと。

イ　法第二条第三号ロ⑴の労働者派遣等監理型育成就労　二

ロ　法第二条第三号ロ⑵の労働者派遣等監理型育成就労　三

五　労働者派遣等監理型育成就労に係る労働者派遣契約の内容が、育成就労外国人に対する安定的な報酬の支払その他の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から相当と認められるものであること。

六　申請者の行わせる育成就労が労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣に係るものである場合は、本邦の派遣先（同条第四号に規定する派遣先をいう。）の責めに帰すべき事由による休業のとき（当該休業が本邦の派遣元事業主（同条第四号に規定する派遣元事業主をいう。この号において同じ。）の責めに帰すべき事由による休業と認められる場合を除く。）において、本邦の派遣元事業主が、当該休業期間中、監理型育成就労外国人に、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第一項に規定する平均賃金に相当する額の百分の六十以上の手当を支払うこととしていること。

七　監理型育成就労外国人が業務に従事するに当たり、本邦の派遣元事業主等又は本邦の派遣先の育成就労を行わせる事業所間を移動し、又は転居する必要がある場合にあっては、申請者又は監理支援機関において、当該移動及び転居に要する費用を負担するとともに、当該移動及び転居が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

八　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準）

**第二十三条**　法第九条第二項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一　第十五条第一項第四号、第六号（ロに係る部分を除く。）及び第七号から第十二号までの基準に適合すること。

二　育成就労責任者が、自己以外の育成就労指導員、生活相談員その他の育成就労に関与する職員を監督し、育成就労の進捗状況を管理するほか、第十五条第一項第一号イからリまでに掲げる事項を統括管理するとともに、当該事項を統括管理するため育成就労実施者との連絡調整を適正に行うこととされていること。

三　法第九条第二項第五号に規定する育成就労の実施に関する責任者が、育成就労責任者の業務の総合調整を行うこととされていること。

四　本邦の派遣元事業主等（その事業所において育成就労を行わせる者に限る。）及び本邦の派遣先が、第十五条第一項第二号及び第三号の基準に適合すること。

五　本邦の派遣元事業主等が育成就労の期間において同時に複数の育成就労外国人に労働者派遣等監理型育成就労を行わせる場合にあっては、当該本邦の派遣元事業主等の常勤の役員又は職員（労働者派遣等監理型育成就労に係る業務に従事する者に限る。）の数が、当該育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

六　本邦の派遣元事業主等又は監理支援機関が、本邦の派遣元事業主等の事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

七　前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2

法第九条第二項第四号の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一　本邦の派遣元事業主等（その事業所において育成就労を行わせる者に限る。）及び本邦の派遣先が、第十五条第二項第一号の基準に適合すること。

二　前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（労働者派遣等監理型育成就労外国人の数）

**第二十四条**　法第九条第二項第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、労働者派遣等監理型育成就労を共同して行わせる本邦の派遣元事業主等及び本邦の派遣先ごとに第十九条の規定により算出した数（以下「個別人数枠」という。）のうち最も少ない数（当該労働者派遣等監理型育成就労が法第二条第三号ロ⑵の労働者派遣等監理型育成就労である場合にあっては、本邦の派遣先ごとの個別人数枠のうち最も少ない数）とする。ただし、本邦の派遣元事業主等（法第二条第三号ロ⑵の労働者派遣等監理型育成就労を共同して行わせる者を除く。）又は本邦の派遣先が当該労働者派遣等監理型育成就労のほかに育成就労を行わせている場合には、当該本邦の派遣元事業主等又は当該本邦の派遣先のそれぞれが同時に育成就労を行わせる育成就労外国人の数は、それぞれその個別人数枠を超えてはならない。

（法第九条の二第四号ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情）

**第二十五条**　法第九条の二第四号ただし書（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人の都合以外の理由で従前の育成就労計画に基づく育成就労の継続が困難となったこと。

二　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人と同条第二項第三号の育成就労実施者（以下この条において単に「育成就労実施者」という。）との間で締結された雇用契約において定められた事項について当該育成就労実施者による重大な違反があったこと。

三　育成就労実施者が法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人に対して暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為をしたこと。

四　育成就労実施者が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたこと。

五　前各号に掲げるもののほか、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から従前の育成就労計画に基づく育成就労を継続することが相当でない事情が認められること。

（法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間）

**第二十六条**　法第九条の二第四号イ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間（当該期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年とする旨を育成就労計画で定めているときは、一年）とする。

（法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準）

**第二十七条**　法第九条の二第四号ロ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二　法第十一条第一項の規定により育成就労の期間が延長されている認定育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている者でないこと。

（法第九条の二第四号ハの主務省令で定める基準）

**第二十八条**　法第九条の二第四号ハ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第八条第一項の認定を受けた育成就労計画に係る育成就労の対象となっている育成就労外国人を対象として育成就労を行わせている者であること。

二　次のいずれにも該当すること。

イ　育成就労外国人（第十九条第四項各号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）の総数のうちに法第八条の五第一項の認定を受けた育成就労計画に係る育成就労の対象となっている育成就労外国人の数の占める割合が三分の一を超えることとならないこと。

ロ　申請者の住所が指定区域にあるものでない場合にあっては、育成就労外国人の総数のうちに法第八条の五第一項の認定を受けた育成就労計画に係る育成就労の対象となっている育成就労外国人（直近の育成就労実施者の住所が指定区域にあるものに限る。）の数の占める割合が六分の一を超えることとならないこと。ただし、法第八条の五第一項の認定を受けた育成就労計画に係る育成就労の対象となっている育成就労外国人（直近の育成就労実施者の住所が指定区域にあるものに限る。）の数が一人となる場合にあっては、この限りでない。

三　第十九条第一項第二号の基準に適合すること。

四　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人との雇用契約の締結に関し、監理支援機関、機構、公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部を含む。第九十三条第三号において同じ。）以外の者が行う職業紹介及び特定募集情報等提供事業を行う者が行う特定募集情報等提供（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する特定募集情報等提供をいう。次号及び第六号において同じ。）を受けていないこと。

五　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人との雇用契約の締結に関し、特定募集情報等提供事業を行う者が行う特定募集情報等提供を受けた育成就労外国人と雇用契約を締結していないこと。

六　過去一年以内に特定募集情報等提供事業を行う者に対して、主として育成就労外国人に向けた特定募集情報等提供を依頼していないこと。

七　法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人を育成就労の対象とする直近の育成就労計画が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める額を法第八条の五第二項第三号の育成就労実施者に支払うこととしていること。

イ　法第八条第一項の認定又は法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けたものである場合　育成就労外国人の取次ぎ及び育成に係る費用として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める額に次の表の上欄に掲げる法第八条の五第二項第四号の期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる比率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）

| 法第八条の五第二項第四号の期間 | 比率 |
|---|---|
| 一年以上一年六月未満 | 六分の五 |
| 一年六月以上二年未満 | 三分の二 |
| 二年以上二年六月未満 | 二分の一 |
| 二年六月以上 | 四分の一 |

ロ　法第九条の二第四号イからハまでに該当するものとして法第八条の五第一項の認定を受けたもの（当該認定を受けるに当たって、イに定める額を支払うこととしているものに限る。）である場合　イに定める額に次の表の上欄及び中欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる比率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）

| 法第八条の五第二項第五号の期間から同項第四号の期間を差し引いた期間 | 法第八条の五第二項第五号の期間 | 比率 |
|---|---|---|
| 一年以上一年六月未満 | 二年以上二年六月未満 | 五分の三 |
| 一年以上一年六月未満 | 二年六月以上 | 十分の三 |
| 一年六月以上二年未満 | 二年六月以上 | 八分の三 |

（法第九条の三ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情）

**第二十九条**　法第九条の三ただし書（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるやむを得ない事情は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から、従前の認定育成就労計画に定められていた技能と同一でない技能を要する業務又は従前の認定育成就労計画に定められていた技能と同一でない育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事させることが相当でないと認める事情のないこととする。

（法第九条の三第三号ロの主務省令で定めるやむを得ない事情）

**第三十条**　法第九条の三第三号ロ（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　法第八条の六第一項の認定の申請に係る外国人が次のいずれかに該当すること。

イ　当該外国人の責めに帰することができない事由により育成就労認定が取り消されたことにより入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格を有する者でなくなったこと。

ロ　在留資格の変更を受けたこと又は本邦から出国の確認を受けて出国したことにより入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格を有する者でなくなったこと（専ら法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となることを目的として本邦から出国し、又は在留資格の変更を受けた場合その他相当でない場合を除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から法第八条の六第一項の認定の申請に係る外国人を育成就労の対象とすることが相当と認めるに足りる事情があること。

（育成就労に関する業務を適正に行うことができない者）

**第三十一条**　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により育成就労実施者としての責務を果たすに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第十条第七号及び第八号の主務省令で定めるもの）

**第三十二条**　法第十条第七号及び第八号（これらを法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、当該者が自己の責めに帰すべき事由により当該取消しの処分の理由となった事実を発生させたものではないと認められるものとする。

（軽微な変更）

**第三十三条**　法第十一条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更（育成就労実施者が当該変更があったことを証する書類を添付して別記様式第七号によりその旨を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出ている場合に限る。）とする。

一　育成就労の目標の変更

二　育成就労の期間の延長

三　前二号に掲げるもののほか、認定育成就労計画に従った育成就労の実施に実質的な影響を与える変更

2　監理型育成就労実施者が前項の規定による届出を行うときは、当該届出は、監理支援を受ける監理支援機関の指導に基づいて行わなければならない。

（育成就労計画の変更の認定申請等）

**第三十四条**　法第十一条第一項の規定による育成就労計画の変更の認定の申請は、別記様式第八号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2　法第十一条第一項の認定の申請をする場合において、認定を受けようとする育成就労計画が監理型育成就労を行わせるものであるときは、当該申請をする者は、監理支援を受ける監理支援機関から法第十一条第二項において準用する法第八条第五項第一号に規定する指導を受けたことについて、前項の申請書に当該監理支援機関の証明を受けなければならない。

3　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、法第十一条第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定の申請をした者に通知するものとする。

4　前項の通知は、別記様式第九号による変更認定通知書に第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

5　法第十一条第二項において準用する法第八条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第八条各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るもの

二　前条第一項第二号に掲げる変更にあっては、育成就労の終了日までに修得させる技能に係る育成就労の目標を達成することができないこと及びその理由を証する書類

（育成就労の期間の延長）

**第三十五条**　法第十一条第二項において読み替えて準用する法第九条第一項第三号、第九条の二第二号及び第九条の三第二号の主務省令で定める場合は、育成就労の終了日までに修得させる技能又は日本語の能力に係る育成就労の目標を達成することができない場合とする。ただし、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から育成就労の期間を延長することが相当でないと認められるときは、この限りでない。

（職員の身分証明書）

**第三十六条**　法第十三条第二項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、第六十五条に規定する場合を除き、別記様式第十号によるものとする。

（実施の届出）

**第三十七条**　法第十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十一号によるものとする。

2　法第十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所

二　育成就労計画の認定番号及び認定年月日

3　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十七条第二項の規定において準用する法第八条の三第一項の規定により機構に法第十七条第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせる場合にあっては、機構）は、同項の規定による届出を受理したときは、別記様式第十二号により、その旨を届出者に通知するものとする。

（育成就労を行わせることが困難となった場合の届出等）

**第三十八条**　法第十九条第一項の規定による届出は、別記様式第十三号によるものとする。

2　法第十九条第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　育成就労の区分

二　届出者の育成就労実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

三　育成就労計画の認定番号及び認定年月日

四　育成就労外国人の氏名、国籍、生年月日及び性別

五　育成就労を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因

六　育成就労外国人の現状

七　育成就労の継続のための措置

（帳簿書類）

**第三十九条**　法第二十条第一項の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一　育成就労外国人の管理簿

二　認定育成就労計画の履行状況に係る管理簿

三　育成就労外国人に従事させた業務及び育成就労外国人に対する指導の内容を記録した日誌

四　単独型育成就労実施者にあっては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

五　前各号に掲げるもののほか、育成就労実施者の行わせている育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

２　法第二十条第二項の主務省令で定める帳簿書類は、前項第一号及び第二号に掲げる書類とする。

３　法第二十条の規定により前二項の帳簿書類を育成就労を行わせる事業所に備えて置かなければならない期間は、育成就労実施者の行わせている育成就労の終了日から起算して一年間とする。

（実施状況報告）

**第四十条**　法第二十一条第一項の育成就労の実施の状況に関する報告書は、育成就労事業年度ごとに、別記様式第十四号により、育成就労の実施状況を記載し、翌育成就労事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。

２　監理型育成就労実施者が前項の報告書を作成するときは、当該報告書は、監理支援を受ける監理支援機関の指導に基づいて作成しなければならない。

## 第二節　監理支援機関

（許可の申請）

**第四十一条**　法第二十三条第二項の規定による申請は、別記様式第十五号による申請書の正本一部を提出して行わなければならない。

（申請書の記載事項）

**第四十二条**　法第二十三条第二項第六号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　役員の役職名及び法人番号

二　責任役員（監理支援事業に責任を有する役員をいう。以下同じ。）の氏名

三　外部監査人（外部監査を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称

四　法人の種類

五　監理型育成就労の取扱職種の範囲等

六　取次ぎを受けずに監理型育成就労の申込みを受けようとする場合にあっては、当該監理型育成就労の申込みを受ける方法の概要

七　監理支援事業を開始する予定年月日

八　監理型育成就労外国人からの相談に応じる体制の概要

（申請書の添付書類）

**第四十三条**　法第二十三条第三項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）の登記事項証明書、定款又は寄附行為並びに直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

二　監理支援事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

三　申請者の概要書

四　監理支援事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し

五　監理支援事業を行う事業所ごとの監理支援機関の業務の運営（監理支援費の徴収を含む。）に係る規程の写し

六　申請者が作成した監理型育成就労に係る誓約書

七　申請者の役員の住民票の写し（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し）及び履歴書

八　監理支援責任者の住民票の写し、履歴書並びに就任承諾書及び監理型育成就労に係る誓約書の写し

九　外部監査人の概要書並びに就任承諾書及び監理型育成就労に係る誓約書の写し

十　外国の送出機関から監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　外国の送出機関の概要書

ロ　外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類

ハ　申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の契約書の写し

ニ　外国の送出機関が監理型育成就労外国人及び監理支援機関から徴収する費用の算出基準を記載した書類

ホ　外国の送出機関の監理型育成就労に係る誓約書

ヘ　第二十条第一号に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状その他の推薦をした国又は地域の公的機関の作成に係る書類

十一　育成就労計画の作成の指導に従事する者の履歴書

十二　船員（船員職業安定法第六条第一項に規定する船員をいう。）である監理型育成就労外国人に係る監理型育成就労の監理支援を行う場合にあっては、同法第三十四条第一項の許可を受けていることを証する書面

十三　その他必要な書類

２　法第二十三条第三項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の事業計画書は、別記様式第十六号によるものとする。

（本邦の営利を目的としない法人）

**第四十四条**　法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

一　商工会議所（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）

二　商工会（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）

三　中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）

四　職業訓練法人

五　農業協同組合（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該農業協同組合の組合員であって農業を営む場合に限る。）

六　漁業協同組合（監理支援を行う監理型育成就労実施者が当該漁業協同組合の組合員であって漁業を営む場合に限る。）

七　公益社団法人

八　公益財団法人

九　前各号に掲げる法人以外の法人であって、監理支援事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの

２　前項の規定にかかわらず、育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係る監理型育成就労に係る監理支援を行う場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

（監理支援事業を遂行する能力）

**第四十五条**　法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理支援を行う監理型育成就労実施者の数が二以上であるか、又は二以上となることが見込まれること。

二　申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

イ　監理支援を行う監理型育成就労実施者の数を八で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

ロ　監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

三　監理支援に係る監理型育成就労外国人からの相談に応じ、当該監理型育成就労外国人が十分に理解することができる言語により適切に対応するために必要な措置を講じていること。

四　前三号に掲げるもののほか、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から申請者が監理支援事業を適正に遂行するに足りる能力を有していること。

五　第一号及び第二号の規定にかかわらず、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（監理支援機関の財産的基礎）

**第四十六条**　法第二十五条第一項第三号の主務省令で定める基準は、債務超過の状態にないこととする。

（外部監査人）

**第四十七条**　法第二十五条第一項第五号の主務省令で定める密接な関係を有しない者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　申請者が監理支援を行う監理型育成就労実施者（過去五年以内に申請者が監理支援を行った監理型育成就労実施者を含む。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

二　前号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

三　社会生活において密接な関係を有する者であって、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められるもの

2　法第二十五条第一項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であって役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行することができる能力を有するものであることとする。

一　過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者

二　弁護士若しくは弁護士法人、社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は行政書士若しくは行政書士法人その他育成就労に関する知見を有する者

三　次のいずれにも該当しない者

イ　申請者の役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ロ　申請者の構成員（申請者が監理支援を行う監理型育成就労に係る育成就労産業分野に属する技能を要する業務に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ハ　育成就労実施者（申請者が監理支援を行う監理型育成就労実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

ニ　監理支援機関（申請者を除く。）又はその役員若しくは職員

ホ　申請者が監理型育成就労の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ヘ　法第二十六条第五号イからニまでのいずれかに該当する者

ト　法人であって、法第二十六条各号のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

チ　イからトまでに掲げるもののほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に育成就労に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情により外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

四　外部監査人の氏名を機構がインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することに同意している者

3　外部監査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　監理型育成就労実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかどうかについて、次に掲げる方法により、監理支援事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で確認し、その結果を記載した書類を当該申請者に提出すること。

イ　責任役員及び監理支援責任者から報告を受けること。

ロ　申請者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

二　監理型育成就労実施者に対する監査が適正に実施されているかどうかについて、申請者が行う第六十七条第一号又は第二号の規定による監査に監理支援事業を行う各事業所につき一年に一回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を当該申請者に提出すること。

（労働条件等の明示）

**第四十八条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　求人の申込みをした監理支援機関の紹介による求職者に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合

二　前号に規定する求職者に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合

三　従事すべき業務の内容等を追加する場合

2　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等

二　前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等

三　前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等

3　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる事項にあっては期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。以下この項において「有期労働契約」という。）に係る育成就労職業紹介（監理型支援機関の監理支援を受ける監理型育成就労実施者等（監理型育成就労実施者又は監理型育成就労を行わせようとする者をいい、本邦の派遣先として労働者派遣等監理型育成就労を行わせ、又は行わせようとする者を除く。以下同じ。）のみを求人者とし、当該監理支援機関の監理支援に係る監理型育成就労外国人等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）の場合に限り、第十号に掲げる事項にあっては労働者を労働者派遣等監理型育成就労の対象となる外国人として雇用する場合に限るものとする。

一　労働者が従事すべき業務の内容に関する事項（従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。）

二　労働契約の期間に関する事項

三　有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間（労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間をいう。）又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。以下同じ。）

四　第二十六条に規定する期間に関する事項

五　就業の場所に関する事項（就業の場所の変更の範囲を含む。）

六　始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項

七　賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第八条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項
八　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険の適用に関する事項
九　労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
十　労働者を労働者派遣等監理型育成就労の対象となる外国人として雇用しようとする旨
十一　就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

4　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次の各号のいずれかの方法とする。ただし、育成就労職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
一　書面の交付の方法
二　次のいずれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号に掲げる方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）が希望した場合における当該方法
イ　ファクシミリを利用してする送信の方法
ロ　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5　前項第二号イに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

6　求人者は、求職者に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る育成就労職業紹介が終了する日（当該明示に係る育成就労職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあっては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

（求人等に関する情報の的確な表示）

**第四十九条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

2　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める情報は、次のとおりとする。
一　自ら又は求人者に関する情報
二　法に基づく業務の実績に関する情報

3　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。
二　当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。
三　次のいずれかの措置
イ　求人者又は求職者に対し、定期的に求人又は求職者に関する情報が最新かどうかを確認すること。
ロ　求人又は求職者に関する情報の時点を明らかにすること。

（求職者等の個人情報の取扱い）

**第五十条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の五第一項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（求人の申込みを受理しない場合）

**第五十一条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　求人者が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合
イ　育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。
ロ　当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条第一項（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。
(1)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（(2)において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であって、育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。
(2)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。）であって、育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。
(3)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。

二　求人者が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

三　求人者が職業安定法施行令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

四　求人者が職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

五　求人者が職業安定法施行令第一条第六号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、育成就労職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

2　監理支援機関が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項ただし書の規定により育成就労職業紹介に関する求人の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。

（取扱職種の範囲等の届出等）

**第五十二条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第二十三条第二項の規定による申請又は法第三十二条第一項の規定による届出と併せて、別記様式第二十号により行うものとする。

2　法務大臣及び厚生労働大臣は、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、監理支援機関に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令するときは、別記様式第十七号により通知するものとする。

（取扱職種の範囲等の明示等）

**第五十三条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、求人者の情報（育成就労職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による明示は、育成就労職業紹介に関する求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、育成就労職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一　書面の交付の方法

二　次のいずれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号に掲げる方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）が希望した場合における当該方法

イ　ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ　電子メール等の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　前項第二号イに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

（主務大臣の指導等）

**第五十四条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の六の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面により行うものとする。

（秘密を守る義務等）

**第五十五条**　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五十一条第二項の主務省令で定める者は、法人である雇用主とする。

（監理支援費）

**第五十六条**　法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理支援費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類の区分に応じ、同表の下欄に定めるとおりとする。

| 種類 | 額 | 徴収方法 |
|---|---|---|
| 職業紹介費 | 監理型育成就労実施者等と監理型育成就労外国人等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額 | 監理型育成就労実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該監理型育成就労実施者等から徴収する。 |

| | |
|---|---|
| 講習費 | 監理支援機関が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理支援機関が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、監理型育成就労外国人に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額 |
| 監査指導費 | 監理型育成就労の実施に関する監理支援に要する費用（監理型育成就労実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額 |
| その他諸経費 | その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額 |

入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、監理型育成就労実施者等から徴収する。

当該費用が必要となった時以降に監理型育成就労実施者等から徴収する。

監理型育成就労外国人が監理型育成就労実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該監理型育成就労実施者から徴収する。

（許可証）

**第五十七条**　法第二十九条第一項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の許可証（以下単に「許可証」という。）は、別記様式第十八号によるものとする。

2　法第二十九条第三項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十九号による申請書の正本一部を提出しなければならない。

3　許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可証を返納しなければならない。

一　次のいずれかに該当するとき　監理支援事業を行う全ての事業所に係る許可証

イ　許可が取り消されたとき。

ロ　許可の有効期間が満了したとき。

ハ　監理支援事業を廃止したとき。

二　監理支援事業を行う事業所を廃止したとき　廃止した事業所に係る許可証

三　許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき　発見し、又は回復した許可証

4　許可証の交付を受けた者が合併により消滅したときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者は、その日から十日以内に、監理支援事業を行う全ての事業所に係る許可証を返納しなければならない。

（長期の有効期間が認められる者）

**第五十八条**　法第三十一条第一項の主務省令で定める基準は、従前の監理支援事業に係る許可の有効期間において法第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による命令を受けていないこととする。

（許可の有効期間の更新の申請等）

**第五十九条**　法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項の規定による申請は、許可の有効期間が満了する日の三月前までに、別記様式第十五号による申請書の正本一部を提出して行わなければならない。

2　更新後の許可証の交付は、更新前の許可証と引換えに行うものとする。

（更新申請書の記載事項）

**第六十条**　法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第四十二条各号（第七号を除く。）に掲げる事項

二　監理支援機関の許可年月日及び許可番号

（軽微な変更）

**第六十一条**　法第三十二条第一項の主務省令で定めるものは、法第二十三条第二項各号に掲げる事項のうち監理支援事業の実施に実質的な影響を与えない変更とする。

（変更の届出等）

**第六十二条**　法第三十二条第一項の規定による届出は、別記様式第二十号によるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、同項の届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあっては、別記様式第二十号による申請書の正本一部を提出しなければならない。

3　法第三十二条第一項の主務省令で定める書類は、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第四十三条第一項各号に掲げる書類のうち事業所の新設によって変更を生ずる事項に係るものとする。

4　法第三十二条第一項後段に規定する場合以外の場合には、第一項の届出書又は第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　監理支援事業を行う事業所ごとの監理支援事業に係る事業計画書

二　法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面

三　第四十三条第一項各号に掲げる書類のうち変更があった事項に係るもの

（育成就労の実施が困難となった場合の届出等）

**第六十三条**　法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十三号によるものとする。

2　法第三十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の許可番号、名称及び住所

二　監理型育成就労を行わせることが困難となった監理型育成就労実施者の育成就労実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

三　第三十八条第二項第三号から第六号までに規定する事項

四　法第十九条第二項に規定する監理型育成就労実施者による監理型育成就労外国人の育成就労の継続のための措置

五　届出者による監理型育成就労の継続のための措置

六　法第十九条第二項の規定による通知を受けた場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該通知の年月日その他当該通知に係る事項

（休廃止の届出等）

**第六十四条**　法第三十四条第一項の規定による届出は、別記様式第二十一号によるものとする。

2　法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の許可番号、許可年月日、名称及び住所

二　監理支援事業を行う事業所の名称及び所在地

三　廃止又は休止の予定日

四　監理支援事業を休止しようとする場合にあっては、その範囲及び期間

五　廃止又は休止の理由

六　直近の監理支援事業に係る許可の有効期間において監理支援を行った監理型育成就労に係る事項

七　監理支援を行う監理型育成就労が現に行われている場合にあっては、届出者による当該監理型育成就労の継続のための措置

3　第一項の届出をして監理支援事業の全部又は一部を休止した者は、休止した監理支援事業を再開しようとするときは、あらかじめ、機構を経由して、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

（職員の身分証明書）

**第六十五条**　法第三十五条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書（法第百四条第一項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。）は、別記様式第二十二号によるものとする。

（連絡調整等に関する基準）

**第六十六条**　法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第八条の二第一項の規定による申出又は同条第三項若しくは第八条の四第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合において、当該申出又は通知に係る育成就労外国人からの聴取その他の必要な調査を行い、当該育成就労外国人に係る第二十五条各号又は第二十六条及び第二十七条各号に関する事項の確認を行い、当該育成就労外国人に対する必要な情報の提供、助言、指示その他の必要な指導を行うこと。

二　監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている外国人が育成就労実施者の変更を希望する場合において、当該外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする者に対し、当該育成就労に係る育成就労計画の認定の申請のために必要な情報を提供すること。

三　その他監理支援に係る監理型育成就労外国人等が育成就労の対象になること又は育成就労を継続することができるようにするために必要な措置を講ずること。

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

**第六十七条**　法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　監理型育成就労実施者が認定育成就労計画に従って監理型育成就労を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の監理型育成就労の適正な実施及び監理型育成就労外国人の保護に関する事項について、監理支援責任者の指揮の下に、次に掲げる方法（監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他監理型育成就労外国人が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法については、これに代えて他の適切な方法）により、監理型育成就労実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。

イ　監理型育成就労の実施状況について実地による確認を行うこと。

ロ　育成就労責任者及び育成就労指導員から報告を受けること。

ハ　監理型育成就労実施者が監理型育成就労外国人の四分の一以上（当該監理型育成就労外国人が二人以上四人以下の場合にあっては二人以上）と面談すること。

ニ　監理型育成就労実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

ホ　監理型育成就労外国人の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。

二　前号の規定にかかわらず、前号に規定する監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労が労働者派遣等監理型育成就労である場合にあっては、前号に規定する事項について、監理支援責任者の指揮の下に、前号に規定する方法により、本邦の派遣元事業主等及び本邦の派遣先に対し、これらの事業所において監理型育成就労外国人に業務に従事させている期間中三月に一回以上（当該期間が三月に満たない場合にあっては当該期間中に一回以上、本邦の派遣元事業主等がその事業所において監理型育成就労外国人に業務に従事させることとしていない場合にあっては一年に一回以上）の頻度で監査を適切に行うこと。

三　監理型育成就労実施者について法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、監理支援責任者の指揮の下に、直ちに、前二号に規定する監査を適切に行うこと。

四　監理支援責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、監理型育成就労実施者が認定育成就労計画に従って監理型育成就労を行わせているかについて実地による確認（監理型育成就労外国人が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、他の適切な方法による確認）及び監理型育成就労実施者に対する必要な指導を行うこと。ただし、監理支援を受ける監理型育成就労外国人が育成就労の対象となっていた期間（法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間に限る。）の合計が一年を超えている場合は、この限りでない。

五　外国の送出機関との間で監理型育成就労の申込みの取次ぎに係る契約を締結するときは、当該外国の送出機関が、監理型育成就労外国人等の本邦への送出に関連して、監理型育成就労外国人等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他監理型育成就労外国人等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理せず、かつ、監理型育成就労に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認し、その旨を契約書に記載すること。

六　監理型育成就労の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、当該取次ぎが外国の送出機関からのものであること。

七　取次送出機関又は外国の準備機関に対し、社会通念上相当と認められる程度を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待の要求をし、又はその申込みの承諾をしていないこと。

八　認定育成就労計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、監理型育成就労外国人を業務に従事させないこと。

九　法第八条第五項第二号（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導を行うに当たり、監理型育成就労を行わせる事業所及び監理型育成就労外国人の宿泊施設（法第十一条第二項において準用する場合にあっては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を実地に確認するほか、次に掲げる観点から当該指導を行うこと。この場合において、ロに掲げる観点から行う指導は、修得させようとする技能について一定の経験又は知識を有する役員又は職員に担当させること。

イ　育成就労計画が法第九条第一項各号、同条第二項各号、第九条の二各号又は第九条の三各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとなるようにすること。

ロ　適切かつ効果的に技能を修得させることができるものとなるようにすること。

ハ　育成就労を行わせる環境が適切に整備されることとなること。

十　監理支援を受ける監理型育成就労実施者が第十三条第二項第六号ハ⑷に規定する雇用契約の内容の説明を行う場合において、その円滑な実施を図るため必要な措置を講ずること。

十一　監理支援を行う監理型育成就労がその実施に関し第十三条第二項第六号ニに規定する場合にあっては、同号ニに規定する一時帰国に要する旅費を負担すること。

十二　監理型育成就労外国人が育成就労の終了後に帰国する場合にあっては、育成就労の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、当該帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。

十三　その監理支援に係る監理型育成就労外国人の人権を著しく侵害する行為を行わないこと。

十四　育成就労を行わせようとする者に不正に法第八条第一項、第八条の五第一項、第八条の六第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、偽造され、若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、若しくは提供し、又は不正に作られた電磁的記録を人の事務処理の用に供し、若しくは行使する行為を行わないこと。

十五　その監理支援に係る監理型育成就労外国人との間で認定育成就労計画と反する内容の取決めをしないこと。

十六　法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、機構に当該事実を報告すること。

十七　その監理支援に係る監理型育成就労外国人からの相談に適切に応じるとともに、監理型育成就労実施者及び監理型育成就労外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

十八　監理支援機関の業務の運営（監理支援費の徴収を含む。）に係る規程及び徴収する監理支援費の内訳をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表すること。

十九　監理支援機関の代表者の氏名を機構がインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することに同意していること。

二十　前各号に掲げるもののほか、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（密接な関係を有する役員等）

**第六十八条**　法第三十九条第五項の主務省令で定める密接な関係を有する役員又は職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　監理支援を行う監理型育成就労実施者若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

二　前号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

三　前二号に掲げるもののほか、社会生活において密接な関係を有する者であって、監理型育成就労実施者に対する監査その他の監理支援の公正が害されるおそれがあると認められるもの

2　法第三十九条第五項の主務省令で定める業務は、前項の密接な関係を有する役員又は職員が密接な関係を有する監理型育成就労実施者に係る業務であって、次に掲げるもの以外のものとする。

一　法第四十条第一項第四号に規定する個人情報の管理に係る業務

二　入国後講習の実施に係る業務

（監理支援責任者）

**第六十九条**　法第四十条第一項の監理支援責任者は、監理支援事業を行う事業所ごとに、監理支援機関の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であって監理支援責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならない。

2　監理支援責任者は、過去三年以内に監理支援責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者でなければならない。

3　監理支援事業を行う事業所において監理支援を行う監理型育成就労実施者と密接な関係を有する者として次の各号に掲げる者が当該事業所の監理支援責任者となる場合にあっては、当該監理支援責任者は当該監理型育成就労実施者に対する監理支援に関与してはならず、当該事業所には、他に当該監理型育成就労実施者に対する監理支援に関与することができる監理支援責任者を置かなければならない。

一　当該事業所において監理支援を行う監理型育成就労実施者若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

二　前号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

三　前二号に掲げるもののほか、当該事業所において監理支援を行う監理型育成就労実施者と社会生活において密接な関係を有する者であって、監理支援の公正が害されるおそれがあると認められるもの

（帳簿書類）

**第七十条**　法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一　監理支援を行う監理型育成就労実施者及びその監理支援に係る監理型育成就労外国人の管理簿

二　監理支援費に係る管理簿

三　監理型育成就労に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿

四　法第四十二条第一項の監査報告書

五　第六十七条第四号の規定による指導の内容を記録した書類

六　入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

七　監理型育成就労外国人から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類

八　第四十七条第三項各号に規定する書類

九　前各号に掲げるもののほか、監理支援を行う監理型育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める帳簿書類

2　法第四十一条の規定により前項の帳簿書類を監理支援事業を行う事業所に備えて置かなければならない期間は、監理支援を行う監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労の終了日から起算して一年間とする。

（監査報告等）

**第七十一条**　法第四十二条第一項の監査報告書は、別記様式第二十三号によるものとする。

2　法第四十二条第二項の事業報告書は、育成就労事業年度ごとに、別記様式第二十四号により、監理支援事業の実施状況を記載し、翌育成就労事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。

3　法第四十二条第二項の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　直近の事業年度に係る監理支援機関の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

二　前条第一項第五号に掲げる書類の写し

三　報告年度における第四十七条第三項各号に規定する書類の写し

## 第三節　補則

（育成就労評価試験の基準等）

**第七十二条**　法第五十二条第二項の主務省令で定める育成就労評価試験の基準は、次のとおりとする。

一　育成就労外国人が修得した技能について公正に評価すること。

二　職員、設備、業務の実施方法その他の試験実施者の体制を、育成就労評価試験を適正かつ確実に実施するために適切なものとすること。

三　前二号に掲げるもののほか、公正な育成就労評価試験の実施のために必要な措置を講ずること。

# 第三章　外国人育成就労機構

## 第一節　役員等

（理事の任命及び解任の認可申請）

**第七十三条**　機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴

二　任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
イ　法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
三　任命し、又は解任しようとする理由
（役員の兼職の承認申請）
**第七十四条**　役員は、法第七十五条ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　その役員となろうとする営利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその従事しようとする営利事業の名称及び内容
二　兼職の期間並びに執務の場所及び方法
三　兼職を必要とする理由

**第二節　評議員会**

（評議員の任命及び解任の認可申請）
**第七十五条**　機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴
二　任命しようとする評議員が第七十三条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約
三　任命し、又は解任しようとする理由

**第三節　業務**

（手数料を徴収しない業務）
**第七十六条**　法第八十七条第一項第六号の主務省令で定める業務は、同条第一項第一号ロ及びニ、第二号並びに第三号イ及びハに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。
（労働条件等の明示）
**第七十七条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　求人の申込みをした機構の紹介による求職者に対して法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合
二　前号に規定する求職者に対して法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合
三　従事すべき業務の内容等を追加する場合
2　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等
二　前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等
三　前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等
3　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる事項にあっては期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。以下この項において「有期労働契約」という。）に係る機構実施職業紹介（機構が、育成就労実施者又は育成就労を行わせようとする者（本邦の派遣先として労働者派遣等監理型育成就労を行わせようとする者を除く。）のみを求人者とし、育成就労外国人等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）の場合に限り、第十号に掲げる事項にあっては労働者を労働者派遣等監理型育成就労の対象となる外国人として雇用する場合に限るものとする。
一　労働者が従事すべき業務の内容に関する事項（従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。）
二　労働契約の期間に関する事項
三　有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
四　第二十六条に規定する期間に関する事項
五　就業の場所に関する事項（就業の場所の変更の範囲を含む。）
六　始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
七　賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第八条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項
八　健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
九　労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
十　労働者を労働者派遣等監理型育成就労の対象となる外国人として雇用しようとする旨
十一　就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項
4　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次の各号のいずれかの方法とする。ただし、機構実施職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
一　書面の交付の方法
二　次のいずれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号に掲げる方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）が希望した場合における当該方法
イ　ファクシミリを利用してする送信の方法
ロ　電子メール等の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
5　前項第二号イに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。
6　求人者は、求職者に対して法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る機構実施職業紹介が終了する日（当該明示に係る機構実施職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあっては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。
（求人等に関する情報の的確な表示）
**第七十八条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

２　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める情報は、次のとおりとする。

一　自ら又は求人者に関する情報

二　法に基づく業務の実績に関する情報

３　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二　当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三　次のいずれかの措置

イ　求人者又は求職者に対し、定期的に求人又は求職者に関する情報が最新かどうかを確認すること。

ロ　求人又は求職者に関する情報の時点を明らかにすること。

（求職者等の個人情報の取扱い）

**第七十九条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の五第一項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（求人の申込みを受理しない場合）

**第八十条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　求人者が職業安定法施行令第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第八十七条の二第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。

ロ　当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法第二百三条第一項（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。

(1)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間（(2)において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

(2)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。）であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

(3)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。

二　求人者が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていること又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

三　求人者が職業安定法施行令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていること又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

四　求人者が職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていること又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

五　求人者が職業安定法施行令第一条第六号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

2　機構が、法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項ただし書の規定により機構実施職業紹介に関する求人の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。

（取扱職種の範囲等の明示等）

**第八十一条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の十三の主務省令で定める事項は、求人者の情報（機構実施職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の十三の規定による明示は、機構実施職業紹介に関する求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、機構実施職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一　書面の交付の方法

二　次のいずれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号に掲げる方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）が希望した場合における当該方法

イ　ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ　電子メール等の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　前項第二号イに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロに掲げる方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

（秘密を守る義務等）

**第八十二条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五十一条第二項の主務省令で定める者は、法人である雇用主とする。

（申込みを受理しない場合）

**第八十三条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十五条第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　求人者が船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第一号、第二号又は第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十五条第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（口において「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。

ロ　当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法第二百三条第一項（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。

(1)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（(2)において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

(2)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。）であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

(3)　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。

二　求人者が船員職業安定法施行令第一条第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第九十八条第三項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

三　求人者が船員職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十三条第二項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

四　求人者が船員職業安定法施行令第一条第六号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下この口において「同一違反行為」という。）を行った場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

五　求人者が船員職業安定法施行令第一条第七号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、機構実施職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

2　機構が、法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十五条第一項ただし書の規定により機構実施職業紹介に関する求人又は求職の申込みを受理しないときは、求人者又は求職者に対し、その理由を説明しなければならない。

（労働条件等の明示）

**第八十四条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十六条第二項の主務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　求人の申込みをした機構の紹介による求職者に対して法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十六条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合

二　前号に規定する求職者に対して法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十六条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合

三　従事すべき業務の内容等を追加する場合

2　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十六条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等

二　前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等

三　前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等

3　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十六条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第八号に掲げる事項にあっては求職者を労働者派遣等監理型育成就労の対象となる外国人として雇用する場合に限るものとする。

一　賃金（船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十三条第二項に規定する報酬に限る。）の額に関する事項

二　基準労働期間、労働時間、休息時間及び休日に関する事項

三　求職者が従事すべき業務の内容に関する事項

四　雇用期間に関する事項

五　第二十六条に規定する期間に関する事項

六　求職者が乗り組むべき船舶に関する事項

七　健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険、雇用保険法による雇用保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の適用に関する事項

八　求職者を労働者派遣等監理型育成就労の対象となる外国人として雇用しようとする旨

4　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十六条第三項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次の各号のいずれかの方法とする。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめこれらの方法によることができない場合において、これらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一　書面の交付の方法

二　電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号に掲げる方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号に掲げる方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

5　前項第二号に掲げる方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該書面被交付者に到達したものとみなす。

（秘密の厳守）

**第八十五条**　法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する船員職業安定法第百四条の主務省令で定める者は、法人である船舶所有者とする。

（業務の委託の認可申請）

**第八十六条**　機構は、法第八十八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　委託しようとする相手方の氏名又は名称及び住所

二　委託しようとする業務の内容

三　委託することを必要とする理由

四　委託の条件

（業務方法書の変更の認可申請）

**第八十七条**　機構は、法第八十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び当該変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　その他参考となるべき事項

（業務方法書の記載事項）

**第八十八条**　法第八十九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八十七条第一項第一号に規定する育成就労に関し行う業務に関する事項

二　法第八十七条第一項第二号に規定する育成就労外国人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）に関する事項

三　法第八十七条第一項第三号に規定する育成就労外国人等が育成就労の対象となること又は育成就労を継続することに資する業務に関する事項
四　法第八十七条第一項第四号に規定する調査及び研究に関する事項
五　法第八十七条第二項に規定する入管法第六十九条の二の二に規定する業務に関する事項
六　その他機構の業務の執行に関して必要な事項

**第四節　補則**

（検査職員の身分証明書）

**第八十八条**　法第百条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二十五号によるものとする。

（定款の変更の認可申請）

**第八十九条**　機構は、法第百一条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項及び当該変更の内容
二　変更を必要とする理由
三　その他参考となるべき事項

**第四章　雑則**

（手数料の納付方法等）

**第九十一条**　法第二十三条第七項又は第三十一条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納付しなければならない。

2　法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3　前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。

（権限の委任）

**第九十二条**　法第百四条第六項の規定により、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）第六条各号に掲げる出入国在留管理庁長官に委任された権限は、育成就労実施者等（法第十三条第一項に規定する育成就労実施者等をいう。以下この条において同じ。）又は監理支援機関等（法第十三条第一項に規定する監理支援機関等をいう。以下この条において同じ。）に係る事業所その他育成就労に関係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法第百四条第五項の規定により法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第百四条第六項の規定により、法第十五条第一項に規定する出入国在留管理庁長官の権限は、育成就労実施者等又は監理支援機関等に係る事業所その他育成就労に関係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、出入国在留管理庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3　法第百四条第六項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、育成就労実施者等又は監理支援機関等に係る事業所その他育成就労に関係のある場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
一　法第十三条第一項の規定による報告徴収等
二　法第十五条第一項の規定による命令
三　法第三十五条第一項の規定による報告徴収等
四　法第三十六条第一項の規定による命令
五　法第三十七条第二項の規定による命令

（機構による公共職業安定所等への情報提供）

**第九十三条**　法第百六条第四項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行う。
一　法第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定の申請をする者の候補となるべき育成就労実施者に関する事項
二　前号の育成就労実施者に対して監理支援を行う監理支援機関に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、機構が保有する情報であって、公共職業安定所又は地方運輸局の業務の実施に必要なものに関する事項

（提出書類等の言語）

**第九十四条**　法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

2　法又はこれに基づく命令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、育成就労外国人等の署名を求める場合には、育成就労外国人等が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければならない。

（添付書類の省略）

**第九十五条**　法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2　前項に規定する場合のほか、法務大臣、出入国在留管理庁長官若しくは厚生労働大臣又は機構は、特に必要がないと認めるときは、この省令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第　　号）の公布の日から施行する。

（監理団体による雇用関係の成立のあっせんに関する経過措置）

**第二条**　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十四条第一項の規定により監理団体（改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。以下同じ。）が行う事業について、同令第十四条第二項の規定により準用される技能実習法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される職業安定法第五条の三の規定による労働条件等の明示については、この省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「技能実習法施行規則」という。）第三十二条の規定にかかわらず、第四十八条の規定の例による。この場合において、同条中「法第二十七条第二項」とあるのは「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第　　号）第十四条第二項の規定により準用する外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項」と、同条第一項第一号中「監理支援機関」とあるのは「監理団体」と、同条第三項中「育成就労職業紹介（監理支援機関の監理支援を受ける監理型育成就労実施者等（監理型育成就労実施者又は監理型

育成就労を行わせようとする者をいい、本邦の派遣先として労働者派遣等監理型育成就労を行わせ、又は行わせようとする者を除く。以下同じ。）のみを求人者とし、当該監理支援機関の監理支援に係る監理型育成就労外国人等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）」とあり、並びに同条第四項及び第六項中「育成就労職業紹介」とあるのは「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十四条第一項に規定するあっせん」とする。

（育成就労の内容の基準に関する経過措置）

**第三条**　育成就労外国人が登録日本語教員（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律第十八条第一項の登録日本語教員をいう。以下同じ。）が実施する授業（育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために行うものであって、同時に授業を行う生徒の数が二十人以下であるものであることその他日本語教育の適正かつ確実な実施のために適当と認められる方法により行うものに限る。）により履修した授業科目（入国後講習及び過去六月以内に本邦外において当該授業により履修した授業科目を含む。）が百時間以上である場合は、当分の間、第十三条第二項第七号の規定の適用については、同号ヘに該当するものとみなす。

２　育成就労外国人が登録日本語教員が実施する授業（育成就労外国人が日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために行うものであって、同時に授業を行う生徒の数が二十人以下であるものであることその他日本語教育の適正かつ確実な実施のために適当と認められる方法により行うものに限る。）により履修した授業科目（入国後講習及び過去六月以内において当該授業により履修した授業科目を含む。）が百時間以上である場合は、当分の間、育成就労計画は、第十三条第二項第八号の規定に適合するものとみなす。

（育成就労責任者に対する講習等に関する経過措置）

**第四条**　第十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第二号及び第三号中「告示で定めるもの」とあるのは「相当と認める講習」とする。

２　第十六条の規定の適用については、当分の間、技能実習法施行規則第十三条に規定する講習を修了した者は、第十六条第一号に規定する講習を修了した者とみなす。

３　第十七条及び第四十七条第二項の規定の適用については、当分の間、技能実習法施行規則第三十条第五項第一号に規定する講習を修了した者は、第十七条第一号イ及び第四十七条第二項第一号に規定する講習を修了した者とみなす。

４　第六十九条第二項の規定の適用については、当分の間、技能実習法規則第五十三条第二項に規定する講習を修了した者は、第六十九条第二項に規定する講習を修了した者とみなす。

（第四十七条第二項第三号イの規定の適用除外）

**第五条**　第四十七条第二項第三号イの規定は、施行日前に監理団体の非常勤の指定外部役員（技能実習法施行規則第二十六条第三号に規定する指定外部役員をいう。）であった者（監理事業（技能実習法第二条第十項に規定する監理事業をいう。）に関する業務（技能実習法施行規則第三十条第二項に規定する確認を除く。）に従事していなかった者に限る。）については、適用しない。

（育成就労外国人の数に係る経過措置）

**第六条**　改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習（技能実習法施行規則第一条第三号に規定する第三号技能実習を除く。）を行っている者の数は、第十九条第一項から第三項までに定める育成就労外国人の数とみなす。

２　第十九条の規定の適用に当たっては、申請者の常勤の職員には、改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っている者は含まないものとする。

**別記様式第１号**（第４条第１項関係）
第１面

（日本産業規格Ａ列４）

| 認定番号<br>（機構記載欄） | |
|---|---|

# 育成就労計画認定申請書

（法第８条第１項関係）

年　　月　　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条第１項の認定を申請します。

（監理型育成就労に係るものである場合）

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

**別記様式第１号**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

# 育　成　就　労　計　画

作成日：　　年　　月　　日

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １申請者 | 法人 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | | | | | | | | | | | | |
| | | （ふりがな）<br>②氏名又は名称 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③住所 | 〒　－<br>（電話　　―　　―　　） | | | | | | | | | | | | |
| | | （ふりがな）<br>④代表者の氏名 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ⑤法人番号 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ⑥労働保険番号 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ⑦常勤職員数 | 合計　　人 | | | | | | | | | | | | |
| | | （ふりがな）<br>⑧役員の氏名、役職名及び住所 | | 氏名 | | 役職名 | | 住所 | | | | | | | |
| | | | (1) | | | | | 〒　－ | | | | | | | |
| | | | (2) | | | | | 〒　－ | | | | | | | |
| | | | (3) | | | | | 〒　－ | | | | | | | |
| | | | (4) | | | | | 〒　－ | | | | | | | |
| | | | (5) | | | | | 〒　－ | | | | | | | |
| | | | (6) | | | | | 〒　－ | | | | | | | |
| | | （ふりがな）<br>⑨単独型育成就労実施者にあっては、内部監査人の氏名及び役職 | | | 役職名 | | | | | | | | | | |
| | | ⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数（第１号及び第２号技能実習生の数） | 単独型 | 人<br>（　　人） | | 監理型 | 人<br>（　　人） | | | | | | | | |
| | | ⑪加入している分野別協議会の名称（分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容） | | | | | | | | | | | | | |
| ２育成就労を行わせる事業所 | | （ふりがな）<br>①名称 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ②所在地 | 〒　－<br>（電話　　―　　―　　） | | | | | | | | | | | | |
| | | （ふりがな）<br>③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 | | | | | | | | |
| | | （ふりがな）<br>④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 | | | | | | | | |
| | | （ふりがな）<br>⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 | | | | | | | | |
| ３育成就労外国人 | | ①氏名 | ローマ字 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 漢字 | | | | | | | | | | | | |
| | | ②国籍・地域 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③生年月日及び性別 | 年　月　日　　性別（男・女） | | | | | | | | | | | | |
| | | | （□　育成就労の開始時点で18歳以上である） | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| | ④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容 | （□　無　□　有）<br>（「有」の場合は、具体的な処分の内容）<br>（　　） |
| ４育成就労の区分 | | □　単独型育成就労　□　監理型育成就労 |
| ５育成就労の内容 | ①育成就労産業分野 | 分野の名称　（　　）<br>業務区分の名称　（　　） |
| | ②入国前講習の有無 | □　有　□　無 |
| | ③A1相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別 | □　合格　□　未合格 |
| | ④入国後講習 | 第３面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり |
| | ⑤育成就労の内容 | 第４面「育成就労実施計画」のとおり |
| | ⑥過去に技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実 | （過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間）<br>□　無<br>□　有<br>合計期間　　年　　月　　日<br>（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）<br>職種・作業名（　　・　　）<br>技能実習の目標としていた試験<br>（　　）<br>（過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間）<br>□　無<br>□　有<br>合計期間　　年　　月　　日<br>（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）<br>特定産業分野・業務区分（　　・　　） |
| ６育成就労の目標 | | ・　技能試験　　（試験名：　　級：　　）<br>・　日本語能力の試験（試験名：　　級：　　） |
| ７育成就労の期間及び時間数 | | 合計期間　　年　　月　　日<br>（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）<br>合計時間　　時間<br>（入国後講習　　時間、育成就労　　時間） |

| | | |
|---|---|---|
| | １年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間 | （毎年　　月　　日頃　～　　月　　日頃） |
| ８育成就労実施者の変更を制限する期間 | | □　分野別運用方針で定める期間（　　年　　月）<br>□　分野別運用方針と異なる期間として１年 |
| ９監理支援機関 | ①監理支援機関の許可番号 | |
| | ②監理支援機関の名称 | （ふりがな） |
| | ③監理支援機関の住所 | 〒　　－<br>（電話　　－　　－　　） |
| | ④監理支援機関の代表者の氏名 | （ふりがな） |
| | ⑤監理支援責任者の氏名 | （ふりがな） |
| | ⑥担当事業所の名称 | （ふりがな） |
| | ⑦担当事業所の所在地 | 〒　　－<br>（電話　　－　　－　　） |
| | ⑧計画指導担当者の氏名 | （ふりがな） |
| | ⑨取次送出機関の氏名又は名称 | |
| | ⑩送出機関番号又は整理番号 | 送出機関番号　　整理番号 |
| 10報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇 | | 雇用条件書等のとおり |

| | |
|---|---|
| 11 送出機関に支払った費用 | ・育成就労外国人が送出機関に支払った費用の合計<br>（　　円）<br>・育成就労実施者が監理支援機関に支払う送出管理費相当額<br>（　　円） |
| 12 育成就労期間中の待遇等に関する説明 | 第13条第２項第６号ロ（３）又は同号ハ（４）の待遇等の説明を実施した日<br>年　　月　　日<br>説明者の氏名 |
| 13 備考 | ・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号）<br>【　認　　―　　】<br>・過去１年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無<br>□　有　　□　無<br>・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無<br>□　有（別紙のとおり）　　□　無 |

（注意）
1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　１欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む。）の人数を記載すること。
3　１欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　１欄の⑪について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
5　２欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
7　３欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
8　５欄の④及び⑤は、その内容について第３面及び第４面に記載して提出すること。
9　６欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
10　７欄の「１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第13条第２項第６号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
11　９欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
12　11欄は、育成就労外国人が支払ったもののほか、育成就労外国人の親族等が本申請に関して送出機関に支払った金銭がある場合にあっては、その金額も含めて記載すること。また、送出管理費の相当額については、送出機関と監理支援機関の間で締結された契約において監理支援機関が送出機関に支払う費用のうち、一括支払となっているもの及び分割支払となっているものであって、外国人が申請者の下で就労を継続しなくなっても支払の義務が継続することとされているものを記載すること。
13　13欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

**別記様式第１号**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第３面

# 入国前・入国後講習実施（予定）表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、１及び２を記載し、「無」の場合は、２のみを記載する。）

□有　□無

1　入国前講習の実施（予定）状況

□外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。
（　該当なし　、　公的機関　、　教育機関　、　外国の公私の機関　）
□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

| | 科目（内容） | 実施機関の氏名又は名称及び所在地 | | 実施場所（媒体・施設名・所在地等） | 実施期間 | 実施時間数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 2 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 3 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 合　計　時　間 | | | | | | 時間 |

2　入国後講習の実施予定状況

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

| | 科目（内容） | 講習実施者の氏名、職業及び所属機関 | | 講習実施者の資格・免許、専門知識の有無 | 実施場所（施設名・所在地等） | 実施期間 | 実施時間数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 2 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 3 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 4 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 5 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 合　計　時　間 | | | | | | | 時間 |

（注意）
※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。
※実施時間が８時間を超える日については、８時間として計算すること。
※A1相当の日本語能力に合格していない場合は、登録日本語教員による「就労」過程において、A1相当講習を100時間以上履修していなければならない。
※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

**別記様式第１号**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第４面

# 育成就労実施計画

年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所
① 事業所名　　所在地
② 事業所名　　所在地
③ 事業所名　　所在地
育成就労の期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

| 育成就労の内容<br>必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別<br>指導員の役職・氏名（経験年数） | 事業所 | 合計時間 | 月・時間数<br>1月目 | 2月目 | 3月目 | 4月目 | 5月目 | 6月目 | 7月目 | 8月目 | 9月目 | 10月目 | 11月目 | 12月目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計時間 | | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h |

（注意）
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

| | |
|---|---|
| 使用する素材、材料等 | |
| 使用する機械、器具等 | |
| 製品等の例 | |
| 指導体制 | |

**別記様式第２号**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第１面

| 認定番号<br>（機構記載欄） | |
|---|---|

# 育成就労計画　認定申請書

（法第８条の５第１項関係）

年　　月　　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条の５第１項の認定を申請します。

（監理型育成就労に係るものである場合）

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

261　令和７年９月30日　火曜日　官　報　（号外第218号）

**別記様式第２号**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

# 育　成　就　労　計　画

作成日：　　年　　月　　日

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １申請者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | | | | | | | | | | | | |
| | ②氏名又は名称（ふりがな） | | | | | | | | | | | | | |
| | ③住所 | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） | | | | | | | | | | | | |
| | 法人 | ④代表者の氏名（ふりがな） | | | | | | | | | | | | |
| | | ⑤法人番号 | | | | | | | | | | | | |
| | | ⑥労働保険番号 | | | | | | | | | | | | |
| | | ⑦常勤職員数 | 合計　　人 | | | | | | | | | | | |
| | | ⑧役員の氏名、役職名及び住所（ふりがな） | | 氏名 | 役職名 | 住所 | | | | | | | | |
| | | | (1) | | | 〒　－ | | | | | | | | |
| | | | (2) | | | 〒　－ | | | | | | | | |
| | | | (3) | | | 〒　－ | | | | | | | | |
| | | | (4) | | | 〒　－ | | | | | | | | |
| | | | (5) | | | 〒　－ | | | | | | | | |
| | | | (6) | | | 〒　－ | | | | | | | | |
| | | ⑨単独型育成就労実施者にあっては、内部監査人の氏名及び役職（ふりがな） | | | 役職名 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数（第１号及び第２号技能実習生の数） | 単独型 | 人<br>（　　人） | 監理型 | 人<br>（　　人） | | | | | | | | | |
| | | 法第８条の５第１項の認定を受けた育成就労計画に係る育成就労外国人の数（当該育成就労外国人のうち直近の育成就労実施者の住所が第19条第２項第３号の「指定区域」にあった者の数）<br>人（　　人） | | | | | | | | | | | | |
| | ⑪加入している分野別協議会の名称(分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容) | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑫申請に係る育成就労外国人の直近の育成就労実施者に対して第28条第７号に規定する金額を支払うことを誓約している事実の有無 | □　有　□　無 | | | | | | | | | | | | |
| | ⑬申請に係る育成就労外国人と雇用契約を締結するに至った経緯 | 職業紹介を行った者（該当するもの全てにチェックしてください。）<br>□　監理支援機関<br>□　外国人育成就労機構<br>□　公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部を含む。）<br>□　その他<br>（　　）<br><br>特定募集情報等提供事業者による特定募集情報等提供について<br>□　申請に係る育成就労外国人は、雇用契約の締結に際し、特定募集情報等提供事業者による特定募集情報等提供を受けていない。<br>□　申請者は、過去１年以内に、特定募集情報等提供事業者に対し、主として育成就労外国人に向けた特定募集情報等提供を依頼していない。 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ２育成就労を行わせる事業所 | ①名称（ふりがな） | | | | | | | | | | | | | |
| | ②所在地 | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） | | | | | | | | | | | | |
| | ③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴（ふりがな） | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （ふりがな）<br>④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 |
| | （ふりがな）<br>⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 |
| ３育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | | | | |
| | | 漢字 | | | | |
| | ②国籍・地域 | | | | | |
| | ③生年月日及び性別 | | 年　月　日　性別（男・女） | | | |
| | | | （□ 育成就労の開始時点で18歳以上である） | | | |
| | ④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容 | | （□ 無 □ 有）<br>（「有」の場合は、具体的な処分の内容） | | | |
| | ⑤法第９条の２第４号ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情の有無 | | （□ 無 □ 有）<br>（「有」の場合は、具体的な事情）<br>□ ３欄の育成就労外国人の都合以外の理由で従前の育成就労計画に基づく育成就労の継続が困難となったこと。<br>□ ３欄の育成就労外国人と従前の育成就労実施者との間で締結された雇用契約において定められた事項について当該育成就労実施者による重大な違反があったこと。<br>□ 従前の育成就労実施者が３欄の育成就労外国人に対して暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為をしたこと。<br>□ 従前の育成就労実施者が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたこと。<br>□ その他<br>（上記について、具体的な内容を以下に記載すること） | | | |
| ４育成就労の区分 | | | □ 単独型育成就労　□ 監理型育成就労 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| ５育成就労の内容 | ①育成就労産業分野 | 分野の名称（　　）<br>業務区分の名称（　　）<br>□上記について、直近の育成就労産業分野と同一である |
| | ②入国前講習の有無 | □ 有　□ 無 |
| | ③A1相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別 | □ 合格　□ 未合格 |
| | ④入国後講習 | 第３面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり |
| | ⑤育成就労の内容 | 第４面「育成就労実施計画」のとおり |
| | ⑥過去に育成就労の対象となっていた事実、技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実 | （過去に育成就労の対象となっていた事実の有無及びその期間）<br>□ 無<br>□ 有<br>合計期間　年　月　日<br>（　年　月　日 ～　年　月　日）<br>育成就労産業分野・業務区分（　・　）<br>※ 上記期間のうち、異なる業務区分の業務に従事していた期間がある場合には、それぞれの業務区分ごとに業務区分の名称及びその期間を記載すること。<br>（過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間）<br>□ 無<br>□ 有<br>合計期間　年　月　日<br>（　年　月　日 ～　年　月　日）<br>職種・作業名（　・　）<br>技能実習の目標としていた試験<br>（　）<br>（過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間）<br>□ 無<br>□ 有<br>合計期間　年　月　日<br>（　年　月　日 ～　年　月　日）<br>特定産業分野・業務区分（　・　） |
| ６育成就労の目標 | | ・ 技能試験　（試験名：　級：　）<br>・ 日本語能力の試験（試験名：　級：　） |
| | 合格している技能試験及び日本語能力の試験 | ・ 技能試験　（試験名：　級：　）<br>・ 日本語能力の試験（試験名：　級：　） |

| | | |
|---|---|---|
| ７育成就労の期間及び時間数 | | 合計期間　　年　　月　　日<br>（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）<br>合計時間　　時間<br>（入国後講習　　時間、育成就労　　時間） |
| | １年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間 | （毎年　　月　　日頃　～　　月　　日頃） |
| ８育成就労実施者の変更を制限する期間 | | □　分野別運用方針で定める期間（　　年　　月）<br>□　分野別運用方針と異なる期間として１年 |
| ９監理支援機関 | ①監理支援機関の許可番号 | |
| | ②監理支援機関の名称（ふりがな） | |
| | ③監理支援機関の住所 | 〒　　－<br>（電話　　－　　－　　） |
| | ④監理支援機関の代表者の氏名（ふりがな） | |
| | ⑤監理支援責任者の氏名（ふりがな） | |
| | ⑥担当事業所の名称（ふりがな） | |
| | ⑦担当事業所の所在地 | 〒　　－<br>（電話　　－　　－　　） |
| | ⑧計画指導担当者の氏名（ふりがな） | |
| | ⑨取次送出機関の氏名又は名称 | |
| | ⑩送出機関番号又は整理番号 | 送出機関番号　　整理番号 |
| 10 報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇 | | 雇用契約書等のとおり |

| | |
|---|---|
| 11 育成就労期間中の待遇等に関する説明 | 第 13 条第２項第６号ロ（３）又は同号ハ（４）の待遇等の説明の実施日<br>年　　月　　日<br>説明者の氏名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 12 備考 | ・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号）<br>【　認　　－　　】<br>・過去１年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無<br>□　有　　□　無<br>・直近の育成就労実施者氏名又は名称<br>（育成就労実施者番号：実　　）<br>（実施者名：　　）<br>・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無<br>□　有（別紙のとおり）　　□　無 |

（注意）
1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　１欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む。）の人数を記載すること。
3　１欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　１欄の⑪について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
5　１欄の⑫について、「有」と記載した場合であっても、やむを得ない事情により育成就労実施者の変更が認められる場合、第 28 条第７号の金額を支払うことを要しない。
6　２欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
8　３欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
9　５欄の④及び⑤は、その内容について第３面及び第４面に記載して提出すること。
10　６欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
11　７欄の「１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第 13 条第２項第６号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
12　９欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
13　12 欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

**別記様式第２号**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第３面

# 入国前・入国後講習実施（予定）表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、１及び２を記載し、「無」の場合は、２のみを記載する。）

□有　□無

１　入国前講習の実施（予定）状況

□外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。

（　該当なし　、　公的機関　、　教育機関　、　外国の公私の機関　）

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

| | 科目（内容） | 実施機関の氏名又は名称及び所在地 | | 実施場所（媒体・施設名・所在地等） | 実施期間 | 実施時間数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 2 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 3 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 合　計　時　間 | | | | | | 時間 |

２　入国後講習の実施予定状況

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

| | 科目（内容） | 講習実施者の氏名、職業及び所属機関 | | 講習実施者の資格・免許、専門知識の有無 | 実施場所（施設名・所在地等） | 実施期間 | 実施時間数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 2 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 3 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 4 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 5 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 合　計　時　間 | | | | | | | 時間 |

（注意）

※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。

※実施時間が８時間を超える日については、８時間として計算すること。

※A1 相当の日本語能力に合格していない場合は、登録日本語教員による「就労」過程において、A1 相当講習を 100 時間以上履修していなければならない。

※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

**別記様式第２号**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第４面

# 育成就労実施計画

## 年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所

①　事業所名　　所在地

②　事業所名　　所在地

③　事業所名　　所在地

育成就労の期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

| 育成就労の内容<br>必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別<br>指導員の役職・氏名（経験年数） | | 事業所 | 合計時間 | 月・時間数<br>1月目 | 2月目 | 3月目 | 4月目 | 5月目 | 6月目 | 7月目 | 8月目 | 9月目 | 10月目 | 11月目 | 12月目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合　計　時　間 | | | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h |

（注意）

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

| | |
|---|---|
| 使用する素材、材料等 | |
| 使用する機械、器具等 | |
| 製品等の例 | |
| 指導体制 | |

**別記様式第３号（１）**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第１面

| 認定番号<br>（機構記載欄） | |
|---|---|

# 育成就労計画　認定申請書

（法第８条の６第１項関係）

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条の６第１項の認定を申請します。

（監理型育成就労に係るものである場合）

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

**別記様式第３号（１）**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第２面

# 育成就労計画

作成日：　年　月　日

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １申請者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | | | | |
| | ②氏名又は名称（ふりがな） | | | | | |
| | ③住所 | 〒　－<br>（電話　—　—　） | | | | |
| | 法人 ④代表者の氏名（ふりがな） | | | | | |
| | 法人 ⑤法人番号 | | | | | |
| | 法人 ⑥労働保険番号 | | | | | |
| | 法人 ⑦常勤職員数 | 合計　人 | | | | |
| | 法人 ⑧役員の氏名、役職名及び住所（ふりがな） | | 氏名 | 役職名 | 住所 | |
| | | (1) | | | 〒　－ | |
| | | (2) | | | 〒　－ | |
| | | (3) | | | 〒　－ | |
| | | (4) | | | 〒　－ | |
| | | (5) | | | 〒　－ | |
| | | (6) | | | 〒　－ | |
| | 法人 ⑨単独型育成就労実施者にあっては、内部監査人の氏名及び役職（ふりがな） | | 役職名 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数（第１号及び第２号技能実習生の数） | 単独型 | 人<br>（　　人） | 監理型 | 人<br>（　　人） | |
| | ⑪加入している分野別協議会の名称（分野別協議会の加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容） | | | | | |
| ２育成就労を行わせる事業所 | （ふりがな）<br>①名称 | | | | | |
| | ②所在地 | 〒　　－<br>（電話　　－　　－　　） | | | | |
| | （ふりがな）<br>③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 |
| | （ふりがな）<br>④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 |
| | （ふりがな）<br>⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | | 養成講習の受講歴 | 年月日 |
| ３育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | | | | |
| | | 漢字 | | | | |
| | ②国籍・地域 | | | | | |
| | ③生年月日及び性別 | 年　月　日　性別（男・女） | | | | |
| | | （□ 育成就労の開始時点で18歳以上である） | | | | |
| | ④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容 | （□ 無 □ 有）<br>（「有」の場合は、具体的な処分の内容） | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| ４育成就労の区分 | | □ 単独型育成就労 □ 監理型育成就労 |
| ５育成就労の内容 | ①育成就労産業分野 | 分野の名称（　　）<br>業務区分の名称（　　） |
| | ②入国前講習の有無 | □ 有 □ 無 |
| | ③A1相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別 | □ 合格 □ 未合格 |
| | ④入国後講習 | 第３面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり |
| | ⑤育成就労の内容 | 第４面「育成就労実施計画」のとおり |
| | ⑥過去に育成就労の対象となっていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実 | （過去に育成就労の対象となっていた事実の有無及びその期間）<br>□ 無<br>□ 有<br>合計期間　年　月　日<br>（　年　月　日 ～　年　月　日）<br>育成就労産業分野・業務区分（　・　）<br>（過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間）<br>□ 無<br>□ 有<br>合計期間　年　月　日<br>（　年　月　日 ～　年　月　日）<br>特定産業分野・業務区分（　・　） |
| | ⑦育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無 | （育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無）<br>※ 再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した者を除く。<br>□ 無 □ 有<br>（同出国の後に育成就労の対象となっていた事実の有無）<br>□ 無 □ 有 |
| | ⑧後記６の育成就労の目標として定める技能が従前の育成就労計画において目標としていた技能と同一でない場合にあっては、その理由 | ※⑦「本邦から出国した事実の有無」が「有」の場合のみ以下を記載<br>（　　） |
| | ⑨従前の認定育成就労計画に定められていた技能と同一の技能を要する業務に従事する場合にあっては、法第９条の３第３号ロの主務省令で定めるやむを得ない事情の有無 | （以下の該当する項目にチェックマークを付し、理由を記載）<br>□ 育成就労認定が取り消された<br>（理由：　　）<br>□ 在留資格の変更許可を受けた（専ら本認定申請による新たな育成就労計画の認定を受けることを目的として在留資格の変更許可を受けた場合を除く。）<br>□ 本邦から出国の確認を受けて出国した（専ら本認定申請による新たな育成就労計画の認定を受けることを目的として本邦から出国した場合を除く。） |

| | | |
|---|---|---|
| 6 育成就労の目標 | | ・ 技能試験　（試験名：　級：　） ・ 日本語能力の試験（試験名：　級：　） |
| 7 育成就労の期間及び時間数 | | 合計期間　年　月　日 （　年　月　日 ～　年　月　日） 合計時間　時間 （入国後講習　時間、育成就労　時間） |
| | １年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間 | （毎年　月　日頃 ～　月　日頃） |
| 8 育成就労実施者の変更を制限する期間 | | □ 分野別運用方針で定める期間（　年　月） □ 分野別運用方針と異なる期間として１年 |
| 9 監理支援機関 | ①監理支援機関の許可番号 | |
| | ②監理支援機関の名称（ふりがな） | |
| | ③監理支援機関の住所 | 〒　－ （電話　－　－　） |
| | ④監理支援機関の代表者の氏名（ふりがな） | |
| | ⑤監理支援責任者の氏名（ふりがな） | |
| | ⑥担当事業所の名称（ふりがな） | |
| | ⑦担当事業所の所在地 | 〒　－ （電話　－　－　） |
| | ⑧計画指導担当者の氏名（ふりがな） | |
| | ⑨取次送出機関の氏名又は名称 | |
| | ⑩送出機関番号又は整理番号 | 送出機関番号　整理番号 |

| | |
|---|---|
| 10 報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇 | 雇用契約書等のとおり |
| 11 送出機関に支払った費用 | ・育成就労外国人が送出機関に支払った費用の合計 （　円） ・育成就労実施者が監理支援機関に支払う送出管理費相当額 （　円） |
| 12 育成就労期間中の待遇等に関する説明 | 第13条第２項第６号ロ（３）又は同号ハ（４）の待遇等の説明の実施日 年　月　日 説明者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 13 備考 | ・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号） 【　認　－　】 ・過去１年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無 □ 有　□ 無 ・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無 □ 有（別紙のとおり）　□ 無 |

（注意）
1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　１欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む。）の人数を記載すること。
3　１欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　１欄の⑪について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
5　２欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
7　３欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
8　５欄の④及び⑤は、その内容について第３面及び第４面に記載して提出すること。
9　５欄の⑦において、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した場合であっても、出国している間に当該再入国許可の効力が失われた場合は、「育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無」は「有」とすること。
10　６欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
11　７欄の「１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第13条第２項第６号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
12　９欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
13　11欄は、育成就労外国人が支払ったもののほか、育成就労外国人の親族等が本申請に関して送出機関に支払った金銭がある場合にあっては、その金額も含めて記載すること。また、送出管理費の相当額については、送出機関と監理支援機関の間で締結された契約において監理支援機関が送出機関に支払う費用のうち、一括支払となっているもの及び分割支払となっているものであって、外国人が申請者の下で就労を継続しなくなっても支払の義務が継続することとされているものを記載すること。
14　13欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

**別記様式第３号（１）**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第３面

# 入国前・入国後講習実施（予定）表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、１及び２を記載し、「無」の場合は、２のみを記載する。）

□有　□無

１　入国前講習の実施（予定）状況

□外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。

（　該当なし　、　公的機関　、　教育機関　、　外国の公私の機関　）

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

| | 科目（内容） | 実施機関の氏名又は名称及び所在地 | | 実施場所（媒体・施設名・所在地等） | 実施期間 | 実施時間数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 2 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 3 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 合　計　時　間 | | | | | | 時間 |

２　入国後講習の実施予定状況

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

| | 科目（内容） | 講習実施者の氏名、職業及び所属機関 | | 講習実施者の資格・免許、専門知識の有無 | 実施場所（施設名・所在地等） | 実施期間 | 実施時間数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 2 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 3 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 4 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 5 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 合　計　時　間 | | | | | | | 時間 |

（注意）

※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。

※実施時間が８時間を超える日については、８時間として計算すること。

※A1 相当の日本語能力に合格していない場合は、登録日本語教員による「就労」過程において、A1 相当講習を 100 時間以上履修していなければならない。

※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

**別記様式第３号（１）**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第４面

# 育成就労実施計画

## 年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所

①　事業所名　　所在地

②　事業所名　　所在地

③　事業所名　　所在地

育成就労の期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

| 育成就労の内容<br>必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別<br>指導員の役職・氏名（経験年数） | | 事業所 | 合計時間 | 月・時間数<br>１月目 | ２月目 | ３月目 | ４月目 | ５月目 | ６月目 | ７月目 | ８月目 | ９月目 | 10月目 | 11月目 | 12月目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合　計　時　間 | | | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h |

（注意）

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

| | |
|---|---|
| 使用する素材、材料等 | |
| 使用する機械、器具等 | |
| 製品等の例 | |
| 指導体制 | |

**別記様式第３号（２）**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第１面

| 認定番号<br>（機構記載欄） | |
|---|---|

# 育成就労計画　認定申請書

（旧技能実習生に係る法第８条の６第１項関係）

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条の６第１項の認定を申請します。

（監理型育成就労に係るものである場合）

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

**別記様式第３号（２）**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第２面

# 育成就労計画

作成日：　年　月　日

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １申請者 | | ①育成就労実施者届出受理番号 | | | |
| | | ②氏名又は名称（ふりがな） | | | |
| | | ③住所 | 〒　－<br>（電話　—　—　） | | |
| | 法人 | ④代表者の氏名（ふりがな） | | | |
| | | ⑤法人番号 | | | |
| | | ⑥労働保険番号 | | | |
| | | ⑦常勤職員数 | 合計　人 | | |
| | | ⑧役員の氏名、役職名及び住所（ふりがな） | 氏名 | 役職名 | 住所 |
| | | | (1) | | 〒　－ |
| | | | (2) | | 〒　－ |
| | | | (3) | | 〒　－ |
| | | | (4) | | 〒　－ |
| | | | (5) | | 〒　－ |
| | | | (6) | | 〒　－ |
| | | ⑨単独型育成就労実施者にあっては、内部監査人の氏名及び役職（ふりがな） | | 役職名 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数（第１号及び２号技能実習生の数） | 単独型 | 人<br>（　　人） | 監理型 | 人<br>（　　人） |
| | ⑪加入している分野別協議会の名称（分野別協議会の加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容） | | | | |
| ２育成就労を行わせる事業所 | （ふりがな）<br>①名称 | | | | |
| | ②所在地 | 〒　　－<br>（電話　　－　　－　　） | | | |
| | （ふりがな）<br>③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | 養成講習の受講歴 | 年月日 |
| | （ふりがな）<br>④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | 養成講習の受講歴 | 年月日 |
| | （ふりがな）<br>⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴 | | 役職名 | 養成講習の受講歴 | 年月日 |
| ３育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | | | |
| | | 漢字 | | | |
| | ②国籍・地域 | | | | |
| | ③生年月日及び性別 | 年　月　日　性別（男・女）<br>（□　育成就労の開始時点で18歳以上である） | | | |
| | ④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容 | （□　無　□　有）<br>（「有」の場合は、具体的な処分の内容） | | | |

| | | |
|---|---|---|
| ４育成就労の区分 | | □　単独型育成就労　□　監理型育成就労 |
| ５育成就労の内容 | ①育成就労産業分野 | 分野の名称　（　　）<br>業務区分の名称（　　） |
| | ②入国前講習の有無 | □　有　□　無 |
| | ③A1相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別 | □　合格　□　未合格 |
| | ④入国後講習 | 第３面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり |
| | ⑤育成就労の内容 | 第４面「育成就労実施計画」のとおり |
| | ⑥過去に技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実 | （過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間）<br>□　無<br>□　有<br>合計期間　年　月　日<br>（　年　月　日～　年　月　日）<br>職種・作業名（　・　）<br>技能実習の目標としていた試験（　）<br>（過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間）<br>□　無<br>□　有<br>合計期間　年　月　日<br>（　年　月　日～　年　月　日）<br>特定産業分野・業務区分（　・　） |
| | ⑦技能実習を行っていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無 | （技能実習を行っていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無）<br>※　再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国した場合を除く。<br>□　無　□　有<br>（同出国の後に技能実習の対象となっていた事実の有無）<br>□　無　□　有 |
| | ⑧後記６の育成就労の目標として定める技能が従前の技能実習計画において目標としていた技能等と密接に関連するものでない場合にあっては、その理由 | ※⑦「本邦から出国した事実の有無」が「有」の場合のみ以下を記載 |
| ６育成就労の目標 | | ・　技能試験　（試験名：　級：　）<br>・　日本語能力の試験（試験名：　級：　） |

| | | |
|---|---|---|
| 7 育成就労の期間及び時間数 | | 合計期間　　年　　月　　日<br>（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日）<br>合計時間　　時間<br>（入国後講習　　時間、育成就労　　時間） |
| | 1年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間 | （毎年　　月　　日頃 ～　　月　　日頃） |
| 8 育成就労実施者の変更を制限する期間 | | □　分野別運用方針で定める期間（　　年）<br>□　分野別運用方針と異なる期間として1年 |
| 9 監理支援機関 | ①監理支援機関の許可番号 | |
| | (ふりがな)<br>②監理支援機関の名称 | |
| | ③監理支援機関の住所 | 〒　　－<br>（電話　　－　　－　　） |
| | (ふりがな)<br>④監理支援機関の代表者の氏名 | |
| | (ふりがな)<br>⑤監理支援責任者の氏名 | |
| | (ふりがな)<br>⑥担当事業所の名称 | |
| | ⑦担当事業所の所在地 | 〒　　－<br>（電話　　－　　－　　） |
| | (ふりがな)<br>⑧計画指導担当者の氏名 | |
| | ⑨取次送出機関の氏名又は名称 | |
| | ⑩送出機関番号又は整理番号 | 送出機関番号　　整理番号 |
| 10 報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇 | | 雇用契約書等のとおり |

| | |
|---|---|
| 11 送出機関に支払った費用 | ・育成就労外国人が送出機関に支払った費用の合計<br>（　　円）<br>・育成就労実施者が監理支援機関に支払う送出管理費相当額<br>（　　円） |
| 12 育成就労期間中の待遇等に関する説明 | 第13条第2項第6号ロ(3)又は同号ハ(4)の待遇等の説明の実施日<br>年　　月　　日<br>説明者の氏名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 13 備考 | ・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号）<br>【　認　　－　　】<br>・過去1年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無<br>□　有　　□　無<br>・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無<br>□　有（別紙のとおり）　　□　無 |

（注意）
1　1欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条第1項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　1欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む）の人数を記載すること。
3　1欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　1欄の⑪について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
5　2欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　3欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
7　3欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
8　5欄の④及び⑤は、その内容について第3面及び第4面に記載して提出すること。
9　5欄の⑦において、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した場合であっても、出国している間に当該再入国許可の効力が失われた場合は、「技能実習を行っていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無」は「有」とすること。
10　6欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
11　7欄の「1年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第13条第2項第6号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
12　9欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
13　11欄は、育成就労外国人が支払ったもののほか、育成就労外国人の親族等が本申請に関して送出機関に支払った金銭がある場合にあっては、その金額も含めて記載すること。また、送出管理費の相当額については、送出機関と監理支援機関の間で締結された契約において監理支援機関が送出機関に支払う費用のうち、一括支払となっているもの及び分割支払となっているものであって、外国人が申請者の下で就労を継続しなくなっても支払の義務が継続することとされているものを記載すること。
14　13欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

**別記様式第３号（２）**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第３面

# 入国前・入国後講習実施（予定）表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、１及び２を記載し、「無」の場合は、２のみを記載する。）

□有　□無

１　入国前講習の実施（予定）状況

□外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。
（　該当なし　、　公的機関　、　教育機関　、　外国の公私の機関　）
□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

| | 科目（内容） | 実施機関の氏名又は名称及び所在地 | | 実施場所（媒体・施設名・所在地等） | 実施期間 | 実施時間数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 2 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 3 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 合　計　時　間 | | | | | | 時間 |

２　入国後講習の実施予定状況

□実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

| | 科目（内容） | 講習実施者の氏名、職業及び所属機関 | | 講習実施者の資格・免許、専門知識の有無 | 実施場所（施設名・所在地等） | 実施期間 | 実施時間数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 2 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 3 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 4 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 5 | | | 外部委託<br>□有<br>□無 | | | 年　月　日<br>～<br>年　月　日 | 時間 |
| 合　計　時　間 | | | | | | | 時間 |

（注意）
※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。
※実施時間が８時間を超える日については、８時間として計算すること。
※A1 相当の日本語能力に合格していない場合は、登録日本語教員による「就労」過程において、A1 相当講習を 100 時間以上履修していなければならない。
※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

**別記様式第３号（２）**（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）
第４面

# 育成就労実施計画

## 年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所
①　事業所名　　所在地
②　事業所名　　所在地
③　事業所名　　所在地
育成就労の期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

| 育成就労の内容<br>必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別<br>指導員の役職・氏名（経験年数） | | 事業所 | 合計時間 | 月・時間数<br>1月目 | 2月目 | 3月目 | 4月目 | 5月目 | 6月目 | 7月目 | 8月目 | 9月目 | 10月目 | 11月目 | 12月目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合　計　時　間 | | | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h | h |

（注意）
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

| | |
|---|---|
| 使用する素材、材料等 | |
| 使用する機械、器具等 | |
| 製品等の例 | |
| 指導体制 | |

**別記様式第４号**（第５条第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

# 育成就労計画　認定通知書

殿

外国人育成就労機構　理事長　㊞

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第８条第１項、第８条の５第１項又は第８条の６第１項の認定の申請があった育成就労計画について、下記のとおり育成就労計画の認定をしましたので通知します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| １認定番号 | | | |
| ２申請年月日 | | | 年　月　日 |
| ３認定年月日 | | | 年　月　日 |
| ４育成就労の期間（１年ごとに本国に一時帰国する場合の育成就労の休止期間） | | | 年　月　日　～　年　月　日<br>（毎年　月　日頃　～　月　日頃） |
| ５育成就労実施者 | (1)-1　育成就労実施者届出受理番号 | | |
| | (1)-2　氏名又は名称 | | |
| | (2)-1　育成就労実施者届出受理番号 | | |
| | (2)-2　氏名又は名称 | | |
| | (3)-1　育成就労実施者届出受理番号 | | |
| | (3)-2　氏名又は名称 | | |
| | (4)-1　育成就労実施者届出受理番号 | | |
| | (4)-2 氏名又は名称 | | |
| ６育成就労外国人 | 氏名 | ローマ字 | |
| | | 漢字 | |
| | 国籍・地域 | | |
| | 生年月日及び性別 | | 年　月　日　（男・女） |
| ７監理支援機関 | (1)許可番号 | | |
| | (2)名称 | | |
| ８育成就労の区分 | | | □　単独型育成就労　□　監理型育成就労 |
| ９備考 | | | |

（注意）

１　５欄の(1)各欄は、この申請を行うまでに、既に法第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載を行う。また、複数の実施者において育成就労を行わせる場合は、実施者ごとに記載する。

２　６欄の氏名は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載する。

３　７欄は監理型育成就労の場合について記載する。

**別記様式第５号**（第11条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

# 育成就労実施者の変更希望の申出受理届出

外国人育成就労機構　理事長　殿

届出者

育成就労外国人から、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第８条の２第１項の申出を受けたため、下記のとおり同条第２項、第６項又は第７項の届出をします。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| １育成就労実施者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | |
| | ②氏名又は名称 | | |
| | ③住所 | | 〒　－<br>（電話　―　―　） |
| | ④（法人の場合）代表者の氏名 | | |
| ２育成就労計画 | ①認定番号 | | |
| | ②認定年月日 | | 年　月　日 |
| ３申出をした育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | |
| | | 漢字 | |
| | ②国籍・地域 | | |
| | ③生年月日及び性別 | | 年　月　日　性別（男・女） |
| ４監理支援機関 | ①許可番号 | | |
| | ②名称 | | |
| | ③住所 | | 〒　－<br>（電話　―　―　） |
| ５育成就労外国人が主張する育成就労実施者の変更を希望する理由 | | | （育成就労実施者を変更することにつきやむを得ない事情の有無）<br>□　有　□　無 |

| | |
|---|---|
| | （「有」の場合はその事情の詳細）<br>（　　） |
| ６育成就労実施者の変更に係る要件に関する事項の確認 | （育成就労実施者を変更することにつきやむを得ない事情の有無の確認結果）<br>□　有　□　無<br>（「有」の場合はその事情の詳細）<br>（　　）<br>（「無」の場合は法第９条の２の基準（同条第４号ただし書及び同号ハに係る基準を除く。）に関する事項の確認結果）<br>日本語能力に関する試験の合格状況（試験名　　）<br>技能試験に関する試験の合格状況（試験名　　）<br>前記１の育成就労実施者が前記３の育成就労外国人を対象として育成就労を行わせた期間（　　年　　月）<br>（日本語能力に関する試験又は技能に関する試験の今後の受験予定）<br>（　　）<br>（「育成就労実施困難時届出書」の提出の有無）<br>□　提出済み<br>□　提出予定あり<br>□　提出予定なし |
| ７育成就労外国人の現状 | |
| ８育成就労の継続のための措置 | （育成就労実施者の変更の連絡調整の状況等） |
| ９育成就労外国人が申出をした年月日 | 年　　月　　日 |
| 10 申出を受けた者 | □　育成就労実施者<br>□　監理支援機関<br>（「育成就労実施者」の場合は 11 の記載不要） |
| 11 育成就労実施者への速やかな通知の希望 | □有　□　無 |

（注意）
1　届出者は、育成就労外国人に対し、法第８条の２第１項の申出をしたことを理由として、解雇するなどの不利益な取扱いをしてはならない。
2　３欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
3　４欄は、法第８条の２第１項の申出をした者に係る育成就労が監理型育成就労である場合、記載不要。
4　11 欄には、必ず育成就労外国人本人に確認の上で記載すること。

**別記様式第６号**（第 12 条関係）　（日本産業規格Ａ列４）

# 育成就労実施者の変更希望の申出受理通知書

殿

外国人育成就労機構　理事長　㊞

育成就労外国人から、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第８条の２第１項の申出を受理したため、法第８条の４第１項の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| １申出をした育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | |
| | | 漢字 | |
| | ②国籍・地域 | | |
| | ③生年月日及び性別 | | 年　月　日　性別（　男　・　女　） |
| ２育成就労実施者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | |
| | ②氏名又は名称 | | |
| | ③住所 | | 〒　－<br>（電話　　―　　―　　） |
| ３監理支援機関 | ①許可番号 | | |
| | ②名称 | | |
| | ③住所 | | 〒　－<br>（電話　　―　　―　　） |
| ４申出受理年月日 | | | 年　月　日 |

（注意）
育成就労外国人が法第８条の２第１項の申出をしたことを理由として当該育成就労外国人を解雇するなどの不利益な取扱いをしてはならない。

**別記様式第７号**（第33条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

| ※　軽変届出受理番号 | |
|---|---|

# 育成就労計画　軽微変更届出書

年　　月　　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

届出者

（監理型育成就労に係るものである場合の指導証明）

監理支援機関

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第33条第１項の規定により、下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。

記

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １認定番号 | | | | | |
| ２認定年月日 | | | 年　　月　　日 | | |
| ３届出者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | | | |
| | （ふりがな）<br>②氏名又は名称 | | | | |
| | ③住所 | | 〒　　－<br>（電話　　―　　―　　） | | |
| ４育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | | | |
| | | 漢字 | | | |
| | ②国籍・地域 | | | | |
| | ③生年月日及び性別 | | 年　　月　　日　　性別（　男　・　女　） | | |
| ５認定計画の軽微な変更の内容 | | | 項目 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| | | | | | | 年　月　日 |

| ６備考 | |
|---|---|

（注意）
１　※印欄には、記載をしないこと。
２　３欄の①は、この申請を行うまでに、既に外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
３　４欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
４　５欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が取次送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載に加え、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている送出機関番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
５　６欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

**別記様式第８号**（第34条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

| ※　変更認定番号 | |
|---|---|

# 育成就労計画　変更認定申請書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

申請者

（監理型育成就労に係るものである場合の指導証明）

監理支援機関

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第11条第１項の規定により下記のとおり認定計画の変更の認定の申請をします。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| １認定番号 | | | |
| ２認定年月日 | | | 年　月　日 |
| ３申請者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | |
| | ②氏名又は名称（ふりがな） | | |
| | ③住所 | | 〒　－<br>（電話　－　－　） |
| ４育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | |
| | | 漢字 | |
| | ②国籍・地域 | | |
| | ③生年月日及び性別 | | 年　月　日　（男・女） |
| ５監理型育成就労 | ①監理支援機関の許可番号 | | |
| | ②監理支援機関の名称（ふりがな） | | |
| | ③監理支援機関の住所 | | 〒　－<br>（電話　－　－　） |
| | ④監理支援機関の代表者の氏名（ふりがな） | | |
| | ⑤監理支援責任者の氏名（ふりがな） | | |
| | ⑥担当事業所の名称（ふりがな） | | |
| | ⑦担当事業所の所在地 | | 〒　－<br>（電話　－　－　） |
| | ⑧計画作成指導担当者の氏名（ふりがな） | | |
| | ⑨取次送出機関の氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。） | | 送出機関番号　整理番号 |

| ６認定育成就労計画の変更の内容 | 項目 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 年　月　日 |

| ７前記６欄で育成就労の目標としている試験に合格していないことによる「育成就労の期間」の変更について記載した場合にあっては、育成就労の目標としている試験の受験予定 | 試験日 | 試験名 |
|---|---|---|
| | （日本語能力の試験）<br>年　月　日 | |
| | （技能試験）<br>年　月　日 | |

| ８備考 | |
|---|---|

（注意）
１　※印欄には、記載をしないこと。
２　３欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。

３　４欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
４　５欄の⑨括弧書きは、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
５　６欄は、変更の内容が分かるよう必要に応じ認定育成就労計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
６　８欄は、変更の認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、変更の認定の申請が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
７　複数の育成就労実施者が育成就労を行わせる場合（労働者派遣等により育成就労を行わせる場合を含む。）は、全ての育成就労実施者が共同で申請を行うこと。

**別記様式第９号**（第34条第４項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

# 育成就労計画　変更認定通知書

殿

外国人育成就労機構　理事長　㊞

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第11条第１項の規定により変更の申請のあった認定育成就労計画について、下記のとおり同項の変更の認定をしましたので通知します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| １変更認定番号（認定番号） | | | |
| ２変更申請年月日 | | | 年　月　日 |
| ３変更認定年月日（認定年月日） | | | 年　月　日（　年　月　日） |
| ４育成就労の期間<br>（１年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間） | | | 年　月　日　～　年　月　日<br>（毎年　月　日頃　～　月　日頃） |
| ５申請者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | |
| | ②氏名又は名称 | | |
| ６育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | |
| | | 漢字 | |
| | ②国籍・地域 | | |
| | ③生年月日及び性別 | | 年　月　日　性別（　男　・　女　） |
| ７育成就労の区分 | | | □単独型育成就労　□監理型育成就労 |

（注意）
１　５欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第17条第１項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者について記載する。
２　６欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載する。

**別記様式第10号**（第36条関係）

第１面

第　　号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
第13条第２項（第35条第２項において準用する場合を含む。）に規定する立入検査証

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

法 務 大 臣　　㊞

厚生労働大臣　　㊞

第２面

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）

第13条　主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、育成就労実施者若しくは育成就労実施者であった者（以下この項及び次条第１項において「育成就労実施者等」という。）、監理支援機関若しくは監理支援機関であった者（以下この項、次条第１項及び第35条第１項において「監理支援機関等」という。）若しくは育成就労実施者等若しくは監理支援機関等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項及び次条第１項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは育成就労実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは育成就労実施者等若しくは監理支援機関等に係る事業所その他育成就労に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（認定の取消し等）

第16条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、育成就労認定を取り消すことができる。

一～三　（略）

四　第13条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五・六　（略）

２　（略）

第３面

（報告徴収等）

第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、監理型育成就労関係者（監理支援機関等又は監理型育成就労実施者若しくは監理型育成就労実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは監理型育成就労関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは監理型育成就労関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは監理型育成就労関係者に係る事業所その他監理型育成就労に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（許可の取消し等）

第37条　主務大臣は、監理支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

一～三　（略）

四　この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

２・３　（略）

第４面

第112条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第13条第１項又は第35条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四～十三　（略）

２　（略）

第113条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条第１項、第111条又は前条第１項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ列７とすること。

**別記様式第11号**（第37条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

| ※　届出受理番号 | |
|---|---|

# 育成就労実施者　届出書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

届出者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第17条第１項の規定により下記のとおり実施の届出をします。

記

| | | |
|---|---|---|
| １届出者 | （ふりがな）<br>①氏名又は名称 | |
| | ②住所 | 〒　－<br>（電話　－　－　） |
| ２育成就労計画 | ①認定番号 | |
| | ②認定年月日 | 年　月　日 |
| ３育成就労を開始した日 | | 年　月　日 |
| ４備考 | | |

（注意）
１　※印欄には、記載をしないこと。
２　２欄は、認定育成就労計画が複数あり、同時に育成就労を開始する場合には、複数の育成就労計画の全てを記載すること。ただし、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
３　４欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

**別記様式第12号**（第37条第３項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

# 育成就労実施者　届出受理書

殿

外国人育成就労機構　理事長　㊞

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第17条第１項の規定による実施の届出について、受理しましたので、下記のとおり通知します。

記

| | | |
|---|---|---|
| １育成就労実施者届出受理番号 | | |
| ２届出受理年月日 | | 年　月　日 |
| ３届出者 | （ふりがな）<br>①氏名又は名称 | |
| | ②住所 | 〒　－<br>（電話　－　－　） |

**別記様式第13号**（第38条第１項及び第63条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

| ※　困難時届出受理番号 | |
|---|---|

# 育成就労実施困難時　届出書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

届出者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第19条第１項又は第33条第１項の規定により下記のとおり育成就労を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

| | | |
|---|---|---|
| １育成就労の区分 | □　単独型育成就労<br>□　監理型育成就労 | |
| ２監理支援機関 | ①許可番号 | |
| | （ふりがな）<br>②名称 | |
| | ③住所 | 〒　－<br>（電話　—　—　） |
| ３育成就労実施者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | |
| | （ふりがな）<br>②氏名又は名称 | |
| | ③住所 | 〒　－<br>（電話　—　—　） |
| | ④監理型育成就労の場合にあっては、監理型育成就労実施者による通知の有無 | □　有（通知日：　年　月　日）<br>□　無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ４対象となる育成就労計画 | ①認定番号 | | |
| | ②認定年月日 | | 年　月　日 |
| ５対象となる育成就労外国人 | ①氏名 | ローマ字 | |
| | | 漢字 | |
| | ②国籍・地域 | | |
| | ③生年月日及び性別 | | 年　月　日<br>（　男　・　女　） |
| ６育成就労を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因 | | | □　監理支援機関の都合<br>理由（□ 監理支援機関の許可の取消し<br>□ 監理支援事業の廃止<br>□ その他　（別紙作成））<br><br>□　育成就労実施者の都合<br>理由（□ 育成就労認定の取消し<br>□ 経営上・事業上の理由<br>□ その他（別紙作成））<br><br>□　育成就労外国人の都合<br>理由（□ 病気・怪我<br>□ ホームシック等による就労意欲の喪失<br>□ 行方不明（　年　月　日発生）<br>□ 本国の家族の都合　□ 妊娠・出産<br>□ 他の在留資格への変更　□ 入国辞退<br>□ その他　（別紙作成））<br><br>上記事由の概要（発生時期・経緯・原因等）<br>（「その他」を選択している場合は別紙を作成のこと） |
| ７育成就労外国人の現状 | ①入国状況 | | □　入国前　□　入国済（　年　月入国）<br>（「入国前」にチェックマークを付した場合は７②から④までは記載不要。） |

| | | |
|---|---|---|
| | ②住居の確保 | □　有　□　無 |
| | ③生活費の確保 | □　有（休業手当）　□　有（雇用保険）<br>□　有（生活費等）　□　無 |
| | ④②及び③の具体的状況等（育成就労実施者、受給開始日） | |
| ８育成就労の継続のための措置 | | 育成就労の継続意思<br>□　有　□　無<br>育成就労実施者の変更等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等<br>（　　） |
| ９備考 | | |

（注意）

１　※印欄には、記載をしないこと。

２　４欄及び５欄は、認定を受けた育成就労計画が複数あり、同時に育成就労を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

３　５欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

４　６欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと（育成就労実施者の事業規模の縮小等を受けて、育成就労外国人本人が育成就労実施者の変更等を希望している場合は、「育成就労外国人の都合」ではなく、「育成就労実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること）。「その他」を選択する場合は、育成就労の実施が困難となった原因の発生時期、経緯、現状等を任意様式に詳細にまとめて提出すること。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、育成就労外国人が育成就労の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。

５　７欄の①から③までは、育成就労の継続が困難となった後、次の育成就労実施者が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の育成就労外国人の現状について該当するものにチェックマークを付すこと。

６　８欄の「無」にチェックマークを付した場合には、育成就労外国人に対し、意に反して育成就労を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、育成就労外国人が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国日前に届け出ること。

７　９欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

**別記様式第14号**（第40条第１項関係）　（日本産業規格A列４）

| ※　実施状況報告受理番号 | |
|---|---|

# 実施状況報告書

年　　月　　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

提出者

（監理型育成就労に係るものである場合の指導証明）

監理支援機関

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第21条第１項の規定により、下記のとおり育成就労の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １報告対象期間 | | | 年４月１日　～　年３月３１日 | | |
| ２育成就労実施者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | | | |
| | （ふりがな）<br>②氏名又は名称 | | | | |
| | ③住所 | | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） | | |
| | ④育成就労産業分野 | | 受け入れている育成就労外国人が従事する業務に係る育成就労産業分野<br>うち、最も多くの育成就労外国人が従事する業務に係る育成就労産業分野及び業務区分<br>分野の名称（　　）　業務区分の名称（　　） | | |
| ３報告対象育成就労外国人数（上記１の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。） | | | 人 | | |
| ４技能又は日本語の試験受験状況（上記３の育成就労外国人に限る。） | 試験区分 | | 修了者数 | うち受験者数 | うち合格者数 |
| | ①初級相当 | 実技 | 人 | 人 | 人 |
| | | 学科 | 人 | 人 | 人 |
| | ②専門級相当 | 実技 | 人 | 人 | 人 |
| | | 学科 | 人 | 人 | 人 |
| | ③日本語能力の試験（Ａ１相当以上）<br>※就労開始時又は１年経過時までに受験 | | | 人 | 人 |
| | ④日本語能力の試験（Ａ２相当以上）<br>※育成就労の終了時までに受験 | | | 人 | 人 |
| | | | 育成就労外国人（入国後講習中の者を除く。） | | |
| | （１）実労働日数 | | 平均　　日／月 | | |
| | （２）所定内実労働時間数（実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。） | | 平均　　時間／月 | | |
| | （３）超過実労働時間数（早出、残業、休日労働等） | | 平均　　時間／月 | | |
| | （４）きまって支給する現金給与額（超過労働給与額を含む。） | | 平均　　円／月 | | |
| | ①うち超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等） | | 平均　　円／月 | | |
| | ②うち通勤手当 | | 平均　　円／月 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ５労働条件等 | | ③うち精皆勤手当 | 平均　　円／月 |
| | | ④うち家族手当 | 平均　　円／月 |
| | （５）上記１の期間中の賞与、期末手当等特別給与額 | | 平均　　円 |
| | （６）控除額 | | |
| | | ①食費 | 平均　　円／月 |
| | | ②居住費（水道、光熱費含む。） | 平均　　円／月 |
| | | ③税・社会保険料 | 平均　　円／月 |
| | | ④その他 | 平均　　円／月 |
| | （７）昇給率 | ①２年目 | 平均　　％ |
| | | ②３年目 | 平均　　％ |
| ６監査の結果（単独型育成就労に限る。） | 監査の実施件数 | | 件 |
| | 面談の実施件数 | | 件 |
| ７育成就労の継続が困難となった育成就労外国人数（前記１の期間中に限る。） | | | 人 |
| | | （うち行方不明者数、割合） | 人　　％ |
| ８他の育成就労実施者における育成就労の継続が困難となった育成就労外国人の受入れ状況及び育成就労先変更支援ポータルサイトへの登録の有無 | | 人数 | 人 |
| | | 登録の有無 | 有　・　無 |
| ９備考 | | | |

（注意）

1　※印欄には、記載をしないこと。

2　３欄は、育成就労の終了時点（「育成就労実施困難時届出書」を提出した場合を含む。）又は３月31日時点での人数を記載すること。

3　５欄の（１）～（６）は、３欄に記載した育成就労外国人の平均を算出すること。

4　５欄の（４）の算出に当たっては、月中で育成就労を開始又は終了したことにより当該月の給与額が１か月分に満たない場合は、当該額を除いて１か月あたりの平均額を算出すること。

5　５欄の（７）は、１欄の期間中に就労期間が２年目又は３年目となった者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率（複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率）を記載すること。

6　７欄の行方不明者の割合は、３欄の人数に占める割合を算出すること。

7　９欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

**別記様式第15号**（第41条、第52条第１項及び第59条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第１面

| | |
|---|---|
| ※　許可番号 | |
| ※　許可・更新年月日 | |

収入印紙（消印してはならない。）

# □監理支援機関許可申請書

（法第23条第２項の規定による監理支援機関の許可の申請）

# □監理支援機関許可有効期間更新申請書

（法第31条第２項の規定による監理支援機関の許可の有効期間の更新の申請）

年　　月　　日

法務大臣
厚生労働大臣　殿

申請者

申請者は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第26条各号に規定する欠格事由（第２面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理支援責任者が同条第５号イ（法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約し、下記のとおり申請します。

記

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １申請者 | （ふりがな）<br>①名称 | | | | |
| | ②住所 | 〒　－<br>（電話　　―　　―　　） | | | |
| | （ふりがな）<br>③代表者の氏名 | | | | |
| | ④法人番号 | | | | |
| | （ふりがな）<br>⑤役員の氏名、役職名及び住所 | | 氏名 | 役職名 | 住所 |
| | | i | | | 〒　－ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ii | | | 〒　－ |
| | | iii | | | 〒　－ |
| | | iv | | | 〒　－ |
| | | v | | | 〒　－ |
| | | vi | | | 〒　－ |
| | ⑥責任役員の氏名 | （ふりがな） | | | |
| | ⑦監理支援を行う予定の監理型育成就労実施者数 | | 者<br>（１者の場合、２者以上となる見込み） | | |
| | ⑧外部監査人の氏名又は名称 | （ふりがな） | | | |
| | ⑨外部監査人の資格等 | | □弁護士　□弁護士法人　□社会保険労務士<br>□社会保険労務士法人　□行政書士<br>□行政書士法人　□その他（　　） | | |
| | ⑩法人の種類 | | □商工会議所　□商工会　□中小企業団体<br>□職業訓練法人　□農業協同組合　□漁業協同組合<br>□公益社団法人　□公益財団法人　□その他（　　） | | |
| | ⑪監理型育成就労の取扱職種の範囲等 | | | | |
| ２監理支援事業を行う事業所 | ①名称 | （ふりがな） | | | |
| | ②所在地 | | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） | | |
| | 監理支援責任者 ③氏名 | （ふりがな） | | | |
| | 監理支援責任者 ④住所 | | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） | | |
| | ※事業所枝番号 | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| ３外国の送出機関 | ①氏名又は名称<br>（送出機関番号又は整理番号を記載すること。） | 送出機関番号　　整理番号 |
| | ②住所 | |
| | ③代表者の氏名 | （ふりがな） |
| | ④監理型育成就労の申込みを取り次いで送り出す監理型育成就労外国人の国籍・地域 | |
| ４取次ぎを受けずに監理型育成就労の申込みを受けようとする場合における監理型育成就労の申込みを受ける方法の概要 | | |
| ５許可年月日 | | 年　　月　　日 |
| ６許可番号 | | |
| ７監理支援事業を開始する予定年月日 | | 年　　月　　日 |
| ８監理型育成就労外国人からの相談に応じる体制の概要 | | |
| ９備考 | | |

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　許可を申請するときは、表題中「監理支援機関許可申請書」にチェックマークを付すこと。
3　許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理支援機関許可有効期間更新申請書」にチェックマークを付すこと。また、２欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入し、監理支援機関許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記入すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　表題中のチェックボックスについては「監理支援機関許可申請書」、「監理支援機関許可有効期間更新申請書」のいずれか片方のみにチェックマークを付すこととし、両方にチェックマークを付さないように留意すること。
5　１欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　１欄の⑩は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
7　１欄の⑪は、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、分野名及び業務区分名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

8　法第27条第２項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第１項の規定による届出は、１欄の⑪の記載により行うものとすること。
9　２欄は、申請者が監理支援事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
10　３欄は、申請者が監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①について、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
11　４欄は、申請者が監理型育成就労外国人になろうとする者から直接監理型育成就労の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
12　５欄及び６欄は許可の有効期間の更新を申請するときにのみ、また、７欄は許可を申請するときにのみ、それぞれ記載すること。
13　９欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
14　収入印紙は、消印をしないこと。

**別記様式第15号**（第41条、第52条第１項及び第59条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

私（申請者）は、法第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理支援責任者が同条第５号イ（法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第26条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（許可の欠格事由）

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、許可を受けることができない。
一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
二　第三十七条第一項の規定により許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
三　第三十七条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理支援事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
四　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした日から起算して五年を経過しない者
五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの
イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者
ハ　第三十七条第一項の規定により許可を取り消された場合（同項第二号の規定により許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
ニ　第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理支援事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該監理支援事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
六　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項、第八条の五第一項及び第八条の六第一項の認定を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
五　心身の故障により育成就労実施者としての責務を果たすことができない者として主務省令で定めるもの
六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
七　第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

八　第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消された者が法人である場合（第十六条第一項第三号の規定により当該育成就労認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条第五号及び第三十九条第五項において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

九　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした日から起算して五年を経過しない者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

**別記様式第16号**（第43条第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

# 監　理　支　援　事　業　計　画　書

| | |
|---|---|
| １許可番号 | |
| （ふりがな）<br>２監理支援機関の名称 | |
| （ふりがな）<br>３監理支援事業を行う事業所の名称 | |
| ４計画対象期間 | 年　月　日から　年　月　日まで |

５監理支援を行う監理型育成就労が実施される都道府県

| ✓ | 都道府県名 | ✓ | 都道府県名 | ✓ | 都道府県名 | ✓ | 都道府県名 | ✓ | 都道府県名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 01 北海道 | | 11 埼玉県 | | 21 岐阜県 | | 31 鳥取県 | | 41 佐賀県 |
| | 02 青森県 | | 12 千葉県 | | 22 静岡県 | | 32 島根県 | | 42 長崎県 |
| | 03 岩手県 | | 13 東京都 | | 23 愛知県 | | 33 岡山県 | | 43 熊本県 |
| | 04 宮城県 | | 14 神奈川県 | | 24 三重県 | | 34 広島県 | | 44 大分県 |
| | 05 秋田県 | | 15 新潟県 | | 25 滋賀県 | | 35 山口県 | | 45 宮崎県 |
| | 06 山形県 | | 16 富山県 | | 26 京都府 | | 36 徳島県 | | 46 鹿児島県 |
| | 07 福島県 | | 17 石川県 | | 27 大阪府 | | 37 香川県 | | 47 沖縄県 |
| | 08 茨城県 | | 18 福井県 | | 28 兵庫県 | | 38 愛媛県 | | |
| | 09 栃木県 | | 19 山梨県 | | 29 奈良県 | | 39 高知県 | | |
| | 10 群馬県 | | 20 長野県 | | 30 和歌山県 | | 40 福岡県 | | |

| | |
|---|---|
| ６監理支援を行う監理型育成就労実施者の見込数 | 者 |
| ７監理支援を行う監理型育成就労外国人の見込数 | 人 |
| ８監理支援事業の実務に従事する職員の数 | 合計　人（うち常勤役員　人、常勤職員　人） |
| ９事業所の床面積 | 合計　㎡（うち事務スペース　㎡、面談スペース　㎡） |

（注意）

１　監理支援事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。

２　１欄は、既に監理支援機関の許可番号を得ている者について記載すること。

３　４欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる育成就労事業年度の末日を記載すること。

４　５欄は、監理支援を行う監理型育成就労が実施される都道府県についてチェックマークを記入すること。

５　６欄及び７欄は、計画対象期間内における見込数を記載すること。

**別記様式第17号**（第52条第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

# 取扱職種範囲等変更命令通知書

殿

法務大臣　㊞

厚生労働大臣　㊞

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第27条第２項により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第３項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

| | |
|---|---|
| １許可番号 | |
| （ふりがな）<br>２監理支援機関の名称 | |
| ３変更内容 | |
| ４期限 | |
| ５変更理由 | |

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

**別記様式第18号**（第57条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

許可番号

許可年月日　　年　　月　　日

# 監理支援機関許可証

法人の名称

住所

法人の種類

事業所の名称

事業所の所在地

有効期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

取扱職種の範囲等

許可の条件

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第23条第１項の許可を受けた監理支援機関であることを証明する。

年　　月　　日

法務大臣

厚生労働大臣

事業所枝番号

**別記様式第19号**（第57条第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

# 監理支援機関許可証再交付申請書

年　月　日

法務大臣
厚生労働大臣　殿

申請者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第29条第３項（同法第31条第５項において準用する場合を含む。）の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

| | | |
|---|---|---|
| １許可番号 | | |
| ２許可年月日 | | 年　月　日 |
| ３監理支援機関 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②住所 | 〒　－<br>（電話　―　―　） |
| ４監理支援事業を行う事業所 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②所在地 | 〒　－<br>（電話　―　―　） |
| ５再交付申請事由 | | 亡失　・　滅失 |
| ６再交付申請事由発生経緯 | | |
| ７備考 | | |

（注意）
１　６欄は、再交付申請事由発生の経緯を具体的に記載すること。
２　７欄は、許可証の再交付の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

**別記様式第20号**（第52条第１項、第62条第１項及び第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

| ※　変更届出受理番号 | |
|---|---|

# 変更届出書
# 変更届出書及び許可証書換申請書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

届出者／申請者

１．外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第32条第１項の規定により下記のとおり変更の届出をします。なお、変更の届出後も、監理支援機関が法第26条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、監理支援責任者が同条第５号イ（法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。
２．法第32条第４項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

| | | |
|---|---|---|
| １許可番号 | | |
| ２許可年月日 | | 年　月　日 |
| ３監理支援機関 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②住所 | 〒　－<br>（電話　―　―　） |
| ４監理支援事業を行う事業所 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②所在地 | 〒　－<br>（電話　―　―　） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ５変更の内容 | ①既に申請又は届出をしている事項の変更 | 項目 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| | | | | | 年　月　日 |
| | ②監理支援事業を行う事業所の新設 | （ふりがな）<br>ⅰ名称 | | | 新設年月日<br>年　月　日 |
| | | ⅱ所在地 | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） | | |
| | | 監理支援責任者 （ふりがな）<br>ⅲ氏名 | | | |
| | | 監理支援責任者 ⅳ住所 | 〒　－ | | |
| | | ⅴ事業所枝番号 | | | |
| | ③監理支援事業を行う事業所の廃止 | （ふりがな）<br>ⅰ名称 | | | 廃止年月日<br>年　月　日 |
| | | ⅱ所在地 | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） | | |
| ６備考 | | | | | |

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　変更の内容が許可証の記載事項に該当しない場合は、表題の「変更届出書及び許可証書換申請書」、上方２の全文及び記名欄の「／申請者」を抹消すること。
3　変更の内容が許可証の記載事項に該当する場合は、表題の「変更届出書」を抹消すること。
4　３欄及び４欄は、届出前の事項を記載すること。
5　５欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が外国の送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載のみならず、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
6　法第27条第２項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第１項の規定による届出は、５欄の①の記載により行うものとすること。
7　５欄の②は、新設する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を新設する理由を６欄に具体的に記載すること。
8　５欄の③は、廃止する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を廃止した理由を６欄に具体的に記載すること。
9　６欄には、変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

**別記様式第21号**（第64条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

| ※　休廃止届出受理番号 | |
|---|---|

# □　事　業　廃　止　届　出　書
# □　事　業　休　止　届　出　書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

届出者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第34条第１項の規定により下記のとおり届出をします。

記

| | | |
|---|---|---|
| １許可番号 | | |
| ２許可年月日 | | 年　月　日 |
| ３監理支援機関 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②住所 | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） |
| ４監理支援事業を行う事業所 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②所在地 | 〒　－<br>（電話　　－　　－　　） |
| ５廃止又は休止の予定日 | | 年　月　日 |
| ６休止する事業の範囲及び休止期間 | | |
| ７廃止又は休止する理由 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ８監理支援を行った監理型育成就労に係る事項 | ①育成就労実施者届出受理番号 | | | | |
| | ②監理型育成就労実施者の氏名又は名称 | （ふりがな） | | | |
| | ③育成就労計画 | i | 認定番号 | | |
| | | | 監理型育成就労外国人の氏名 | ローマ字 | |
| | | | | 漢字 | |
| | | ii | 認定番号 | | |
| | | | 監理型育成就労外国人の氏名 | ローマ字 | |
| | | | | 漢字 | |
| | | iii | 認定番号 | | |
| | | | 監理型育成就労外国人の氏名 | ローマ字 | |
| | | | | 漢字 | |
| | | iv | 認定番号 | | |
| | | | 監理型育成就労外国人の氏名 | ローマ字 | |
| | | | | 漢字 | |
| ９監理型育成就労継続のための措置 | | | | | |
| 10 備考 | | | | | |

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　表題中のチェックボックスについては「事業廃止届出書」、「事業休止届出書」のいずれか片方のみにチェックマークを付すこととし、両方にチェックマークを付さないように留意すること。
3　３欄及び４欄は、届出前の事項を記載すること。
4　４欄は、監理支援事業を行う事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　６欄は、届出の内容が事業の休止の場合にのみ記載すること。
6　７欄は、廃止又は休止する理由について具体的に記載すること。
7　８欄は、直近の許可の有効期間において監理支援を行った監理型育成就労に係る事項について全て記載すること。また、監理型育成就労実施者ごとに、届出の際に現に監理支援を行っていた育成就労計画について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　10 欄は、休廃止の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

**別記様式第22号**（第65条関係）

第１面

第　　号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
第35条第２項において準用する同法第13条第２項に規定する立入検査証
（同法第104条第１項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。）

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

第２面

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収等）
第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、監理型育成就労関係者（監理支援機関等又は監理型育成就労実施者若しくは監理型育成就労実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは監理型育成就労関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは監理型育成就労関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは監理型育成就労関係者に係る事業所その他監理型育成就労に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

## 第３面

（許可の取消し等）
第37条　主務大臣は、監理支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。
一～三　（略）
四　この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
２～３　（略）

（監理支援責任者の設置等）
第40条　（略）
２　（略）
３　監理支援機関は、監理型育成就労実施者が、監理型育成就労に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理支援責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。
４　監理支援機関は、監理型育成就労実施者が、監理型育成就労に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理支援責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。
５　監理支援機関は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

（権限の委任等）
第104条　主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第１項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の求め、質問又は立入検査（第40条第３項から第５項までの規定を施行するために行うものに限る。）、第99条第１項の規定による監督（出頭の求めに限る。）、同条第２項の規定による命令（帳簿書類の提出又は提示の命令に限る。）及び第100条第１項の規定による報告の徴収又は立入検査（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。
２～６　（略）

## 第４面

（職権の行使）
第105条　主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第１項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。
２　国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第１項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第１項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。

第112条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
一・二　（略）
三　第13条第１項又は第35条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
四～十三　（略）
２　（略）

第113条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条第１項、第111条又は前条第１項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ列７とすること。

**別記様式第23号**（第71条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

| ※　監査報告受理番号 | |
|---|---|

# 監　査　報　告　書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

提出者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第42条第１項の規定により、下記のとおり監査報告書を提出します。

記

| | | |
|---|---|---|
| １許可番号 | | |
| ２監理支援機関の名称 | （ふりがな） | |
| ３監理支援事業を行う事業所 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②事業所枝番号 | |
| ４監査対象育成就労実施者 | ①育成就労実施者届出受理番号 | |
| | （ふりがな）<br>②氏名又は名称 | |
| | ③住所 | 〒　－<br>（電話　－　－　） |
| | ④育成就労外国人の数 | 人 |
| | ⑤育成就労責任者 | |
| | ⑥育成就労指導員 | |
| | ⑦従前の監査の実施の有無 | 有（直近の実施日　年　月　日）・無 |

| | | |
|---|---|---|
| ５監査実施日 | | 年　　月　　日 |
| ６定期監査・臨時監査の別 | | □定期監査　□臨時監査<br>（臨時監査の場合、臨時に監査した理由） |
| ７監査実施者 | ①監理支援責任者 | |
| | ②補助者 | |
| ８実地確認した場所 | ①事業所 | 住所： |
| | ②育成就労実施場所 | 住所： |
| | ③宿泊施設 | 住所： |
| ９育成就労責任者及び育成就労指導員からの報告 | | 実施　・　未実施 |
| 10 育成就労外国人との面談 | ①人数 | 人 |
| | ②育成就労外国人の氏名等 | 認定番号：　　、氏名： |
| | | 認定番号：　　、氏名： |
| | | 認定番号：　　、氏名： |
| | | 認定番号：　　、氏名： |
| | | 認定番号：　　、氏名： |
| 11 設備の確認及び帳簿書類の閲覧 | | 実施　・　未実施 |
| 12 宿泊施設その他の生活環境の確認 | | 実施　・　未実施 |
| 13 特記事項 | | |
| 14 監査結果 | | |
| 15 出入国又は労働に関する法令違反の有無 | | 有（違反内容：　　）　・　無 |
| 16 総合講評 | | |
| 17 備考 | | |

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　３欄の②については、事業所枝番号がある場合に記載すること。
3　７欄の②については、監理支援責任者の指揮の下に、監査の実務を担当する監理支援機関の役職員を記載すること。なお、第 68 条第１項に規定する監理型育成就労実施者と密接な関係を有する役員又は職員は、監査の実務に従事してはならない。
4　10 欄の②については、面談を行った育成就労外国人に係る育成就労計画の認定番号と氏名を記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　13 欄には、育成就労外国人が従事する業務の性質上、第 67 条第１号に規定する方法により監査を行うことができなかった場合に、その理由と他の適切な監査方法を記載すること。
6　16 欄については、監査結果に対する監理支援機関としての評価を簡潔に記載すること。
7　17 欄には、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

令和７年９月30日　火曜日　官　報　（号外第218号）　292

**別記様式第24号**（第71条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

| ※　事業報告受理番号 | |
|---|---|

# 事　業　報　告　書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

提出者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第42条第２項の規定により、下記のとおり監理支援事業に関する事業報告書を提出します。

記

| | | |
|---|---|---|
| １報告対象育成就労事業年度 | | 年度（　　年　月　日～　　年　月　日） |
| ２許可番号 | | |
| ３監理支援機関 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②住所 | 〒　－<br>（電話　　―　　―　　） |
| ４監理支援事業を行う事業所 | （ふりがな）<br>①名称 | |
| | ②所在地 | 〒　－<br>（電話　　―　　―　　） |
| | ③事業所枝番号 | |
| ５監理支援を行った監理型育成就労実施者の数 | | 者 |
| ６監理支援を行った監理型育成就労外国人の数 | | 人（うち、法第８条第１項の規定により育成就労計画の認定を受け、１欄の期間に育成就労を開始した育成就労外国人　　人） |
| ７監理支援を行った監理型育成就労外国人の国籍・地域及び人数 | | （　　人）<br>（　　人）<br>（　　人） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ８監理支援事業の実務に従事した職員の数 | | 合計　　人（うち常勤役員　　人、常勤職員　　人） | | |
| ９実施体制 | | 受講者名 | 受講講習名 | 受講年月日 |
| | ①監理支援責任者の講習受講歴 | | | |
| | ②育成就労指導員の講習受講歴 | | | |
| | ③生活相談員の講習受講歴 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 10技能評価試験受験状況 | 試験区分 | 受験対象者数（A） | 合格者数（B） | 合格率（B／A） |
| | ①基礎級程度（１年経過時） | 人 | 人 | % |
| | ②特定技能１号評価試験・技能検定３級程度 | 人 | 人 | % |
| 11日本語能力試験受験状況 | 試験区分 | 受験対象者数（A） | 合格者数（B） | 合格率（B／A） |
| | ①Ａ１程度 | 人 | 人 | % |
| | ②Ａ２程度 | 人 | 人 | % |

| | | |
|---|---|---|
| 12行方不明者の発生状況 | 行方不明者　　人（行方不明率　　%） | |
| 13他の育成就労実施者における育成就労の継続が困難となった育成就労外国人の受入れ状況及び育成就労先変更支援ポータルサイトへの登録の有無 | 人数 | 人 |
| | 登録の有無 | 有　・　無 |
| 14監理支援費徴収実績 | 別紙のとおり | |

| 15監理支援を行った監理型育成就労が実施された地域 | ✓ | 都道府県名 | ✓ | 都道府県名 | ✓ | 都道府県名 | ✓ | 都道府県名 | ✓ | 都道府県名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 01 北海道 | | 11 埼玉県 | | 21 岐阜県 | | 31 鳥取県 | | 41 佐賀県 |
| | | 02 青森県 | | 12 千葉県 | | 22 静岡県 | | 32 島根県 | | 42 長崎県 |
| | | 03 岩手県 | | 13 東京都 | | 23 愛知県 | | 33 岡山県 | | 43 熊本県 |
| | | 04 宮城県 | | 14 神奈川県 | | 24 三重県 | | 34 広島県 | | 44 大分県 |
| | | 05 秋田県 | | 15 新潟県 | | 25 滋賀県 | | 35 山口県 | | 45 宮崎県 |
| | | 06 山形県 | | 16 富山県 | | 26 京都府 | | 36 徳島県 | | 46 鹿児島県 |
| | | 07 福島県 | | 17 石川県 | | 27 大阪府 | | 37 香川県 | | 47 沖縄県 |
| | | 08 茨城県 | | 18 福井県 | | 28 兵庫県 | | 38 愛媛県 | | |
| | | 09 栃木県 | | 19 山梨県 | | 29 奈良県 | | 39 高知県 | | |
| | | 10 群馬県 | | 20 長野県 | | 30 和歌山県 | | 40 福岡県 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 16 母国語相談の状況 | 従事する職員数 | 合計　　人<br>（常勤職員　　人、非常勤職員　　人、委託　　人） |
| | 相談方法 | □対面で対応<br>□電話で対応<br>□メール、ＳＮＳ等で対応 |
| 17 備考 | | |

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　１欄は、報告を行おうとする育成就労事業年度について記載すること。
3　４欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
4　５欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労実施者の数について記載すること。
5　６欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労外国人の数について記載すること。なお、括弧書きには、報告対象となる事業年度において、新たに入国して育成就労を開始した育成就労外国人の数を記載すること。
6　７欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労外国人の国籍・地域及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
7　９欄は、報告対象育成就労事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　10 欄及び 11 欄は、監理支援を行った監理型育成就労外国人のうち報告対象育成就労事業年度内に育成就労を終了し、又は終了する予定であった育成就労外国人について記載すること。したがって、報告対象育成就労事業年度内に受験した者であっても、育成就労の終了予定が次育成就労事業年度の場合は、次育成就労事業年度の本報告書に計上すること。
9　12 欄は、監理支援を行った監理型育成就労外国人のうち報告対象育成就労事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、６欄の記載の対象となる監理支援を行った監理型育成就労外国人の数を分母として算出し記載すること。
10　13 欄は、他の監理支援機関が監理支援を行っていた育成就労外国人のうち、新たに育成就労計画の認定を受けて監理支援を行うこととなった者（育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者を変更した場合を除く。）について記載すること。
11　17 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
12　外国人育成就労機構が指定する書類を添付すること。

**別記様式第25号**（第89条関係）

第１面

第　　号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
第100条第２項において準用する同法第13条第２項に規定する立入検査証

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

法 務 大 臣　　㊞

厚生労働大臣　　㊞

第２面

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）
第100条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2　第13条第２項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条　（略）
2　第100条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ列７とすること。

## ○法務省・厚生労働省令第五号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

厚生労働大臣　福岡　資麿

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）

**第一条**　外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令（平成二十八年法務省厚生労働省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 外国人育成就労機構の財務及び会計に関する省令 | 外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令 |
| （経理原則） | （経理原則） |
| **第一条**　外国人育成就労機構（以下「機構」という。）は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 | **第一条**　外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 |
| （予算の添付書類） | （予算の添付書類） |
| **第六条**　機構は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第九十二条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 | **第六条**　機構は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第九十二条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 |
| 〔一～三　略〕 | 〔一～三　同上〕 |
| 2　〔略〕 | 2　〔同上〕 |
| （事業計画） | （事業計画） |
| **第十一条**　法第九十二条第一項の事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。 | **第十一条**　法第九十二条第一項の事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。 |
| 一　法第八十七条第一項第一号に規定する育成就労に関し行う業務に関する事項 | 一　法第八十七条第一号に規定する技能実習に関し行う業務に関する事項 |
| 二　法第八十七条第一項第二号に規定する育成就労外国人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）に関する事項 | 二　法第八十七条第二号に規定する技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）に関する事項 |
| 三　法第八十七条第一項第三号に規定する育成就労外国人等が育成就労の対象となること又は育成就労を継続することに資する業務に関する事項 | 三　法第八十七条第三号に規定する技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務に関する事項 |
| 〔四・五　略〕 | 〔四・五　同上〕 |
| 2　〔略〕 | 2　〔同上〕 |

備考　表中の〔　〕の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十九年法務省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 |
| （趣旨） | （趣旨） |
| **第一条**　民間事業者等が、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。 | **第一条**　民間事業者等が、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。 |
| （法第三条第一項の主務省令で定める保存） | （法第三条第一項の主務省令で定める保存） |
| **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の保存とする。 | **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の保存とする。 |
| （法第四条第一項の主務省令で定める作成） | （法第四条第一項の主務省令で定める作成） |
| **第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の作成とする。 | **第五条**　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十条及び第四十一条の規定に基づく書面の作成とする。 |

（法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

**第三条**　法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第十八条第四号ロの法務省令・厚生労働省令で定めるもの） | （令第十八条第四号ロの法務省令・厚生労働省令で定めるもの） |
| **第一条**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。次条及び第三条において「令」という。）第十八条第四号ロの出入国又は労働に関する法律の規定であって法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 | **第一条**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。次条及び第三条において「令」という。）第十八条第四号ロの出入国又は労働に関する法律の規定であって法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 |
| ［一～十二　略］ | ［一～十二　同上］ |
| 十三　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条第一項、第百十一条及び第百十二条第一項の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定 | 十三　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条及び第百十二条（第十二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定 |
| 十四　［略］ | 十四　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（引き続き技能実習を行わせることが適当である者）

**第四条**　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第九条第三項第二号の主務省令で定めるものは、改正法の施行の際現に、第二号企業単独型技能実習（改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習をいう。）又は第二号団体監理型技能実習（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習をいう。）を一年以上行っている者とする。

（旧技能実習生を対象として育成就労を行わせることが相当である場合等）

**第五条**　改正法附則第十一条第一項ただし書の主務省令で定めるものは、次に掲げる場合に該当するものとする。

一　従前の技能実習計画（技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。以下同じ。）に定められていた技能実習（技能実習法第二条第一項に規定する技能実習をいう。以下同じ。）の目標に係る技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定をいう。以下同じ。）若しくは技能実習評価試験（技能実習法第八条第二項第六号に規定する技能実習評価試験をいう。以下同じ。）と同一の試験又はこれらに相当する試験が、育成就労評価試験（改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第八条第三項第六号に規定する育成就労評価試験をいう。以下同じ。）として指定されていない場合

二　従前の技能実習計画に定められていた技能実習の内容に係る技能、技術又は知識が、移行対象職種・作業（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号。以下「技能実習法施行規則」という。）第十条第二項第一号ロに規定する移行対象職種・作業をいう。以下同じ。）に係るものでない場合であって、当該技能が育成就労産業分野（育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野をいう。）に属する技能と同一又はこれに相当するものでないとき

2　改正法附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用される育成就労法第九条の三ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情は、次項に定める技能に該当しない技能を要する業務に従事することが育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から相当と認められることとする。

3　改正法附則第十一条第三項の規定により読み替えて適用される育成就労法第九条の三第三号イの主務省令で定める技能は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める技能とする。

一　従前の技能実習計画に定められていた技能実習の目標に係る技能検定若しくは技能実習評価試験又はこれらに相当する試験が育成就労の目標に係る試験として育成就労計画（育成就労法第八条第一項に規定する育成就労計画をいう。以下同じ。）に定められている場合　当該育成就労計画に定められている育成就労の目標に係る技能検定又は育成就労評価試験に係る技能

二　従前の技能実習計画に定められていた技能実習の内容に係る技能、技術又は知識が移行対象職種・作業に係るものでない場合であって、当該技能が育成就労計画に定められている育成就労の内容に係る従事させる業務において要する技能と同一の技能又はこれに相当する技能であるとき　当該従事させる業務において要する技能

**附　則**

この省令は、改正法の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

## ○法務省・国土交通省令第一号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第六条第三項及び第十四条第三項の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

国土交通大臣　中野　洋昌

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（平成二十一年法務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （技術的確認）<br>**第二条**　法第六条第二項第一号又は第二号の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第一号様式による技術的確認（同項第一号の債務名義又は同項第二号の公正証書若しくは施行規則第七条の私署証書若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された報酬返還請求権等に関し、同項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。<br>2　前項の技術的確認の申請書には、法第六条第二項第一号に掲げる場合においては同号の債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては同号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第七条の私署証書若しくは電磁的記録を添付しなければならない。<br>3　（略） | （技術的確認）<br>**第二条**　法第六条第二項第一号又は第二号の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第一号様式による技術的確認（同項第一号に規定する債務名義又は同項第二号に規定する公正証書若しくは施行規則第七条に規定する私署証書に記載された報酬返還請求権等に関し、同項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。<br>2　前項の技術的確認の申請書には、法第六条第二項第一号に掲げる場合においては同号に規定する債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては同号に規定する公正証書の謄本又は施行規則第七条に規定する私署証書を添付しなければならない。<br>3　（略） |

４　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一　第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された報酬返還請求権等に係る瑕疵が法第六条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面又は電磁的記録から明らかであるとき。

二　（略）

５　国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）に、第一項の規定による技術的確認の申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

６～11　（略）

（権利の申出）

**第三条**　（略）

２～４　（略）

５　第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による技術的確認の申請又は施行規則第九条第一項の規定による確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録を含む。）又は施行規則第九条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

６　（略）

（技術的確認）

**第十八条**　法第十四条第二項第一号又は第二号の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第六号様式による技術的確認（同項第一号の債務名義又は同項第二号の公正証書若しくは施行規則第十八条の私署証書若しくは電磁的記録に記載され、又は記録された代金返還請求権等に関し、同項の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　前項の技術的確認の申請書には、法第十四条第二項第一号に掲げる場合においては同号の債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては同号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第十八条の私署証書若しくは電磁的記録を添付しなければならない。

３　（略）

４　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一　第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された代金返還請求権等に係る瑕疵が法第十四条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面又は電磁的記録から明らかであるとき。

二　（略）

４　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一　第二項の規定により添付された書面に記載された報酬返還請求権等に係る瑕疵が法第六条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。

二　（略）

５　国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）に、第一項の規定による技術的確認の申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

６～11　（略）

（権利の申出）

**第三条**　（略）

２～４　（略）

５　第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による技術的確認の申請又は施行規則第九条第一項の規定による確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）又は施行規則第九条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

６　（略）

（技術的確認）

**第十八条**　法第十四条第二項第一号又は第二号の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第六号様式による技術的確認（同項第一号に規定する債務名義又は同項第二号に規定する公正証書若しくは施行規則第十八条に規定する私署証書に記載された代金返還請求権等に関し、同項の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　前項の技術的確認の申請書には、法第十四条第二項第一号に掲げる場合においては同号に規定する債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては同号に規定する公正証書の謄本又は施行規則第十八条に規定する私署証書を添付しなければならない。

３　（略）

４　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一　第二項の規定により添付された書面に記載された代金返還請求権等に係る瑕疵が法第十四条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。

二　（略）

５　国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、保険法人に第一項の規定による技術的確認の申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

６～11　（略）

（権利の申出）

**第十九条**　（略）

２～４　（略）

５　第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による技術的確認の申請又は施行規則第二十条第一項の規定による確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録を含む。）又は施行規則第二十条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

６　（略）

別記

第一号様式（第二条関係）

（Ａ４）

（略）

〔法第６条第１項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕

において記載され、又は記録された報酬返還請求権等のうち、法第６条第１項の報酬返還請求権等として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。

（略）

注１　「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第７条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。

注２　本申請書には、法第６条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第７条の私署証書若しくは電磁的記録を添付すること。

第三号様式（第二条関係）

（Ａ４）

（略）

〔法第６条第１項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕

において記載され、又は記録された報酬返還請求権等のうち、法第６条第１項の報酬返還請求権等として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。

５　国土交通大臣は、第三項の規定による権利の調査のため、保険法人に第一項の規定による技術的確認の申請に係る損害についての調査（以下この章において「損害調査」という。）を行わせるものとする。ただし、第二項の規定により添付された書面によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

６～11　（略）

（権利の申出）

**第十九条**　（略）

２～４　（略）

５　第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による技術的確認の申請又は施行規則第二十条第一項の規定による確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）又は施行規則第二十条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

６　（略）

別記

第一号様式（第二条関係）

（Ａ４）

（略）

〔法第６条第１項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された報酬返還請求権等のうち、法第６条第１項の報酬返還請求権等として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。

（略）

注１　「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第７条に規定する私署証書をいう。

注２　本申請書には、法第６条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本又は施行規則第７条の私署証書を添付すること。

第三号様式（第二条関係）

（Ａ４）

（略）

〔法第６条第１項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された報酬返還請求権等のうち、法第６条第１項の報酬返還請求権等として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 注　「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第７条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。 | 注　「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第７条に規定する私署証書をいう。 |
| 第六号様式（第十八条関係） | 第六号様式（第十八条関係） |
| （Ａ４） | （Ａ４） |
| （略） | （略） |
| 〔法第14条第１項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕 | 〔法第14条第１項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕 |
| において記載され、又は記録された代金返還請求権等のうち、法第14条第１項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。 | において記載された代金返還請求権等のうち、法第14条第１項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について確認を受けたく、下記のとおり申請します。 |
| （略） | （略） |
| 注１　「公正証書等」とは、法第14条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。 | 注１　「公正証書等」とは、法第14条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条に規定する私署証書をいう。 |
| 注２　本申請書には、法第14条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第18条の私署証書若しくは電磁的記録を添付すること。 | 注２　本申請書には、法第14条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本又は施行規則第18条の私署証書を添付すること。 |
| 第八号様式（第十八条関係） | 第八号様式（第十八条関係） |
| （Ａ４） | （Ａ４） |
| （略） | （略） |
| 〔法第14条第１項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録〕 | 〔法第14条第１項の代金返還請求権等の存在及び内容について供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕 |
| において記載され、又は記録された代金返還請求権等のうち、法第14条第１項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。 | において記載された代金返還請求権等のうち、法第14条第１項の代金返還請求権等として新築住宅の買主が住宅販売瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について、下記のとおり確認した。 |
| （略） | （略） |
| 注　「公正証書等」とは、法第14条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第18条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。 | 注　「公正証書等」とは、法第14条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第18条に規定する私署証書をいう。 |

**附　則**

（施行期日）

１　この省令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省令第六十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百一条及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二十条（同法第三十六条において準用する場合及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第二十五条第四項及び第三十四条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

財務大臣　加藤　勝信

国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

**第一条**　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （貯金経理の資産の構成） | （貯金経理の資産の構成） |
| **第十三条の二**　［略］ | **第十三条の二**　［同上］ |
| 一　現金、当座預金、普通預金、通知預金又は定期預金（預入期間が一年未満のものに限る。）<br>前月末日において当該組合が寄託を受けている貯金のうち普通貯金（預入及び払戻しについて特別の条件を附けないものをいう。）の残高に百分の四を乗じて得た額と同日において当該組合が寄託を受けている積立貯金（一定のすえ置期間を定め、一定の金額をその期間内に毎月預入するものをいう。）、定額貯金（一定のすえ置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するものをいう。）及び定期貯金（一定の預入期間を定め、その期間内には払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するものをいう。）の残高に百分の一を乗じて得た額との合計額 | 一　現金、当座預金、普通預金、通知預金又は定期預金（預入期間が一年未満のものに限る。）<br>前月末日において当該組合が寄託を受けている貯金のうち普通貯金（預入及び払もどしについて特別の条件を附けないものをいう。）の残高に百分の四を乗じて得た額と同日において当該組合が寄託を受けている積立貯金（一定のすえ置期間を定め、一定の金額をその期間内に毎月預入するものをいう。）、定額貯金（一定のすえ置期間を定め、分割払いもどしをしない条件で一定の金額を一時に預入するものをいう。）及び定期貯金（一定の預入期間を定め、その期間内には払いもどしをしない条件で一定の金額を一時に預入するものをいう。）の残高に百分の一を乗じて得た額との合計額 |
| ［二・三　略］ | ［二・三　同上］ |
| 2　［略］ | 2　［同上］ |
| （現金の払戻しの制限） | （現金の払いもどしの制限） |
| **第三十五条**　出納役は、預金を現金によつて払い戻すことを命ずることができない。ただし、次条第二項に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、第四十一条第二項各号に掲げる場合の支払をするために現金を払い戻す場合、第四十四条第一項ただし書若しくは第四十七条の規定による支払をする場合又は第十一条若しくは第五十一条の規定による送金をする場合には、この限りでない。 | **第三十五条**　出納役は、預金を現金によつて払いもどすことを命ずることができない。ただし、次条第二項に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、第四十七条及び第四十八条第一項の規定による支払をする場合、第十一条若しくは第五十一条の規定による送金をする場合には、この限りでない。 |
| （出納の締切） | （出納の締切） |
| **第四十一条**　［略］ | **第四十一条**　［同上］ |
| 2　出納主任は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。以下第四十三条までにおいて同じ。）の在高とを照合し、現金を取引金融機関に預入しなければならない。ただし、やむを得ない理由により出納締切時刻後に収納した現金及び次の各号に掲げる場合の支払をするために保有する現金については、この限りでない。 | 2　出納主任は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。以下第四十三条までにおいて同じ。）の在高とを照合し、現金を取引金融機関に預入しなければならない。ただし、やむを得ない理由により出納締切時刻後に収納した現金及び第四十五条第一項ただし書の規定による支払をするために保有する現金については、この限りでない。 |
| 一　出納主任の属する本部、支部又は単位所属所の所在地に当座取引を有する取引金融機関がないとき。 | ［号を加える。］ |

二　組合員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が小切手による受領を拒んだとき。
三　常用の雑費の支払で一件の取引金額が五万円を超えないとき。
四　旅費の支払をするとき。
五　組合に使用されている者に対して給与の支払をするとき。
六　短期経理において、法第五十条、第五十一条及び附則第八条の規定に基づく給付の支払をするとき。
七　保健経理、医療経理、宿泊経理又は物資経理において、日常消費する物件を購入するとき。
八　保健経理において、厚生費の支払をするとき。
九　貯金経理において、組合員に貯金の払戻しをするとき。
十　貸付経理において、組合の代表者が財務大臣と協議して定める額以下の貸付金の支払をするとき。
十一　掛金等を還付するとき。
十二　前各号に掲げる場合を除くほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けたとき。

（収納手続）

**第四十二条**　出納主任は、現金を収納した場合（第四十八条の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。

（収納金の預入）

**第四十三条**　出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に預入することとし、直ちにこれを支払にあててはならない。ただし、組合の現金自動預払機により第四十一条第二項第九号に規定する貯金の払戻しをするときは、この限りでない。

（支払手続）

**第四十四条**　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座からの必要な資金の払出しを当該預金口座を設けている取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせる場合にあつては、領収証書を徴しないことができる。

2　出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法によつて行つた場合は、この限りでない。

3　出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］

（収納手続）

**第四十二条**　出納主任は、現金を収納した場合（第四十七条の二の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。

（収納金の預入）

**第四十三条**　出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に預入することとし、直ちにこれを支払にあててはならない。ただし、組合の現金自動預払機により第四十五条第一項第九号に規定する貯金の払いもどしをするときは、この限りでない。

（支払手続）

**第四十四条**　出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付及び職名を記載しなければならない。ただし、第四十八条第一項の規定による支払の場合にあつては、領収証書を徴しないことができる。

［項を加える。］

［項を加える。］

**第四十五条**　削除

（収入金の受領委託）

**第四十八条**　［略］

［条を削る。］

（払戻し及び戻入れ）

**第五十五条**　事業年度内の受入に係るもので過誤納となつたものの払戻金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となつたものの戻入金は、当該事業年度の払出勘定科目に戻し入れるものとする。

（支払の方法）

**第四十五条**　出納主任は、支払をしようとする場合には、支払を受ける者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払に代え、現金をもつて支払をすることができる。

一　出納主任の属する本部、支部又は単位所属所の所在地に当座取引を有する取引金融機関がないとき。

二　組合員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が小切手による受領を拒んだとき。

三　常用の雑費の支払で一件の取引金額が五万円を超えないとき。

四　旅費の支払をするとき。

五　組合に使用されている者に対して給与の支払をするとき。

六　短期経理において、法第五十条、第五十一条及び附則第八条の規定に基づく給付の支払をするとき。

七　保健経理、医療経理、宿泊経理又は物資経理において、日常消費する物件を購入するとき。

八　保健経理において、厚生費の支払をするとき。

九　貯金経理において、組合員に貯金の払戻しをするとき。

十　貸付経理において、組合の代表者が財務大臣と協議して定める額以下の貸付金の支払をするとき。

十一　掛金等を還付するとき。

十二　前各号に掲げる場合を除くほか、組合の代表者が財務大臣の承認を受けたとき。

2　出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもつて支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは、同項第一号に掲げる場合を除き、自己を受取人とする小切手を振り出すものとする。

（収入金の受領委託）

**第四十七条の二**　［同上］

（隔地払等）

**第四十八条**　出納主任は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十五条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座からの必要な資金の払出しを当該預金口座を設けている取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせることができる。

一　隔地者に対して支払をする場合

二　前号に掲げる場合を除き、預金への振込み又は口座振替の方法により支払をする場合

2　出納主任は、前項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法によつて行つた場合は、この限りでない。

3　第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

（払もどし及びもどし入）

**第五十五条**　事業年度内の受入に係るもので過誤納となつたものの払いもどし金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となつたもののもどし入金は、当該事業年度の払出勘定科目にもどし入れるものとする。

（準用規定）

**第八十五条**　［略］

２　［略］

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［項を削る。］ | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

［３・４　略］

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

**第百十四条の二十六**　［略］

［一～五　略］

六　請求者より先順位の厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　［略］

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

**第二条**　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| （定義） | | |
| **第二条**　［略］ | | |
| 一　国共済法　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。 | | |
| 二　国共済法施行規則　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）をいう。 | | |
| ［三～六　略］ | | |
| （存続組合の財務等に関する国共済法施行規則の適用等） | | |
| **第四条**　［略］ | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第四十一条第二項ただし書 | 及び次の各号 | 並びに第一号から第五号まで及び第十二号 |

| 改正前 | | |
|---|---|---|
| （定義） | | |
| **第二条**　［同上］ | | |
| 一　国共済法　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。 | | |
| 二　国共済法施行規則　国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号。第七条において「平成二十七年改正省令」という。）第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）をいう。 | | |
| ［三～六　同上］ | | |
| （存続組合の財務等に関する国共済法施行規則の適用等） | | |
| **第四条**　［同上］ | | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第四十五条第一項ただし書 | 次の各号に掲げる場合 | 第一号から第五号まで及び第十二号に掲げる場合 |

（準用規定）

**第八十五条**　［同上］

２　［同上］

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第四十五条第一項第五号 | 組合に使用されている者 | 連合会の役員及び連合会に使用されている者 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

［３・４　同上］

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

**第百十四条の二十六**　［同上］

［一～五　同上］

六　請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　［同上］

［２・３　同上］

| | | |
|---|---|---|
| 第四十一条第二項第二号 | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

［２・３　略］

（長期経理の余裕金の運用等）

**第七条**　国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十三号）第一条の規定による改正前の国共済法施行規則（第十四条第一項及び第十四条の二第一項第四号において「平成二十七年改正前国共済法施行規則」という。）第八十五条の二、第八十五条の二の二、第八十五条の二の三及び附則第七項並びに国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）による改正前の国共済法施行規則第八十五条の二の四の規定は、存続組合の長期経理について準用する。

（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等）

**第十四条**　［略］

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第百十四条の三十二の六第一項各号列記以外の部分 | ［略］ | ［略］ |
| 第百十四条の三十二の六第一項第一号 | 抄録謄本又は | 抄本、その旨が記録された公正証書に記録されている事項の全部若しくは一部を出力した書面又はその旨が記載された |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

２　［略］

**第十四条の二**　［略］

［一～四　略］

五　勤務先の名称及び当該勤務先に就職した年月日並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第十八条第一項第二号及び第三号において「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等であるときは、その旨

［六・七　略］

［２～５　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

| | | |
|---|---|---|
| 第四十五条第一項第二号 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

［２・３　同上］

（長期経理の余裕金の運用等）

**第七条**　平成二十七年改正省令第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「平成二十七年改正前国共済法施行規則」という。）第八十五条の二、第八十五条の二の二、第八十五条の二の三及び附則第七項並びに国家公務員共済組法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第十八号）による改正前の国家公務員共済組合法施行規則第八十五条の二の四の規定は、存続組合の長期経理について準用する。

（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等）

**第十四条**　［同上］

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第百十四条の三十二の六第一項各号列記以外の部分 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［項を加える。］ | | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

２　［同上］

**第十四条の二**　［同上］

［一～四　同上］

五　勤務先の名称及び当該勤務先に就職した年月日並びに平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等であるときは、その旨

［六・七　同上］

［２～５　同上］

**附　則**

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十六第一項第六号の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

**○財務省・農林水産省令第五号**

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十二条第二項及び第十二条の二第一項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）<br>**第三十条**　法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。<br>一　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（専ら有機農産物又は有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（令第十八条第三号に規定する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及び欧州連合の加盟国<br>二　有機農産物及び有機加工食品（前号に規定するもののうち、酒類を除く。）にあっては、アルゼンチン及びスイス<br>三　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及び欧州連合の加盟国<br>四　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するもの及び酒類を除く。）にあっては、スイス<br>（外国格付の表示）<br>**第三十四条**　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。<br>**附　則**<br>この省令は、令和七年十月一日から施行する。 | （農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）<br>**第三十条**　法第十二条第二項の主務省令で定める国は、次のとおりとする。<br>一　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項に規定する農産物をいう。以下同じ。）及び有機加工食品（専ら有機農産物又は有機畜産物（令第二条第二項に規定する畜産物をいう。以下同じ。）を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（令第十八条第三号に規定する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち専ら有機農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものにあっては、カナダ及び欧州連合の加盟国<br>二　有機農産物及び有機加工食品（前号に規定するもののうち、酒類を除く。）にあっては、アルゼンチン、英国、オーストラリア、スイス及びニュージーランド<br>三　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するものを除く。）にあっては、カナダ及び欧州連合の加盟国<br>四　有機畜産物及び有機加工食品（第一号に規定するもの及び酒類を除く。）にあっては、アメリカ合衆国、オーストラリア及びスイス<br>（外国格付の表示）<br>**第三十四条**　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。 |

| 国 | 農林物資 |
| --- | --- |
| アメリカ合衆国 | 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品 |
| （略） | （略） |

| 国 | 農林物資 |
| --- | --- |
| アメリカ合衆国 | 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（酒類を除く。） |
| （略） | （略） |

**○文部科学省令第二十六号**

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ［条を削る。］ | （教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官）<br>**第十六条**　教育人材政策課に、教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官一人を置く。<br>2　教員免許・研修企画室は、教育職員の免許及び研修に関する事務をつかさどる。<br>3　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。<br>4　教員育成指標専門官は、教育職員の経験及び適性に応じて育成すべき能力に関する指標に係る専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。<br>5　教員研修推進専門官は、教育職員の研修等に関する記録及び資質の向上に関する指導助言等に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。<br>6　教員養成企画専門官は、大学における教育職員の養成のための教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。<br>**第十七条**　［同上］ |
| （企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官）<br>**第十七条**　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。<br>2　企画官は、命を受けて、健康教育・食育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。<br>3　健康教育調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る健康教育に関する調査に当たる。<br>4　食育調査官は、学校における食育の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。<br>5　学校保健対策専門官は、学校保健に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）に当たる。<br>6　学校給食調査官は、学校給食用物資の確保、学校給食の安全衛生の向上、学校給食指導の充実その他の学校給食の普及充実に関する調査、指導及び助言に当たる。<br>（専修学校教育振興室）<br>**第十八条**　［略］<br>2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一　専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局並びに健康教育・食育課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。 | ［条を加える。］<br>（専修学校教育振興室）<br>**第十八条**　［同上］<br>2　専修学校教育振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一　専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。 |

二　［略］
三　［略］
四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局並びに健康教育・食育課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
五　教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに高等教育局並びに健康教育・食育課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
３　［略］
（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官）
**第二十三条**　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官それぞれ一人を置く。
２～５　［略］
［項を削る。］
６　児童生徒性暴力等対策専門官は、地方公務員である教育関係職員による児童生徒性暴力等の防止等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第四項に規定する児童生徒性暴力等の防止等をいう。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言（教育職員政策課の所掌に属するものを除く。）に当たる。
（教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）
**第二十四条**　財務課に、教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。
２～４　［略］
［項を削る。］
５・６　［略］
（教員免許・研修企画室並びに教員メンタルヘルス専門官、学校課題解決対策専門官及び校務改善支援専門官）
**第二十五条**　教育職員政策課に、教員免許・研修企画室並びに教員メンタルヘルス専門官、学校課題解決対策専門官及び校務改善支援専門官それぞれ一人を置く。
２　教員免許・研修企画室は、教育職員の免許及び研修に関する事務をつかさどる。
３　教員免許・研修企画室に、室長並びに教員育成指標専門官、教員研修推進専門官及び教員関係情報システム専門官それぞれ一人を置く。
４　教員育成指標専門官は、公立の小学校等（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次項において同じ。）の校長及び教員に係る同法第二十二条の三第一項に規定する指標に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

二　［同上］
三　［同上］
四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
五　教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。
３　［同上］
（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官）
**第二十三条**　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官及び児童生徒性暴力等対策専門官それぞれ一人を置く。
２～５　［同上］
６　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。
７　児童生徒性暴力等対策専門官は、地方公務員である教育関係職員による児童生徒性暴力等の防止等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第四項に規定する児童生徒性暴力等の防止等をいう。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。
（教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）
**第二十四条**　財務課に、教育財政室並びに教職員給与制度企画専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。
２～４　［同上］
５　校務改善専門官は、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。
６・７　［同上］

［条を加える。］

5　教員研修推進専門官は、公立の小学校等の校長及び教員に係る教育公務員特例法第二十二条の五第一項に規定する研修等に関する記録及び同法第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

6　教員関係情報システム専門官は、教育職員の免許に係る情報システムの開発及び運用に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

7　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

8　学校課題解決対策専門官は、学校が単独で対応することが困難な課題の効果的な解決のための対策を通じた地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。

9　校務改善支援専門官は、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する専門的事項に係る地域の実情に応じた包括的かつ継続的な指導及び助言に当たる。

**第二十六条・第二十七条**　［略］

（幼児教育企画官、幼児教育調査官、子育て支援指導官及び教科調査官）

**第二十八条**　［略］

2～5　［略］

6　教科調査官は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（特別支援教育企画官、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官）

**第二十九条**　［略］

2　［略］

3　特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（次項において「特別支援教育」という。）に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課並びに医療的ケア対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［略］

［条を削る。］

**第三十一条**　削除

**第二十五条・第二十六条**　［同上］

（幼児教育企画官、幼児教育調査官、子育て支援指導官及び教科調査官）

**第二十七条**　［同上］

2～5　［同上］

6　教科調査官は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（特別支援教育企画官、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官）

**第二十八条**　［同上］

2　［同上］

3　特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（次項において「特別支援教育」という。）に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課及び医療的ケア対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［同上］

**第二十九条**　削除

（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官）

**第三十一条**　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、健康教育・食育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3　健康教育調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る健康教育に関する調査に当たる。

4　食育調査官は、学校における食育の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官、産業教育調査官及び教科調査官）

**第三十二条**　初等中等教育局に、高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官及び産業教育調査官それぞれ一人並びに教科調査官七人を置く。

2　［略］

3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

一　［略］

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。第五項において同じ。）の奨学に関すること。

4　［略］

5　修学支援システム専門官は、参事官のつかさどる職務のうち高等学校等就学支援金の支給及び生徒の奨学に係る情報システムの開発及び運用に関する専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

6・7　［略］

（企画官及び視学官）

**第三十五条**　［略］

2　［略］

3　視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［略］

（地域大学振興室及び大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院教育振興専門官及び公立大学専門官）

**第三十七条**　［略］

2　地域大学振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　大学における教育のための補助に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

5　学校保健対策専門官は、学校保健に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6　学校給食調査官は、学校給食用物資の確保、学校給食の安全衛生の向上、学校給食指導の充実その他の学校給食の普及充実に関する調査、指導及び助言に当たる。

（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）

**第三十二条**　初等中等教育局に、高校修学支援企画官、産業教育振興企画官及び産業教育調査官それぞれ一人並びに教科調査官七人を置く。

2　［同上］

3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　［同上］

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

4　［同上］

［項を加える。］

5・6　［同上］

（企画官及び視学官）

**第三十五条**　［同上］

2　［同上］

3　視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［同上］

（地域大学振興室及び大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院教育振興専門官及び公立大学専門官）

**第三十七条**　［同上］

2　地域大学振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　大学における教育のための補助に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

3～7　［略］

8　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言（専門教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

9　公立大学専門官は、公立大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言（総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）並びに公立大学法人に関する専門的事項についての処理に当たる。

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新技術教育推進専門官及び教員養成企画専門官）

**第三十八条**　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新技術教育推進専門官及び教員養成企画専門官それぞれ一人を置く。

2　専門職大学院室は、次に掲げる事務（教育職員の養成のための教育に係るものを除く。）をつかさどる。

一～五　［略］

3～7　［略］

8　教員養成企画専門官は、大学における教育職員の養成のための教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

（宗教法人行政室及び研究官）

**第八十五条**　宗務課に、宗教法人行政室及び研究官一人を置く。

2～4　［略］

5　研究官は、命を受けて、宗務課の所掌事務のうち専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

**附　則**

（初等中等教育局教育職員政策課校務改善支援専門官の設置期間の特例）

**第四条**　第二十五条第一項の校務改善支援専門官は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（初等中等教育局教育職員政策課教員免許・研修企画室教員関係情報システム専門官の設置期間の特例）

**第五条**　第二十五条第三項の教員関係情報システム専門官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（初等中等教育局修学支援システム専門官の設置期間の特例）

**第六条**　第三十二条第一項の修学支援システム専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

**第七条～第十一条**　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

3～7　［同上］

8　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言（総合教育政策局及び専門教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

9　公立大学専門官は、公立大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言（初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）並びに公立大学法人に関する専門的事項についての処理に当たる。

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

**第三十八条**　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官それぞれ一人を置く。

2　専門職大学院室は、次に掲げる事務（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～五　［同上］

3～7　［同上］

［項を加える。］

（宗教法人行政室）

**第八十五条**　宗務課に、宗教法人行政室を置く。

2～4　［同上］

［項を加える。］

**附　則**

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

**第四条～第八条**　［同上］

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和七年十月一日から施行する。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

2　学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の表を次のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官、産業教育調査官及び教科調査官） | （高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官、産業教育調査官及び教科調査官） |
| **第三十二条**　［略］ | **第三十二条**　［同上］ |
| 2　［略］ | 2　［同上］ |
| 3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。 | 3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。 |
| 一　［略］ | 一　［同上］ |
| 二　生徒の奨学に関すること。 | 二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。第五項において同じ。）の奨学に関すること。 |
| 4～7　［略］ | 4～7　［同上］ |
| （企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官） | （企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官） |
| **第四十条**　［略］ | **第四十条**　［同上］ |
| 2　［略］ | 2　［同上］ |
| 3　育英奨学専門官は、学生の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 | 3　育英奨学専門官は、学生及び生徒（専修学校の専門課程の生徒に限る。）の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 |
| 4　［略］ | 4　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○文部科学省令第二十七号**

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （未支給の厚生年金保険給付の請求） | （未支給の厚生年金保険給付の請求） |
| **第五十二条**　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 | **第五十二条**　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 |
| 一～五　［同上］ | 一～五　［同上］ |

六　請求者より先順位の厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　［同上］

２・３　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

**○文部科学省令第二十八号**

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十八項及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定に基づき、並びに教育職員免許法を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

**第一条**　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>7　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。<br>一　幼稚園教諭の一種免許状　学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験、地域限定保育士試験（同法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験をいう。次号において同じ。）若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。 | **附　則**<br>7　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。<br>一　幼稚園教諭の一種免許状　学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。 |

六　請求者以外に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七　［同上］

２・３　［同上］

8　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一・二　［略］

三　次に掲げる施設の保育士（当該施設が児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた

二　幼稚園教諭の二種免許状　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。

8　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一・二　［同上］

三　次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

| | |
|---|---|
| 区域内にある場合にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る児童福祉法等一部改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）<br>イ～ハ　［略］ | イ～ハ　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

別記第一号様式を次のように改める。

**別記第一号様式**（第七十二条関係）

（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状

本籍地
氏名
（旧姓）
（通称名）
年　月　日生

右の者に（教育職員免許法）（第　条）の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状を授与する。

（記）

年　月　日

授与権者　印

（番号）

授与条件

備考

一　記載は、次に定めるところによるものとする。

ア　「（教育職員）」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のように記入すること。

イ　本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍・地域（国籍又は戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）第三十六条の二各号に掲げる地域をいう。））を記入すること。

ウ　教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（教育職員免許法）」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）」と記入すること。

エ　免許法第十六条、第十六条の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（第　条）」の箇所は、それぞれ「第十六条」、「第十六条の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ　「（左記の教科について）」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

カ　教科等の定めのない免許状の場合は、「（記）」の欄は設けないこと。

キ　「（番号）」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ク　「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

（ア）　専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院での専攻（十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。）

（イ）　単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称

（ウ）　学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む。）の名称、卒業又は修了の年月日

（エ）　教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日

（オ）　特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行つた年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）

（カ）　その他授与権者において必要と認める事項

二　免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

三　授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （介護等の体験を行う施設）<br>**第二条**　特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。<br>一～九　［略］<br>十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設<br>十一～十四　［略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （介護等の体験を行う施設）<br>**第二条**　特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。<br>一～九　［同上］<br>十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設<br>十一～十四　［同上］ |

**○厚生労働省令第九十五号**

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び関係法令の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

**第一条**　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）<br>**第三条**　次に掲げる省令の規定中「同法第百八条第七項、第百二十二条又は第百三十二条」を「同法第百二十二条若しくは第百三十二条又は学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法第百八条第七項」に改める。<br>一　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第三十四号）附則第三条<br>二　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年文部科学省令第九号）附則第二条第二項<br>**附　則**<br>この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。<br>一　第三条の規定　公布の日<br>二　第一条中別記第一号様式の改正規定　令和八年十月一日 | |
| （死亡の届出）<br>**第九条**　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。<br>一～三　（略）<br>2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。<br>一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）<br>イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法<br>ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法<br>二　書面を交付する方法 | （死亡の届出）<br>**第九条**　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出することによって行わなければならない。<br>一～三　（略）<br>（新設） |

（氏名変更の届出）

**第十条**　法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の氏名の変更の届出は、基金に対し、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行わなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名

二・三　（略）

（住所変更の届出）

**第十一条**　法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の住所の変更の届出は、基金に対し、当該事実のあった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行わなければならない。

一　（略）

二　変更前及び変更後の住所

三　（略）

（加入員証の再交付の申請）

**第十二条**　（略）

2　前項の申請をする場合には、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、破り、又は汚した加入員証については、申請者において遅滞なく廃棄しなければならない。

一・二　（略）

（年金の裁定の請求）

**第十四条**　法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による年金の裁定の請求は、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行わなければならない。

一～四　（略）

2　前項の請求に当たっては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

（削る）

二　（略）

3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存

（氏名変更の届出）

**第十条**　法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の氏名の変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、加入員証を添えて、当該事実があった日から十四日以内に、これを基金に提出することによって行わなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日

二・三　（略）

（住所変更の届出）

**第十一条**　法第百二十七条の二において準用する法第十二条第一項の規定による加入員の住所の変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、加入員証を添えて、当該事実のあった日から十四日以内に、これを基金に提出することによって行わなければならない。

一　（略）

二　変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日

三　（略）

（加入員証の再交付の申請）

**第十二条**　（略）

2　前項の申請をする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出しなければならない。この場合において、破り、又は汚した加入員証を当該申請書に添えなければならない。

一・二　（略）

（年金の裁定の請求）

**第十四条**　法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による年金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

2　前項の請求書には、次の各号（生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　加入員証（加入員証を添えることができないときは、その事由書）

三　（略）

（新設）

本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合　前項第一号に規定する書類

二　払渡希望機関の預金口座の口座番号について、裁定の請求者が公的給付支給等口座登録者（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第四項に規定する公的給付支給等口座登録者をいう。第十八条において同じ。）であって、当該口座番号を情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を利用することにより提供した場合（公的給付支給等口座登録簿（口座登録法第三条第三項に規定する公的給付支給等口座登録簿をいう。第十八条において同じ。）に登録されている預金口座を年金の引渡しを希望する預金口座とした場合に限る。）　前項第二号に規定する書類

（氏名変更の届出）

**第十六条**　年金の受給権者は、氏名を変更したときは、基金に対し、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～三　（略）

2　前項の届出に当たっては、氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本を添えなければならない。ただし、氏名の変更について、当該受給権者が署名用電子証明書の送信をすることにより確認が行われた場合はこの限りでない。

（削る）

（削る）

（住所変更の届出）

**第十七条**　年金の受給権者は、住所を変更したときは、基金に対し、当該事実のあった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～三　（略）

（払渡希望機関の変更の届出）

**第十八条**　年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する金融機関を変更しようとするときは、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～三　（略）

2　前項の届出に当たっては、払渡希望機関の預金口座の口座番号についての当該機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、当該受給権者が公的給付支給等口座登録者であって、前項第三号に掲げる事項を情報提供等記録開示システムを利用することにより提供した場合（公的給付支給等口座登録簿に登録されている預金口座を年金の引渡しを希望する預金口座とした場合に限る。）は、この限りでない。

（氏名変更の届出）

**第十六条**　年金の受給権者は、氏名を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、基金に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　年金証書

二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

（住所変更の届出）

**第十七条**　年金の受給権者は、住所を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実のあった日から十四日以内に、基金に提出しなければならない。

一～三　（略）

（払渡希望機関の変更の届出）

**第十八条**　年金の受給権者は、年金の払渡しを希望する金融機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　前項の届書には、払渡希望機関の預金口座の口座番号についての当該機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（年金証書の再交付の申請）

**第十九条**　（略）

2　前項の申請をするには、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、破り、又は汚した年金証書は申請者において遅滞なく廃棄しなければならない。

一～三　（略）

3　年金の受給権者は、第一項の申請をした後、失った年金証書を発見したときは、遅滞なく、これを廃棄しなければならない。

（所在不明の届出等）

**第十九条の二**　年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、規約の定めるところにより、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一～五　（略）

2　基金は、前項の届書が提出又は前項各号に掲げる事項が電子情報処理組織を使用する方法により提供されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書類の提出を求めることができる。

3　（略）

（死亡の届出）

**第二十条**　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による年金の受給権者の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法

二　書面を交付する方法

3　第一項の規定による提出には、受給権者の死亡を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、基金の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

（未支給の年金の請求）

**第二十一条**　法第百三十三条において準用する法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行わなければならない。この場合において、当該請求が法第百三十三条において準用する法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十四条の例により請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による事項の提供を行うとともに、これに添えるべき書類を提出しなければならない。

一～四　（略）

（年金証書の再交付の申請）

**第十九条**　（略）

2　前項の申請をするには、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を基金に提出しなければならない。この場合において、破り、又は汚した年金証書を当該申請書に添えなければならない。

一～三　（略）

3　年金の受給権者は、第一項の申請をした後、失った年金証書を発見したときは、速やかに、これを基金に返納しなければならない。

（所在不明の届出等）

**第十九条の二**　年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、規約の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　基金は、前項の届書が提出されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書類の提出を求めることができる。

3　（略）

（死亡の届出）

**第二十条**　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による年金の受給権者の死亡の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、基金に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

（新設）

2　前項の届書には、受給権者の死亡を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（未支給の年金の請求）

**第二十一条**　法第百三十三条において準用する法第十九条の規定による未支給の年金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該請求が法第百三十三条において準用する法第十九条第三項の規定に該当することに係るものであるときは、併せて、第十四条の例により請求書及びこれに添えるべき書類を提出しなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に未支給の年金の支給を請求できる者があるときは、その者と受給権者との身分関係

六　（略）

2　前項の請求に当たっては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に規定する書類を除き、次の各号に定める事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、基金の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

一～三　（略）

（一時金の裁定の請求）

**第二十二条**　法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による一時金の裁定の請求は、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に一時金を受けることができる者があるときは、その者と死亡者との関係

六・七　（略）

2　前項の請求に当たっては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号及び第二号に定める書類を除き、次の各号に定める書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、基金の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

一　（略）

（削る）

二～四　（略）

3　前項第二号の書類によって同号に掲げる事実を明らかにすることができない場合においては、同号の書類に代えて、当該事実を明らかにすることができる他の書類を添えるものとする。

（加入員証の交付）

**第三十九条**　基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者（法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）については、加入員番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

一　（略）

二　氏名、性別及び生年月日

三・四　（略）

2・3　（略）

（加入員証の改訂等）

**第四十条**　基金は、第十条の規定により氏名変更の届出があったときは、改訂した加入員証を、加入員に送付しなければならない。

2　加入員は、前項の規定により送付された加入員証を受理した場合は、遅滞なく、変更前の氏名が記載された加入員証を廃棄しなければならない。

五　請求者以外に未支給の年金の支給を請求できる者があるときは、その者の氏名及び住所並びにその者と受給権者との身分関係

六　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

（一時金の裁定の請求）

**第二十二条**　法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による一時金の裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に一時金を受けることができる者があるときは、その者の氏名及び住所並びにその者と死亡者との関係

六・七　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　死亡者の加入員証（死亡者が年金受給権者であったときは、当該年金の年金証書。加入員証又は年金証書を添えることができないときはその事由書）

三～五　（略）

3　前項第三号の書類によって同号に掲げる事実を明らかにすることができない場合においては、同号の書類に代えて、当該事実を明らかにすることができる他の書類を添えるものとする。

（加入員証の交付）

**第三十九条**　基金は、初めて当該基金の加入員の資格を取得した者（法附則第五条第十一項の規定により第一号被保険者とみなされたことにより加入員の資格を取得した者を除く。）については、加入員番号を定めた後、次の各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

一　（略）

二　氏名、性別、生年月日及び住所

三・四　（略）

2・3　（略）

（加入員証の改訂等）

**第四十条**　基金は、第十条又は第十一条の規定により加入員証の提出を受けたときは、これを改訂し、加入員に返付しなければならない。

（新設）

（業務報告書の提出）

**第四十四条**　基金は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書を作成し、翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、基金は、毎事業年度、令第三十条第一項の規定による積立金の運用に係る法第百二十五条第三項に規定する業務についての報告書を作成し、令第三十条の二第一項に規定する基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（給付に関する通知等）

**第四十五条**　（略）

2　（略）

3　第一項の通知を受けた受給権者は、遅滞なく、加入員証を廃棄しなければならない。

4　第一項の通知を受けた法第百三十三条において準用する法第十六条の規定による一時金の支給を受けることとなった者は、遅滞なく、死亡者の加入員証（死亡者が年金受給権者であったときは、当該年金の年金証書）を廃棄しなければならない。

（年金証書の改訂等）

**第四十六条**　基金は、第十六条の規定により氏名変更の届出があったときは、改訂した年金証書を、受給権者に送付しなければならない。

2　受給権者は、前項の規定により送付された年金証書を受理した場合は、遅滞なく、変更前の氏名が記載された年金証書を廃棄しなければならない。

（中途脱退者に対する通知等）

**第五十六条**　（略）

2　法第百三十七条の十七第八項の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示するとともに、連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

3　前項の公告を連合会のウェブサイトへの掲載を行う場合においては、第一項第三号に規定する年金及び一時金の額を公告することを要しない。

（準用規定）

**第六十三条**　次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第十四条から第二十四条まで | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |

（業務報告書の提出）

**第四十四条**　基金は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書二通を作成し、それぞれ翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、基金は、毎事業年度、令第三十条第一項の規定による積立金の運用に係る法第百二十五条第三項に規定する業務についての報告書二通を作成し、令第三十条の二第一項に規定する基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（給付に関する通知等）

**第四十五条**　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（年金証書の改訂等）

**第四十六条**　基金は、第十六条の規定により年金証書の提出を受けたときは、これを改訂し、受給権者に返付しなければならない。

（新設）

（中途脱退者に対する通知等）

**第五十六条**　（略）

2　法第百三十七条の十七第八項の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

（新設）

（準用規定）

**第六十三条**　次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について準用する。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第十四条（第二項第三号を除く。）から第二十四条まで | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

**第二条**　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （個人型年金加入者の申出）<br>**第三十九条**　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。）は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。<br>一～七　（略）<br>２　法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、前項の申出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。<br>一・二　（略）<br>（個人型年金運用指図者の申出）<br>**第四十条**　法第六十四条第一項の規定により個人型年金運用指図者とされた者は、連合会に対し、個人型年金加入者の資格を喪失した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。<br>一～三　（略）<br>２　法第六十四条第二項の規定による申出は、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。<br>一・二　（略）<br>（個人型年金加入者の資格喪失の届出）<br>**第四十六条**　個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、その資格を喪失したとき（個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。）は、連合会に対し、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。<br>一～三　（略）<br>（個人型年金加入者の氏名変更の届出等）<br>**第四十七条**　個人型年金加入者は、その氏名又は住所に変更があったときは、連合会に対し、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。<br>一・二　（略） | （個人型年金加入者の申出）<br>**第三十九条**　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。<br>一～七　（略）<br>２　法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。<br>一・二　（略）<br>（個人型年金運用指図者の申出）<br>**第四十条**　法第六十四条第一項の規定により個人型年金運用指図者とされた者は、個人型年金加入者の資格を喪失した日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。<br>一～三　（略）<br>２　法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。<br>一・二　（略）<br>（個人型年金加入者の資格喪失の届出）<br>**第四十六条**　個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、その資格を喪失したとき（個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。）は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。<br>一～三　（略）<br>（個人型年金加入者の氏名変更の届出等）<br>**第四十七条**　個人型年金加入者は、その氏名又は住所に変更があったときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。<br>一・二　（略） |

| 第四十四条 | （削る） | （削る） |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

| 第四十四条 | 二通 | 一通 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |